

第六回
万引に関する全国青少年意識調査・分析報告書

平成 23 年 6 月

調査：特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

協力：文部科学省・警察庁

ごあいさつ

ここに平成 22 年度に実施した「第六回 万引に関する全国青少年意識調査」に関する報告書をお届けします。

平成 17 年度に始まったこの調査も 6 年目を迎えました。「青少年の万引」に注目し、毎年 1 万人以上の調査が連続で行っているということは世界にも例を見ない調査研究であると自負しています。この調査研究が可能となった背景には特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構（万防機構）の会員各位、警察庁生活安全局少年課及び各都道府県警察関係者、文部科学省初等中等教育局児童生徒課及び各都道府県教育委員会等教育関係者の皆様の厚いご協力があったことは間違いございません。ここに深くお礼を申し上げます。

「青少年の万引」に対する社会の注目はますます強くなっています。

- ① 少年の犯す犯罪の中で最も多い犯罪であること（平成 22 年 36,174 件）
- ② 将来の日本を支える青少年の犯罪の入り口となっていること
- ③ 「たかが万引」「捕まると思わなかった」等の認識が多いこと
- ④ 「万引は絶対にやってはいけないこと」に対する認識が学年が高くなる
とともに薄れてくること

等々の理由から「青少年の万引」対策は重要かつ急務なこととなっています。

私ども万防機構も過去に様々な対策を提案・実施してきましたが、一昨年からは始まった警視庁が中心になって取り組んでいる東京の万引防止対策、更に昨年 10 月から始まっている全国での万引防止対策の推進のなかで、万防機構も種々の機関や人々と連携し様々な提案してまいりたいと考えています。

この報告書が、ネット社会で生きる青少年を取り巻く現代社会の中で青少年の背後に何があるのか、大人が何をしないといけないか等を考える参考になれば幸いです。

平成 23 年 6 月

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構
理事長 河上 和雄

目 次

はじめに一本調査の目的と方法	1
1. 万引きの現状	1
2. 本調査の目的と方法	2
3. 調査項目の変更	4
第1章 万引きに対する基本的知識	7
1. 万引きに対する知識（小学生のみ）	7
2. 万引きについてどこで教えられたか	7
3. 万引きに対する自分の考え	8
4. 万引きに対する友達の考え（の推測）	10
5. 万引きに対する保護者の考え（の推測）	11
6. 万引きをする理由	12
7. 万引きをした商品を友達へ売る話	13
8. 万引き対策を認識しているか	14
9. 万引きをしなくなるための対策	16
第2章 万引きとの関わり	19
1. 万引きに誘われた経験の有無	19
2. 万引きに誘うのは誰か	19
3. 万引きに誘われた方法	20
4. 万引きに誘われたときの対処	21
5. 友達の万引きを目撃したときの対処	22
6. 万引で捕まったら、どうなると思うか	23
7. 万引きをしたことの償い	24
第3章 万引き少年に対する対応—中学生・高校生に対する設問—	27
1. 店は警察に通報すべきか	27
2. 「そう思う」の理由	27
3. 「そう思わない」の理由	27
4. 警察は学校に連絡すべきか	28

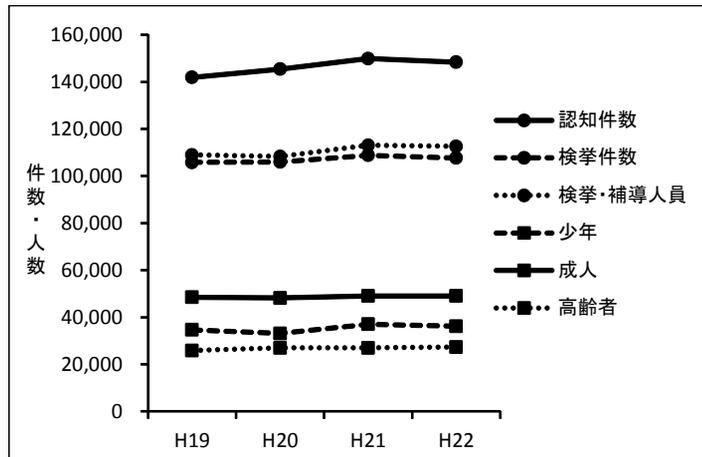
5. 「そう思う」の理由	29
6. 「そう思わない」の理由	29
7. 学校は保護者へ連絡すべきか	30
8. 「そう思う」の理由	30
9. 「そう思わない」の理由	31
10. 保護者は万引きをした子どもを厳しく指導すべきか	32
11. 「そう思う」の理由	32
12. 「そう思わない」の理由	33
第4章 他の非行に対する意識—中学生・高校生に対する設問—	35
1. 違法薬物に対する意識	35
2. 違法薬物に対する友達の意識（の推測）	35
3. タバコに対する意識	36
4. タバコに対する友達の意識（の推測）	36
第5章 万引きに対する意見・目撃事例等—中学生の意見の紹介—	39
まとめ—調査結果の概要—	47
第1章	47
第2章	48
第3章	48
第4章	50
資料1 数値表	51
資料2 調査票	59
資料3 全国万引き統計 2010年	72
調査結果の分析を終えて	北海道大学大学院文学研究科特任教授 瀧川哲夫 75
あとがき	桜美林大学教授（倫理学） 坂井昭宏 77

はじめに一本調査の目的と方法

1. 万引きの現状

万引きはその認知件数、検挙件数、検挙・補導人員のいずれも、近年、高止まりの状態にある。検挙・補導人員（全国）を見ると、平成 13 年（100,340 人）に 10 万人の大台に乗り、平成 17 年がピーク（121,914 人）で、平成 21 年は 113,083 人である。

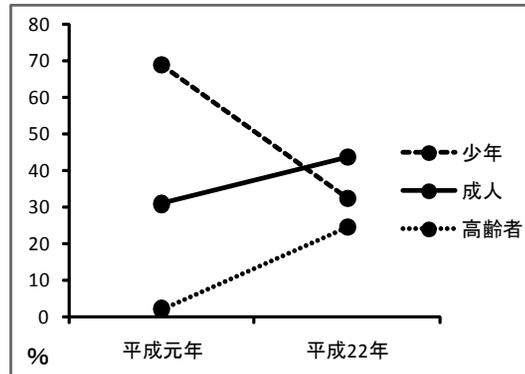
東京都はさらに典型的で、平成 12 年から 14 年までは 6,000 人代だったが、平成 15 年 8,706 人、平成 16 年に 1 万人（10,738 人）を越え、平成 17 年（13,173 人）から平成 19 年（13,656 人）までは 1 万 3 千人台、平成 20 年（12,695 人）で僅かに減少したが、平成 22 年（16,128 人）には 1 万 6 千人代に乗っている。



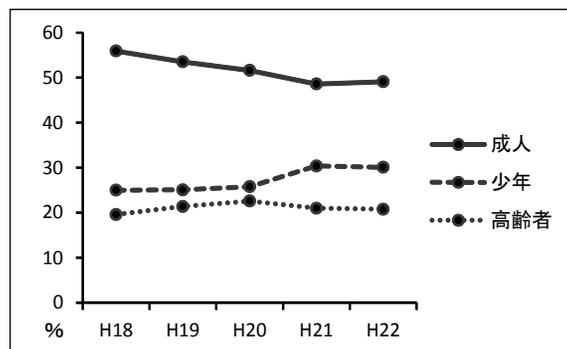
要するに、警察庁や警視庁などの各県警が積極的な抑止対策を講じているにもかかわらず、いまだ期待されるほどの効果は現れていない。

むろん、万引きが高止まりの状態にあるその原因の一つを、「全件届出」対策にあると見ることもできる。しかし、この対策が全国の各小売店舗にまで周知徹底されているならば、認知件数は現状の数倍に達すると予想されるが、現状はそこまでは至らない。まさに旧態依然として、高止まりの状態を継続しているのである。

また、前回の報告書では、万引きはもはや少年の一過性の犯罪ではないと報告した。詳しく言えば、年間の検挙・補導人員に占める少年の割合が平成元年 68.7%から、平成 22 年 32.1%に減少し、成人の割合は平成元年 30.7%から平成 22 年 43.6%へ、高齢者の割合は平成元年 1.9%から平成 22 年には 24.3%に増加したということである。現在では、万引きは歴とした大人の犯罪である。



これが約 20 年間の大きな傾向であるが、最近になって少年の占める割合が増加する傾向が見られる。検挙・補導人員に占める少年の割合（全国）は、平成 18 年（32.4%）、19 年（31.8%）、20 年（30.6%）、21 年（32.7%）、22 年（32.1%）である。この傾向は、とくに東京都に著



しい。具体的な数値（検挙・補導人員人員に占める少年の割合）を示すと、平成 18 年（25.0%）、19 年（25.1%）、20 年（25.8%）、21 年（30.4%）、22 年（30.1%）である。

昨年度の報告書では、その理由として警視庁調査（「万引きに関する調査研究報告書」平成 21 年 8 月）に基づいて、(1)複合型大規模商業施設の増加と(2)そうした商業施設における各種防犯設備や保安警備員の配置などの万引き対策の強化を指摘するとともに、(3)とくに中学生の万引犯の増加の背景にはインターネットを利用した「万引きしやすい店」に関する情報の流布にも注意を促した。

こうした状況を踏まえて、今回の調査では調査対象の児童生徒がどの程度そうした情報に接しているのかを調べるために、友達に万引きをしようと誘われた際に、どのような手段が使われたかを問う設問（少学生問 7-1、中学生/高校生問 5-1）を加えておいた。しかし、予想に反して、その設問に対する回答でもっとも多かったのは、「相手にあって」（小 81.3%、中 89.6%、高 95%）であり、「携帯電話」、「携帯メール」、「パソコン・メール」、「インターネットのサイト」はこれらをすべて合算しても 8%程度であった。（複数選択なので同一回答者がこれらすべてを選択している可能性がある。）

もちろん、小学生・中学生レベルでの携帯電話やパソコンの普及率やその地域差も考慮しなければならないであろう。また同時に、「万引きしやすい店」に関する情報を収集する手段と、万引き仲間の連絡手段は必ずしも同一ではない。しかし、少なくとも万引きの共犯関係となりうる集団は、日常的に親しく接している仲間からなっていることが、この設問に対する回答から理解できる。

しかし、この点に関しては、本調査の調査方法との関係で検討すべき問題がある。それは地域差の問題である。この点に関しては次節で少し詳しく考察する。

2. 本調査の目的と方法

本調査の目的は、「万引犯罪に対する青少年の意識を、全国統一の調査票によって把握することによって、年代別・男女別・地域別分析等の基礎データを得るとともに、行政・警察当局が防犯施策、青少年団体、街の防犯ボランティア活動に資すること」にある。

また、本調査は質問紙法に基づくアンケート調査である。調査対象校のサンプリングには「全国学校総覧 2011 年版」を台帳として、全国の小学校、中学校、高校の中から各 47 校、合計 141 校を無差別に抽出し、各学校の教室単位に調査票を配布した。調査の依頼に当たっては、あらかじめ調査票送付のほぼ 10 日前までに、主意書・調査票サンプル・参考資料等を全対象校に送付して予告を行った。同時に、各都道府県教育委員会には、文部科学省の依頼文を添付して調査に対する協力を依頼した。調査期間は平成 22 年 12 月から平成 23 年 2 月末までであった。

調査対象者	対象校	回答校	調査票数	回収数	回収率
小学校 5 年	47 校	43 校	2,350 票	2,499 票	106.3%
中学校 2 年	47 校	43 校	4,700 票	4,387 票	93.3%

高校 2 年	47 校	43 校	4,700 票	4,272 票	91.0%
計	141 校	129 校	11,750 票	11,158 票	95.0%

送付した調査票セットは、担任教師により、教室内で対象児童生徒に配布された。対象校によっては予備票（各校 20 票）を含めて回答した場合があります、その回答もすべて有効回答とした。調査票は無記名で、回答者自身が回収用の封筒に入れ、糊付けして担任に提出した。総回収数は 11,158 票、回収率は 95.0%である。

本調査の回収率は全体として極めて高い。各都道府県教育委員会及び調査票を受け取られた各小中学校のご協力の賜である。関係者のご厚意に心からの感謝の意を表明しておきたい。

しかし、前節の末尾で指摘した地域差の問題に関連して、第 1 に指摘しておきたいことは、本調査は必ずしも各都道府県別の青少年の意識を反映しているとはいえない、ということである。調査票の配布が各都道府県毎に小学校、中学校、高等学校各 1 校に限られるために、その 1 校の協力が得られなければ、その県についてまったくデータが得られない。今回の調査で協力を頂けなかったのは、小学校、中学校、高校ともに各 4 県である。

また、各県当たりの回収数に大きな差がある。小学校では最大 107 票—最小 37 票、中学校は最大 175 票—67 票、高校では最大 116 票—最小 68 票となっている。その上、高校では 6 県が男子校もしくは女子校である。

したがって、回収票の分布には上記の三つの点で偏りがあるので、本調査は各都道府県の青少年の意識を正確に反映しているとはいえない。各都道府県の児童生徒数と性別に応じた調査票の配布が必要であるように思われる。もちろん、大局的にわが国全体における青少年意識調査として見るなら、こうした点は無視しても差し支えはないであろう。すでに見たように、調査目的には年代別・男女別と並んで「地域別分析等」という表現があるが、無い物ねだりはできない。

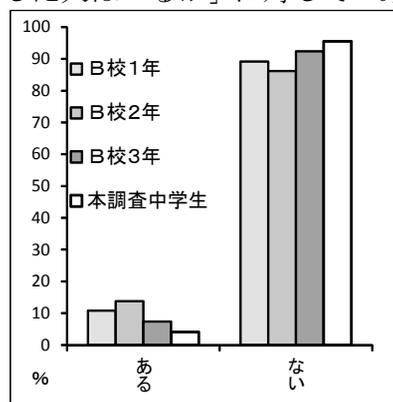
調査方法に関して指摘しておきたい第 2 の点は、万引きに関して問われるべき地域差というのは、都道府県のような大きな単位での地域の違いではなく、たとえば、中学校の通学区のような比較的小さな単位間のそれではないのか、ということである。

個人的な経験を例に引くのはあまり好ましいことではないが、私は東京都のある区にある中学校（A 校）のセーフティー教室において、所轄署少年係の警察官からこの中学校の生徒で万引きで補導・検挙される者は極めて少ないという話を聞いた。しかし、本機構普及推進委員の手元にある資料によれば、同じ区内の別の中学校（B 校）では、質問紙法による調査で「万引きをしたことがあるか」という問いに対して、「ある」と答えた者は 8.9%であった。

警視庁調査によれば、少年の万引き検挙・補導人員の同世代人口 10 万人に対する割合は、平成 19 年 174 人、平成 20 年 166.3 人であった。百分率に直すと 0.16～0.18%程度である。かりに万引き事案の暗数を 10 倍と見ても、万引きの経験のある中学生

は同世代人口の2%程度にすぎない。このB校の8.9%は相当に高い数値であり、また所轄警察署少年係の話を信ずるなら、私が訪問し講演を行った同じ区内のA校とは雲泥の差がある。実際、他の設問「まわりで万引きをした人はいるか」に対して「ある」と答えたB校生徒は33.3%に達する。

さらに、B校の調査項目には「万引きに誘われたことはあるか」という設問があるが、これに対して10.5%（1年10.8%、2年13.8%、3年7.4%）が「ある」と答えている。後で見るように、本調査にも同じ設問（小学生問5、中高生問3）があり、これに「ある」と答えた中学生は全国平均で4.1%に留まる。B校およびB校周辺の地域では、万引き汚染度が極めて高いと見て間違いはないが、これをB校が属する区全体に共通の現象と見ることはできない。万引き汚染地区は全国各地に離散的に局在している。このことは、第2章4「万引きに誘われたことがあるか」の県別データからも明らかである。したがって、本調査のような全国規模の意識調査に平行して、比較的規模の小さい地域での調査を積極的に行い、その実態を解明する必要がある。



現象と見ることはできない。万引き汚染地区は全国各地に離散的に局在している。このことは、第2章4「万引きに誘われたことがあるか」の県別データからも明らかである。したがって、本調査のような全国規模の意識調査に平行して、比較的規模の小さい地域での調査を積極的に行い、その実態を解明する必要がある。

3. 調査項目の変更

さて、過去5年間（平成17年～21年）の本調査の主要な調査項目は以下の通りであった。

- ①万引についてどこで教えられたか
- ②万引についてどのように考えているか
- ③万引について友達はどのように考えているか
- ④万引に誘われたことがあるか
- ⑤万引をする理由はなんですか
- ⑥万引で捕まったらどうなると思うか
- ⑦万引したものを友人などに売っているという話をどう思うか
- ⑧少年が万引をしなくなるためにはどうすればいいか
- ⑨万引をさせないために店等がやっていること知っているか
- ⑩その他(麻薬・ドラッグ・タバコについての意識)－第3回から追加
- ⑪青少年の自己意識と周囲の人々の一般的態度－第4回から追加

このほか、第3回調査（平成19年実施）から「意見・事例等自由意見」記載欄が設けられ、また第5回（平成21年実施）では上記⑩に関する設問が増やされている。

しかし、前回の調査結果を分析する過程で幾つかの設問と選択肢に不適切な箇所があることが判明した。その詳細は第5回調査報告書で詳しく述べたのでここでは繰り返

返さない。そこで、昨年秋に2回の検討会を開催し、本機構調査研究委員長、事務局長を中心に、筆者と本調査結果の分析を担当された瀧川哲夫氏のほか、万引き問題に造詣の深い学識経験者数名が集まって調査内容の検討を行った。その結果、

- (1) 本調査の趣旨を踏まえて、調査項目を万引きに関する意識調査に限定すること。
- (2) 各設問および各選択肢の表現を可能な限り適正なものに改めること
- (3) 選択肢「その他」の選択比率の高い設問に適切な選択肢を増やすこと
- (4) 各設問の「自由記載」は廃止し、質問紙の末尾にのみ残すこと

を基本方針として、今回の調査項目を設定した。

具体的にいえば、上記①～⑩の項目を基本的に継続し、⑪を取りやめるとともに、新たに以下の設問を加えた。(詳細は巻末の調査票を参照されたい。)

- ⑫万引きについてあなたの保護者(親)はどのように考えているか
- ⑬友達から万引きに誘われたらどうするか
- ⑭友達が万引きするところを目撃したらどうするか

万引きに絡む友達関係を詳しく調査しようと考えたのは、警視庁調査によれば、成人(共犯者あり1.4%)や高齢者(共犯者あり1.5%)に比較して、少年の万引き被疑者には共犯が多い(共犯者あり30.1%)ことが明らかになっているからである。

今回の調査結果の分析の過程でもいくつかの不備な点が散見された。主要な課題は統計上の処理に関連して、選択肢を単一選択にするか複数選択にするかである。調査方法の問題と併せて、次回調査までに再検討を試みることにする。

第1章 万引に対する基本的意識

1 万引に関する知識 (小学生のみ)

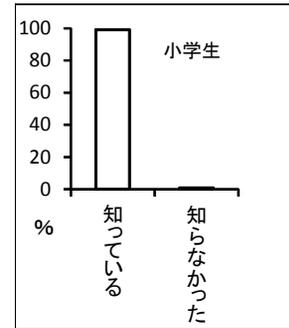
定義 万引とは「お金を払わずにお店の商品を持っていくこと」をいいます。

(小学生)問1. 万引という知識を知っていますか？(ひとつだけ)

- 1.知っている
- 2.知らなかった

万引という行為を認識しているかどうかを問う設問である。対象者は小学校の高学年であるが、99.2%が「知っている」と回答している。「知らなかった」は0.8%しかない。これは過去5年間の調査でも変わらない。「万引」という行為自体は、小学生にも十分に知られていると考えることができる。

男女比で見ると、女子(99.4%)は男子よりも0.4ポイントほど高いが、統計的に意味のある差ではない。



2. 万引きについてどこで教えられたか

(小学生)問2. 上の質問で「知っている」と答えた人は、万引についてどこで教えられましたか。

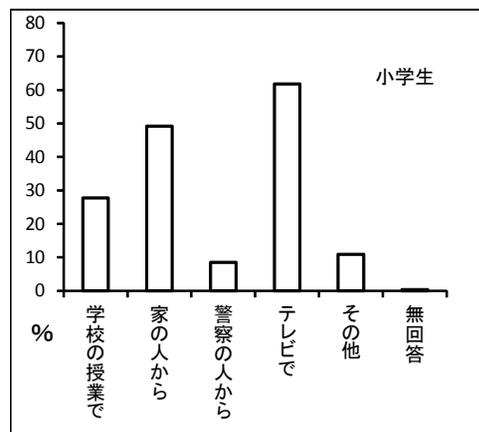
(いくつでも)

- 1.学校の授業で
- 2.家の人から
- 3.警察の人から
- 4.テレビで
- 5.その他(具体的に)

上記の設問に「知っている」と答えた児童が、その知識をどこで得たのか質問した。

「テレビで」(61.8%)と答えたものが半数を超えている。次いで、「家の人から」(49.2%)、「学校の授業で」(27.7%)の順になる。「警察の人から」(8.7%)と答えたものは少ない。昨年度の調査項目にあった「けいさつで」という表現は紛らわしいので、今年度は「警察(けいさつ)の人から」に改めた。この順位には第1回調査から大きな変動はない。

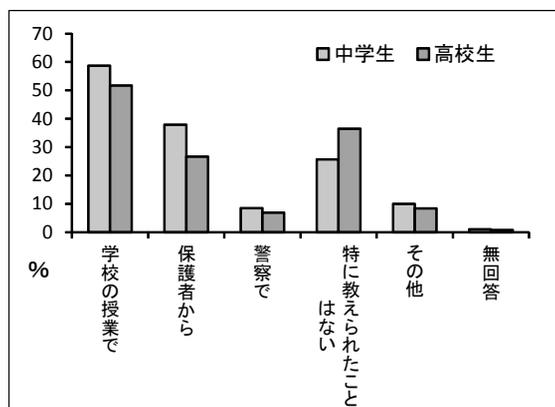
理解に苦しむのは、「テレビで」である。万引きがテレビドラマや娯楽番組で主題として取り上げられることはそう多くはない。また、ニュースや報道番組についても同様である。警視庁調査では、少年被疑者の回答は「学校」(46.6%)、「家庭」(37.5%)、「新聞・テレビ」(14.1%)の順であり、高齢被疑者では「家庭」(30.7%)に次いで「新聞・テレビ」(25.9%)であった。情報はすべて新聞・テレビ等のマスコミを介して伝えられるという偏見が広く行き渡っているのかも知れない。いずれにしても、この種の調査では少年や高齢者は「テレビで」と答える傾向にある。テレビ、新聞等のマスコミに万引きに関する正しい情報を伝達することが重要である。また、このことは万引き防止教材にはビデオ等の映像が有効であることを暗示するのもかも知れない。



(中高生)問24. あなたは万引についてどこかで教えられたことがありますか。(いくつでも)

- 1.学校の授業で
- 2.保護者(親)から
- 3.警察で
- 4.特に教えられたことはない
- 5.その他

先と同じ設問を中高生にしたものである。こちらの選択肢には「テレビで」がない。そのためか「テレビで」を除いて、小学生の回答順位を「学校の授業」(中58.7%、高51.8%)、「保護者から」(中37.6%、高26.6%)と繰り返している。「もしここにテレビ(もしくは、インターネット)などのマスコミが選択肢に入っていたら、回答はどうなっていたであろうか」。これは、昨年度の調査報告書の指摘であるが、この疑問には上で一応の解答を与えておいた。



問題は「特に教えられたことはない」が、中学生・高校生全体で30%(中25.7%、高36.5%)を超えていることである。また、「その他」も10%近い数値を示しており、合計40%近くになる。これは、昨年度以前の調査でも同様である。小学生の99.2%が「万引き」とは「お金を払わずにお店の商品を持っていくこと」であることを知っている。しかし、中高生ではその30%が万引きについて「特に教えられたことはない」と答えている。

このギャップはどうして生ずるのであろうか。心理学では、知識の初期学習の具体的場面(どこで誰から教わったか)は、ある程度の年月をへて、それが一般的知識として確立すると忘れられると考えられている。これに従えば、このギャップは万引きに関する知識内在化の証拠と見ることができる。

3. 万引きに対する自分の考え

(小学生)問3. 万引についてあなたはどのように考えていますか？(ひとつだけ)

(中高生)問1. 万引についてあなたはどのように考えていますか。(ひとつだけ)

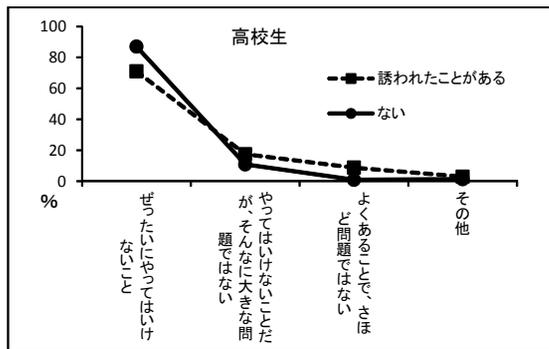
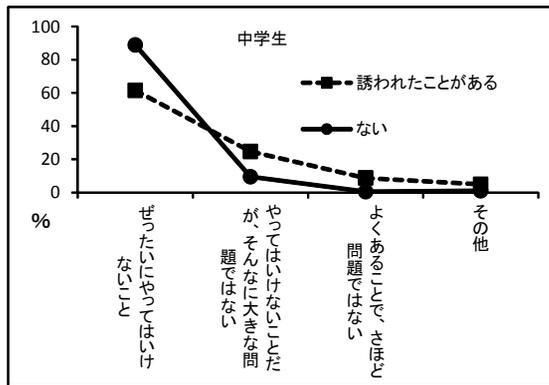
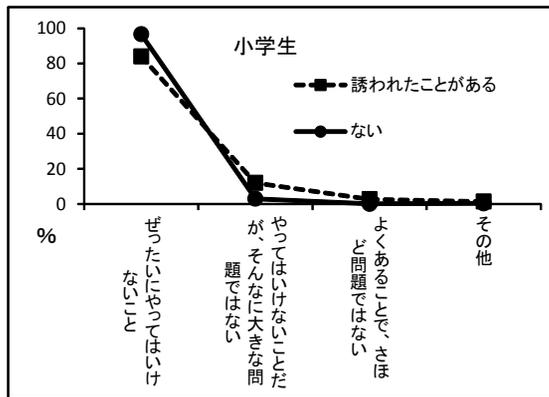
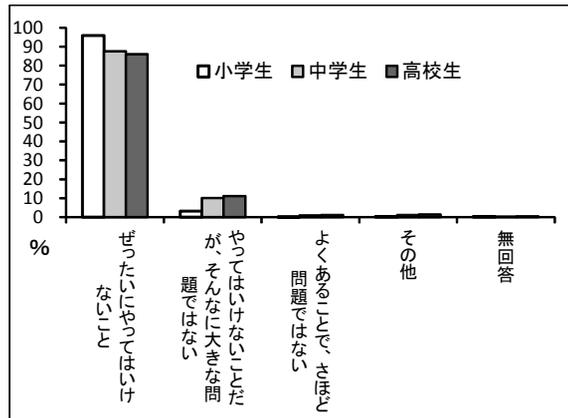
- 1.絶対にやってはいけないこと
- 2.やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではないこと
- 3.よくあることで、さほど問題ではないこと
- 4.その他

万引について青少年がどのような考えをもっているかを問う設問である。

「絶対にやってはいけない」と答える者が、全体で9割近くを占めている。万引きが犯罪であるという知識は、ほとんどの少年が共有していることが理解される。経年では本調査開始時以降、中学生・高校生で「絶対ダメ」の数値が数ポイント高くなっている(平成17年度、中83.2%、高80.9%;平成22年度、中87.6%、高86.0%)。

学年が上がるにつれてこの比率(小95.8%、中87.6%、高86.0%)は低下し、逆に「やっていけないことだが、そんなに大きな問題ではない」(小3.2%、中10.1%、高11.1%)は上がるが、これは一概に

万引を非犯罪化する考えをもつ者が増加したと見るべきではない。殺人、誘拐といった大罪と比較した場合や、個人が危機的状況に投げ出され時のことを考慮に入ると、万引きを最悪よりはましの選択肢と考える者がいても不思議ではない。視点を換えて言えば、「万引きは犯罪である」という自覚さえ失っていないなら、学年が上がるにつれて「絶対にだめ」でなく、「やってはいけないことだが大きな問題ではない」と考える者が増加するのは、規範意識の発達の現れと見ることもできるであろう。重要な



8.7%)も約8ポイントの差がある。

ただし、万引きに誘われた経験の有無と、万引きに対する自分の考えとの間に上述のような相関関係があるということから、ただちに両者の間に因果関係があるということにはならない。この種の調

査以上の、さらに立ち入った調査と分析が必要である。

むしろ、ここでの問題は、「よくあることで、さほど問題でない」という万引きに対する規範意識が明らかに弛緩している者が、中学生・高校生で約1%(8,661人中89人)いることであり、その数値はこの数年間ほとんど変わらないことである。むしろ、「さほど問題でない」と思うことと、実際に万引に手を出すことには大きな乖離がある。しかし、年間の少年万引き検挙・補導人員の同世代人口10万に対する比率と万引き事案の暗数を考慮すると、これは注目に値する数値である。

4. 万引に対する友達の考え(の推測)

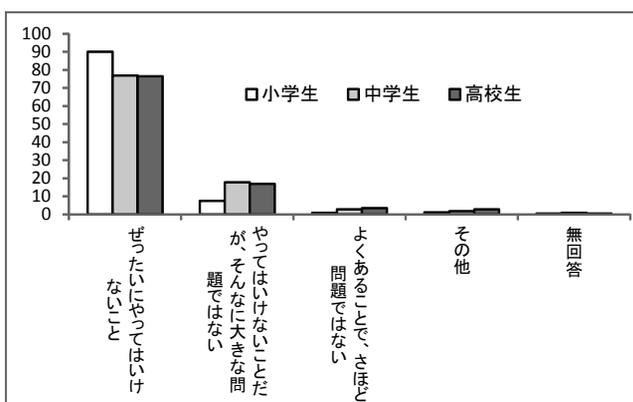
(小)問4. 万引についてあなたの友達はどのように考えていると思いますか。

(中高)問2. 万引についてあなたの友達はどのように考えていると思いますか。(ひとつだけ)

- 1.絶対にやってはいけないこと
- 2.やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではないこと
- 3.よくあることで、さほど問題ではないこと
- 4.その他

前問との対比で、万引についての自分の考えと友達の考えとの間に差異を感じているかどうかを問う設問である。

一見したところ、友人の考え(の推測)と自分の考えとの間に大きな差異はみられない。友達の考えでもやはり「絶対にやってはいけない」(小90.0%、中76.8%、高76.4%)と答えるものが一番多く、「やってはだめだが大きな問題ではない」(小7.6%、中17.8%、高16.8%)、「よくあることで、さほど問題ではない」(小0.8%、中2.8%、高3.5%)の順になる。すなわち、周囲の友達も自分と同じ規範意識を共有していると考えているようである。



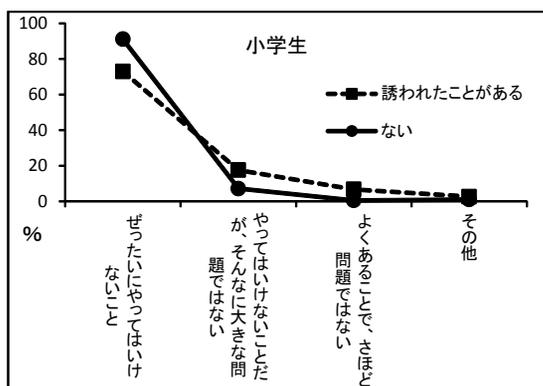
ただし、数値を細かく見ると、少しばかり違いがある。「絶対にやってはいけない」が中学生と高校生では、自分(中87.6%、高86.0%)から友達(中76.8%、高76.4%)へ約10ポイント下がっている。逆に「やってはだめだが大きな問題ではない」では自分(中10.1%、高11.1%)から友達(中17.8%、高16.8%)へ数ポイント上がっている。周囲の友達も自分よりも万引を軽視していると考えられる者が多い。また、この傾向は学年が上がるごとに強くなる。統計的には、小学生は中学生・高校生に比べて有意に高く、中学生と高校生の間には有意な差はない。

さらに、「よくないことだが」(小7.5ポイント差、中17.8ポイント差、高16.8ポイント差)と「よくあることで」(小0.8ポイント差、中2.8ポイント差、高3.5ポイント差)に見られるように、自分自身の場合と友人の場合の差は、中学生と高校生よりも、小学生と中学生との間で大きな数値の変化が認められる。

この問いに関して興味深いのは、これに答えるとき、「友達」について具体的なイメージを懐いているのか、それとも漠然と同学年の少年を思い描いているにすぎないのか、ということである。

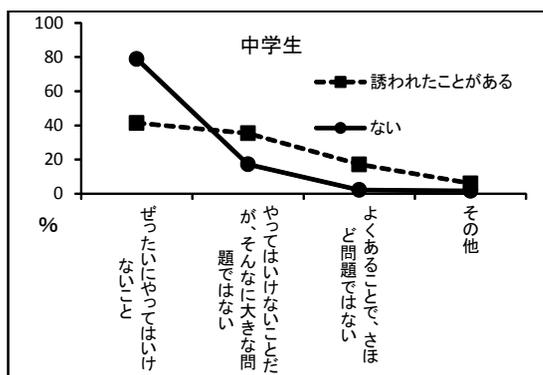
今回の調査結果の分析は、この疑問にじつに明快な回答を与えてくれる。前の設問で述べたように、

万引きに対する自分の考えは、万引きをするように誘われた経験の有無と関連している。言うまでもない

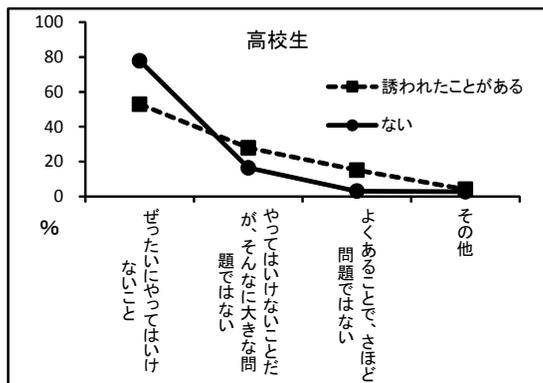


ことであるが、この経験の有無は自分自身についてよりも、「万引きに対する友達の考え(の推測)」にいっそう大きな影を落としている。各学年における「ある」と「ない」の分布間で独立性の検定をおこなった結果、すべて有意な差(1%水準)となっている。

小学生では「絶対にいけない」が、「誘われたことがない」(91.1%)から「ある」(73.0%)へ約18ポイント減少している。他方、「そんなに大きな問題ではない」は、「ない」(7.2%)から「ある」(17.6%)へ約10ポイント増加する。この差は中学生でもっとも大きく、「絶対にいけない」は「ない」(79.0%)から「ある」(41.4%)への約38ポイント減で、反対に「そんなに大きな問題ではない」は「ない」(17.2%)から「ある」(35.4%)へ約18ポイント増である。また、高校生では前者が「ない」(77.8%)から「ある」(52.9%)へ約25ポイント減少し、後者は「ない」(16.4%)から「ある」(27.9%)へ約12ポイント増の開きがある。同様に、「よくあることで、さほど問題ではない」も中学生(「ない」2.2%、「ある」17.1%)では約15ポイント、高校生(「ない」3.1%、「ある」15.1%)でも12ポイントという大きな差がある。



ここから、回答者がこの回答に答えるとき、かなり具体的な友達の顔を思う浮かべているように推測することができる。



5. 万引に対する保護者の考え(の推測)

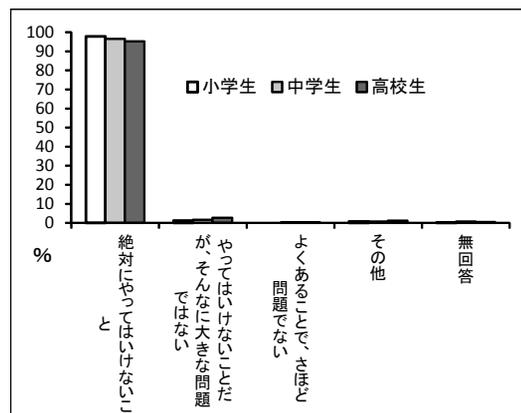
(小学生)問5. 万引についてあなたのお父さんお母さんはどのように考えていると思いますか。(ひとつだけ)

(中高生)問3. 万引についてあなたの保護者(親)はどのように考えていると思いますか。

- 1.絶対にやってはいけないこと
- 2.やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではないこと
- 3.よくあることで、さほど問題ではないこと
- 4.その他

これは新たな設問であり、万引きに対する保護者の考えを問うた。「絶対にいけないこと」が圧倒的(全体96.3%)であり、自分自身(全体88.8%)よりも高い。ここでも、前の2問と同様に、「絶対にいけないこと」(全体96.3%)の比率は年齢とともにゆるやかに低下する(小97.8%、中96.5%、高95.2

%)傾向にあり、それとは逆に「やってはいけないことだが」(全体2.0%)は上昇する(小1.2%、中1.7%、高2.7%)傾向にある。「よくあることで」の比率(全体0.3%)は極めて少ない。



6. 万引きをする理由

(小学生)問 10. 子どもたちが万引をするのはなぜだと思いますか(いくつでも)

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. その品物が欲しいから | 2. お金がないから |
| 3. どきょうだめしのため | 4. いらいらしたから・楽しいから |
| 5. みんなやっているから | 6. 友人にやれといわれたから |
| 7. かんたんにできるから | 8. たいした罰(ばつ)を受けないから |
| 9. 仲間はずれになりたくないから | 10. 売るため |
| 11. かまってほしいから | 12. 目立ちたいから |
| 13. その他 | |

(中高生)問 8. 子どもが万引をする理由は何だと思いますか。(いくつでも)

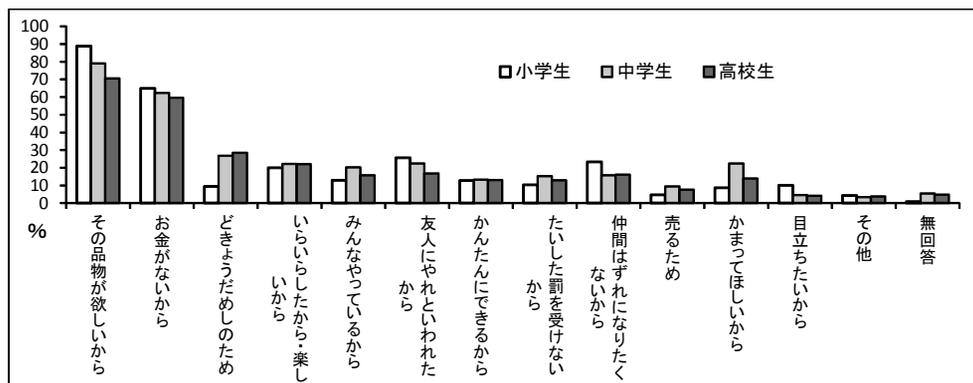
- | | |
|------------------------|---------------------|
| 1. その品物が欲しいから | 2. お金がないから |
| 3. 度胸試しのため | 4. ストレス解消のため(楽しいから) |
| 5. みんなやっているから | 6. 友人に強要されたから |
| 7. かまってほしいから | 8. 目立ちたいから |
| 9. 簡単にできるから | 10. 大した罰を受けないから |
| 11. 仲間はずれになりたくないから | 12. 中古品店で換金するため |
| 13. インターネットオークションで売るため | 14. 友達に売るため |
| 15. その他 | |

少年たちが万引をする理由を質問した。選択肢が多く、小学生と中高生で設問項目に若干の違いがある。しかも複数回答であるため、さまざまな理由に大きな数値がついているが、理由の順位や数値は、一昨年度以前の調査と比較して大きな違いはみられない。

この設問については、学年別に見て行く。圧倒的に数値が高いのは「その品物が欲しいから」(小 88.9%、中 79.1%、高 70.6%)と、「お金がないから」(小 64.9%、中 62.3%、高 59.6%)である。これは一昨年以前の調査でも変わらない。万引の基本的動機は、単純に物欲であると考えられている。しかし、小学生と高校生では前者に関して約 20 ポイント、後者に関して 5 ポイントの開きがある。

小学生では、その次に来るのが「友人にやれといわれたから」(小 25.6%、中 22.4%、高 16.8%)、「仲間はずれになりたくないから」(小 23.4%、中 15.7%、高 16.1%)であるが、中高生では「度

胸試しのため」(小 9.5 %、中 26.8 %、高 28.5 %)が第3位を占める。また、「いらいらしたから・楽しいから」(小



20.0%、中 22.2 %、22.0%)も、全体として 2 割程度ある。

特に中学生に顕著なのは、「かまっしてほしいから」(小 8.7 %、中 22.5 %、高 13.9 %)と、「みんなやっているから」(小 12.9 %、中 20.2 %、高 15.7 %)である。さらに、学年の違いにかかわらず、全体の 1 割強が、「簡単にできるから」(小 12.8 %、中 13.3 %、高 13.1 %)と「大した罰を受けないから」(小 10.3 %、中 15.2 %、高 12.9 %)を選んでいる。他方、「売るため」(小 4.7 %、中 9.4 %、高 7.6 %)は全体として 1 割に満たない。

この設問に関して注意すべき点は、おそらくはこの問いに答えた大多数の児童生徒が万引きを経験したことはないという事実である。言い換えれば、この設問に対する回答は、同じ年齢の子がもし万引きをするなら、こういう理由でそうするのであろうという推測に基づく。したがって、上述の回答分布がどの程度実際に万引きをする子の心理を反映するのかは定かではない。むしろ、それは回答する児童生徒の発達段階を表現していると見るべきであろう。事実、警視庁調査(平成 21 年 8 月)では、万引きをする少年の動機は「ゲーム感覚」(26.8 %)、「たんに欲しかった」(23.3 %)の順であった。

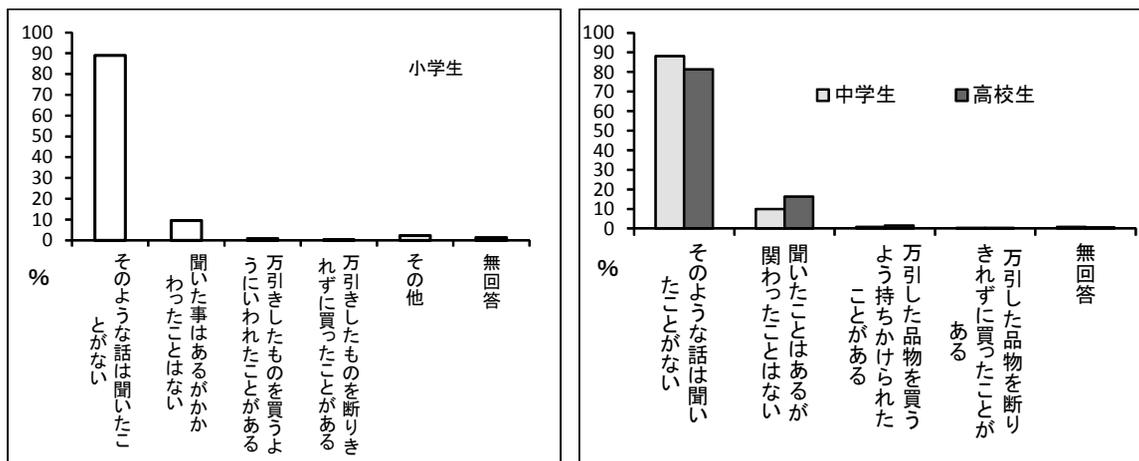
7. 万引きをした商品を友達へ売る話

(小学生)問12. 子どもが万引したものを友達などに売っているという話についてどう思いますか。(いくつでも)

(中高生)問10. 「子どもが万引をした品物を友達に売っている」という話について、お答え下さい。(一つだけ)

1. そのような話は聞いたことがない
2. 聞いた事はあるが、かかわったことはない
3. 万引きしたものを買うようにいわれたことがある
4. 万引きしたものを断(ことわり)きれずに買ったことがある (5. その他)

ここでは、友達に万引きした商品を売却する話をどこかで聞いたことがあるかを質問している。この質問では、小学生が複数回答、中学・高校生が単一回答で、また、小学生には「その他」が入っているが、中学・高校生には入っていないという不整合がある。そのため、図を分けているが、小学生の回答



全体は 103.2 %で、「その他」が 2.3%であることから、全体を比較することに問題はないであろう。

多くは「聞いたことがない」(小 89.0%、中 88.1%、高 81.3%)と答えている。「聞いたことはあるが、かかわったことがない」(小 9.5%、中 9.9%、高 14.3%)を含めて、全体ではほとんどが万引商品の売却にかかわったことがないと答えている。

また、「聞いたことがない」「聞いたことはあるがかわったことがない」の数値が、学年が上がるごとに減少している。言い換えれば、万引き商品の売買は学年が上がり、交友関係が広がるにつれて、多くの少年が知るようになっていく。

他方、「買うよう持ちかけられたことがある」(小 0.8%、中 0.8%、高 1.5%)、「断りきれずに買ったことがある」(小 0.3%、中 0.3%、高 0.3%)もごく少数とはいえ、間違いなくある。実数で見ると、本調査対象者 11,160 人中の 140 人ほどが、万引商品の売買に何らかの関係をもっている。これを同世代人口 10 万人比に直すと 1,281 人である。最近の少年万引き検挙・補導人員を同じ 10 万人比に換算するとほぼ 160 ~ 180 人であり、暗数を 5 倍(10 倍)とすると、万引き経験者は 800 (1,800) 人ほどになる。万引き商品の売買に関わる少年集団は、10 万人比ではほぼこの程度であると推測される。

8. 万引き対策を認識しているか

(小学生)問13. 万引きさせないために、お店がやっていることを知っていますか。(いくつでも)

1. 万引防止のポスターを貼っている
2. 警察(けいさつ)や、学校、家の人に知らせる
3. 防犯(ぼうはん)カメラをつけている
4. 万引防止機器(まんびきぼうしきき)をつけている
5. 防犯(ぼうはん)ミラーをつけている
6. 「何かお探しですか」などの声かけをしている
7. その他

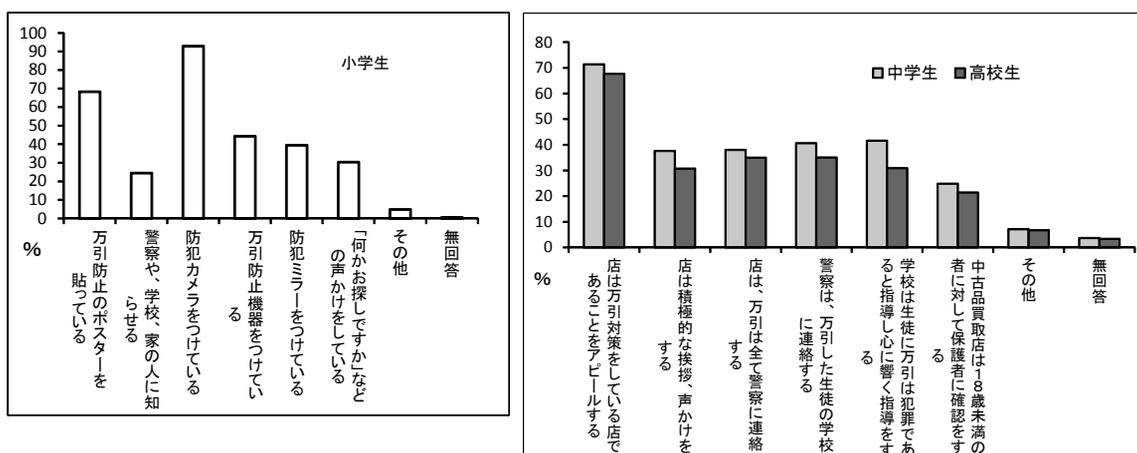
(中高生)問26. 次の、店、学校、警察などが万引をさせないために取り組んでいることのなかで、知っているものはありますか？(いくつでも)

1. 店は万引防止ポスターを貼るなど、万引対策をしている店であることをアピールする
2. 店は「いらっしやいませ」などの積極的な挨拶する。または「何かお探しですか」などの声

かけをする

- 3.店は、万引は全て警察に連絡する
- 4.警察は、万引した生徒の学校に連絡する
- 5.学校は、生徒に「万引は犯罪であること」を指導し、万引した子どもに対しては万引を繰り返さないような心に響く指導をする
- 6.本やレコードなどの中古品を買い取る店は、中古品を売りに来た18歳未満の者に対して、保護者(親)と一緒に来るように求め、または保護者(親)に電話して確認を徹底する
- 7.その他

店が行っている万引対策をどこまで知っているか、を質問した。小学生用の項目と、中学・高校生用の



質問項目で選択肢が大きく違うので、ここでは別の表にして示す。

少年のほとんどが、店が万引防止対策を行っていることを知っている。とくに、万引防止ポスターなど、店が対策に力を入れていることをアピールすること(小 63.8%、中高 68.0%)は効果的である。小学生の調査結果からは、「監視カメラ」(92.8%)や「万引防止機器」(44.3%)の設置が、店の万引に対する姿勢を示すのに有効であることがわかる。

「店員の声かけ」(小 30.4%、中 37.6%、高 30.7%)は、警視庁調査等では万引きを断念させるもっとも大きな要因(全被疑者 62.2%、少年被疑者 60.3%)とされているが、ここでの数値はそれほど高くない。前回報告書が指摘するように、客の側の万引きをしようという意図の有無が、この差を生み出していると考えられる。

気になるのは、小学生の選択肢「警察や学校、家の人へ知らせる」(24.5%)が25%程度に留まることである。中高生の選択肢「店は万引は全て警察に連絡する」(中 38.0%、高 35.0%)、「警察は万引した生徒の学校に連絡する」(中 40.6%、高 35.1%)は、小学生よりも高い数値を示している。小学生はこれらの選択肢の現実性を知識として持っていない可能性も考えられる。

さらに、本章12「万引でつかまったらどうなると思うか」では、ほとんどの回答者が「警察」(80.7%)、「学校」(62.2%)、「家」(77.8%)に連絡がいくことを知っている。それにもかかわらず、この設問ではその数値はそれほど高くない。捕まった後に、警察や家などに連絡がいくことはわかっているが、それが万引防止の取り組みであるとは認識していないと考えられる。

前回以前の調査と比較して順位、数値に大きな差異はみられない。

9. 万引きをしなくなるための対策

(小学生)問14. あなたは子どもが万引きをしなくなるためにどうすればよいと思いますか。

(いくつでも)

1. 学校の授業で取り上げる
2. 家のしつけをきちっとする
3. 警察(けいさつ)がきびしく取り締まる
3. 罰を重くする
5. 万引きしづらい店を作る
6. 万引きした人やその親から罰金(ばっきん)迷惑料(めいわくりょう)をとる
7. その他

(中高生)問25. あなたは子どもが万引きをしなくなるためにはどうすればいいと思いますか。

(いくつでも)

1. 万引について授業でとりあげる
2. 家庭でのしつけをきちっとする
3. 警察が万引を厳しく取り締まる
4. 万引(窃盗)の刑罰を重くする
5. 万引しづらい店づくりをする
6. 万引した人やその保護者(親)から罰金、迷惑料などをとる
7. 中古品を買い取る店で万引をした品物かどうか厳しくチェックする
8. その他

少年が万引きをしなくなるための対策を問うている。小学生と中学生・高校生では、選択肢の表現と内容が異なるので、別表で示す。

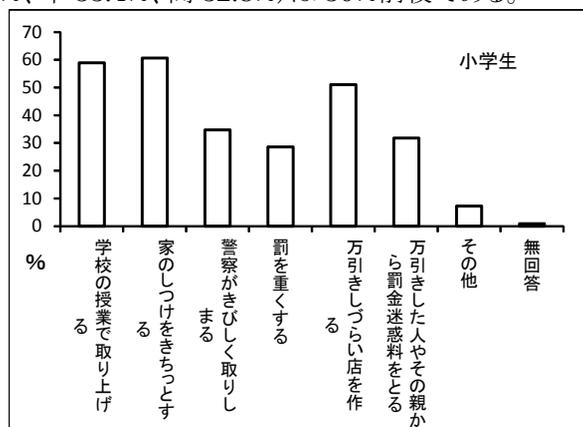
小学生と中高生で過半数に近い数値を示したのは、「家庭でのしつけ」(小 60.6%、中 56.0%、高 53.2%)、「万引きしづらい店づくり」(小 51.08%、中 54.3%、高 48.5%)、「万引について授業でとりあげる」(小 58.9%、中 53.8%、高 38.6%)の三つである。家庭の躾、学校での教育、店の対策が万引き防止基本であると少年たちは考えている。

「警察が厳しく取り締まる」(小 34.7%、中 41.4%、高 34.8%)、「罰金迷惑料を取る」(小 31.8%、中 15.5%、高 11.5%)、「罰を重くする」(小 28.3%、中 33.4%、高 32.8%)は 30%前後である。

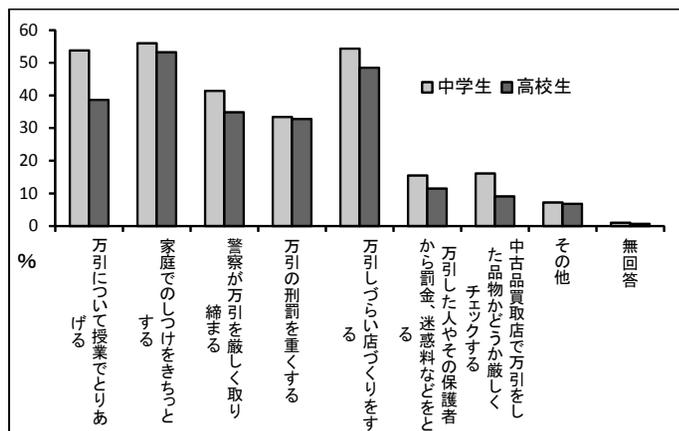
他方、学年別に見ると、「授業でとりあげる」の数値が、小中学生(58.9%、53.8%)と高校生(38.6%)との間で、大きな開きがあることに気づく。学年が高くなるにつれ、学校での授業は万引き防止に役立たないと考えているのか、それとも、万引き防止は高校で取り上げる主題には適さないというのであろうか。反対に、学年が上がるにつれて、「警察が厳しく取り締まる」、「刑罰を重くする」の数値は高くなる。学年が上がるともに、犯罪を取り締まるのは警察の役目であり、それが犯罪抑制に効果的と考える傾向が見られる。

こうした傾向については、経年でも変化は見られない。

もう一つ注意すべき点は、「罰金・迷惑料などをとる」(小 31.8%、中 15.5%、高 11.5%)の数値が



相対的に低いことと、それが学年の進行とともに顕著になることである。少年は、学校、店、警察が対策や刑罰の強化に「建て前」として理解を示しても、自分や保護者が経済的負担を負うことに躊躇する傾向が見られる。



第2章 万引きとの関わり

1. 万引きに誘われた経験の有無

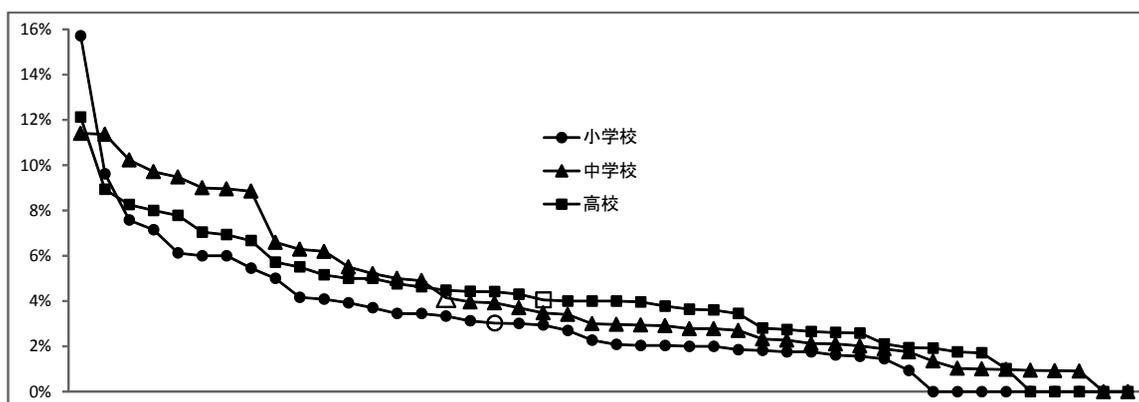
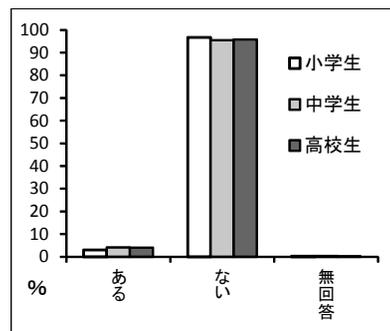
(小学生)問6. この1年間の間にあなたは万引をするよう誘われたことはありますか。(ひとつだけ)

(中高生)問4. この1年の間に、あなたは万引をするよう誘われたことがありますか。

- 1.ある 2.ない

万引に誘われた経験を質問した。「ない」と答えた者が全体で95.2%と圧倒的に多い。他方、「ある」と答えた者は全体で3.9% (430/11,160人)で、小学生は3.0% (75/2,499人)、中学生は4.1% (182/4,387人)、高校生4.0% (173人/4,274人)である。

県別のデータをみると、「ある」の比率が一番高いのは、学年別に小学校15.7%、中学校11.4%、高校12.1%であり、上に示した学年別の平均値に比べて、相当に高い数値を示している。他方、「ない」(100%)の県は、小学校8県、中学校1県、高校3県である。下の図は、調査対象となったそれぞれの学校(県別)で、「ある」の比率の高い順に左から並べたものである。中央付近の白抜きマークはそれぞれの平均値をあらわしている。この分布を眺めると、前述した小学校の最高値も一校のみが飛びぬけて高いことがわかる。



また、昨年度の調査結果と比較すると、各選択肢の数値に若干のばらつきが見られる。すなわち、昨年度は小学生2.1% (50/2,345人)、中学生5.3% (230/4,341人)、高校生3.4% (147/4,385人)であり、全体では3.6%であった。

2. 万引きに誘うのは誰か

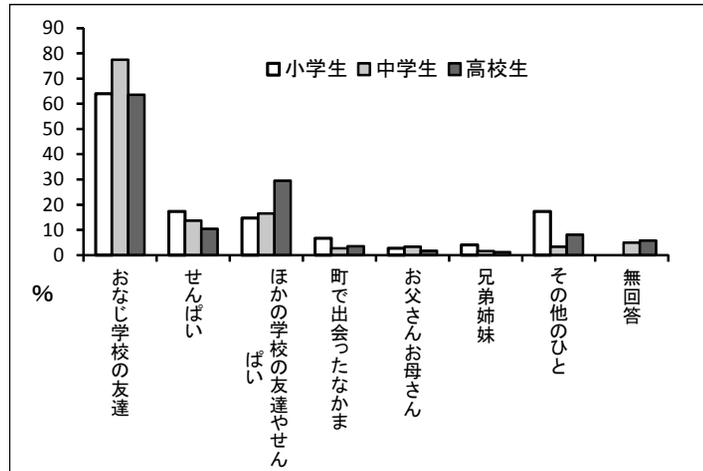
(小学生)問7-1. うえの問6で、あるに○をした人にききます。誘った人はどんな人でしたか。(いくつでも)

(中高生)問5-1. 上記問4の質問で「ある」と答えた人だけに聞きます。それはどんな人でしたか。(いくつでも)

- 1.同じ学校の友達 2.先輩 3.他の学校の友達や先輩 4.お父さんお母さん
5.兄弟姉妹 6.町で出会った仲間 7.その他の人

先の間で万引に誘われたことがあると答えた生徒に、誘った相手が誰かを質問した。

この設問に関しては、昨年度の回答で「その他」が全体で約1割あったことから、選択肢に「お父さんお母さん」、「兄弟姉妹」を加えた。小学生75人のうち「お父さんお母さん」(2名)、「兄弟姉妹」(3名)、中学生(182人)では「お父さんお母さん」(6名)、「兄弟姉妹」(3名)、高校生(173



人で「お父さんお母さん」(3名)、「兄弟姉妹」(2名)という回答である。また、小学生(75人)で「その他の人」と答えた者が13人(17.3%)いる。これはどういう人なのか、さらなる調査が必要である。

さて、この設問でもっとも多いのは、「同じ学校の友達」(全体78.7%)であり、昨年度(全体65.1%)に比較して14ポイント近く多い。この後に「ほかの学校の友達や先輩」(全体24.2%)、「先輩」(全体14.7%)、「町で出会った仲間」(全体5.3%)と続く。この順位は経年で見ても変化はない。

学年別に見ると、「同じ学校の友達」(小64.0%、中77.5%、高63.6%)は中学生に、「ほかの学校の友達や先輩」(小14.7%、中16.5%、高29.5%)は高校生に、「先輩」(小17.3%、中13.7%、高10.4%)は小学生に高い。それぞれ十分に理由のあることである。

3. 万引きに誘われた方法

(小学生)問7-2. うえの間6で、あるに○をした人にききます。どんな方法で誘われましたか。(いくつでも)

(中高生)問5-2. 上記問4の質問で「ある」と答えた人だけに聞きます。どんな方法で誘われましたか。(いくつでも)

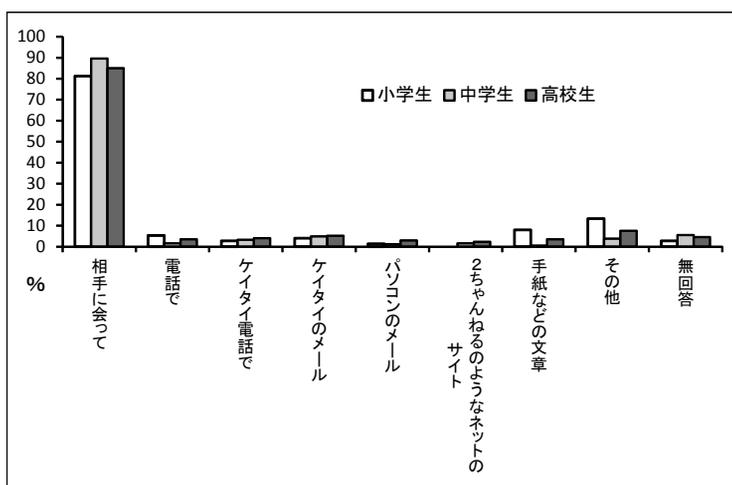
- 1.相手にあって 2.電話で 3.ケイタイ電話で 4.ケイタイのメールで
5.パソコンのメール 6.2チャンネルのようなネットのサイト 7.手紙などの文章
8.その他

昨年5月の新聞報道では、埼玉県のリョッピングセンターでの中学生による万引き激増の原因一つとして、「万引きのできる店」に関するインターネット情報の流布があったことが知られている。こうした状況を踏まえて、今回調査からこの設問を新たに加えた。

しかし、予想に反して、「相手に会って」(全体86.3%)が圧倒的多数で、2位は「ケイタイのメールで」(全体4.9%)に留まる。これに、「パソコンのメール」(全体1.9%)、「ネットのサイト」(全体1.6%)を加えても、全体で8.4%にすぎない。また、「ケイタイ電話で」と「電話で」の合計も全体で6.5%

である。「電話で」(全体 3.0%)、「ケータイ電話で」(3.5%)はそれよりも少ない。このように、携帯電話やインターネットの利用状況を見ると、万引きグループが日常的な接触を伴うごく身近な友達からなっていることがわかる。もちろん、情報機器普及の地域差も考慮しなければならないだろう。

学年別に見ると、「ケータイ電話」(小 2.7%、中 3.3%、高



4.0%)、「ケータイのメール」(小 4.0%、中 4.9%、高 5.1%)、「パソコンのメール」(小 1.3%、中 1.1%、高 2.9%)、「ネットのサイト」(小 0%、中 1.6%、高 2.3%)は、学年が進むにつれて数値が上がる。また、「手紙などの文章」(小 8.0%、中 0.3%、高 3.5%)と「その他」(小 13.3%、中 5.5%、高 4.6%)は少学生に数値が高い。

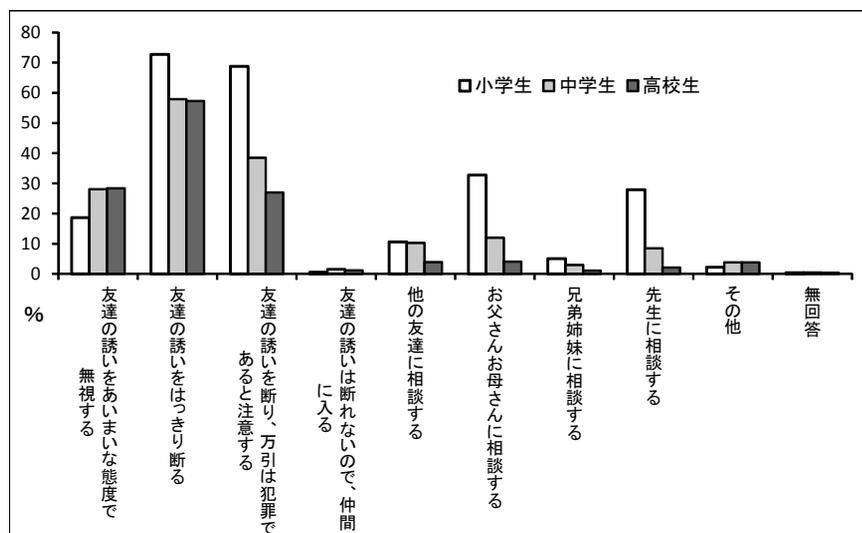
4. 万引きに誘われたときの対処

(小学生)問8. 友達から万引をしようと誘われたら、あなたはどうしますか？(いくつでも)

(中高生)問6. 友達から万引をしようと誘われたら、あなたはどうしますか？(いくつでも)

1. 友達の誘いをあいまいな態度で無視する
2. 友達の誘いをはっきり断る
3. 友達の誘いを断り、万引は犯罪であると注意する
4. 友達の誘いは断れないので、仲間に入る
5. 他の友達に相談する
6. お父さんお母さんに相談する
7. 兄弟姉妹に相談する
8. 先生に相談する
9. その他

この設問では、小学生と中高生では各選択肢の数値に大きな違いがある。第1位は「友達の誘いをはっきり断る」(小 72.7%、中高 56.3%)、第2位は「友達の誘いを断り、万引は犯罪であると注意する」(小 68.8%、中高 28.1%)であるが、ともに学年進



行に伴って数値は減少する。第3位「友達の誘いをあいまいな態度で無視する」(小 18.7%、中高 27.6%)は逆に増加する。ごく少数であるが、「友達の誘いは断れないので、仲間に入る」(小 0.6

％、中高 1.4％）と答えた者もいる。友達に対する気遣いや思いやりの心の発達が、はっきりとした物言いを難しくしているとも見ることができる。しかし、何でも相手の言いなりになることは、たんなる自立心の欠如にすぎないことをしっかり教える必要がある。

他方、こうした場合の相談相手は、小学生では「お父さんお母さんに相談する」（36.6％）、「先生に相談する」（27.9％）、「他の友達に相談する」（10.6％）の順であるが、中高生では「お父さんお母さんに相談する」（7.9％）と「他の友達に相談する」（7.0％）が並び、「先生に相談する」（5.2％）では少学生に比べて 20 ポイント以上も数値を下げる。中学生・高校生には「先生に相談する」とは、「友達をチクル(密告すること)と同じであるという心理が働いているのであろうか。

5. 友達の万引きを目撃したときの対処

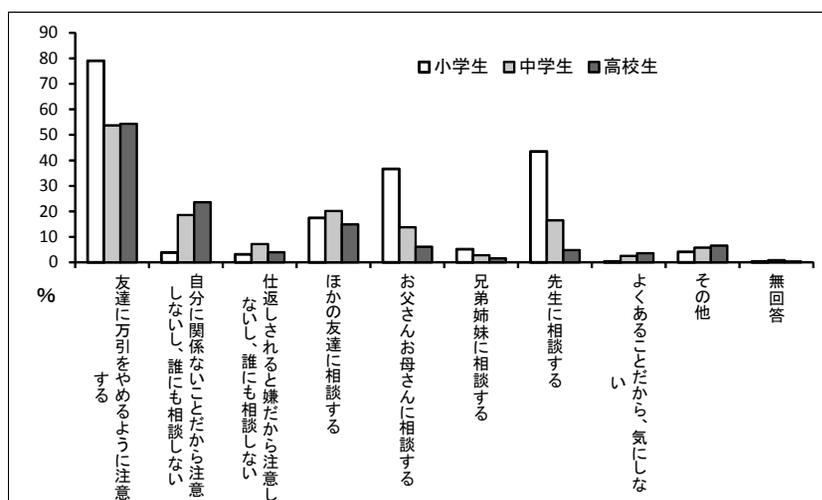
(小学生)問9. 友達が万引するところを目撃したら、あなたはどうしますか？(いくつでも)

(中高生)問7. 友達が万引するところを目撃したら、あなたはどうしますか？(いくつでも)

1. 友達に万引をやめるように注意する
2. 自分には関係ないことだから、友達に注意をしないし、誰にも相談しない
3. 仕返しされると嫌だから、友達に注意をしないし、誰にも相談しない
4. ほかの友達に相談する
5. お父さんお母さんに相談する
6. 兄弟姉妹に相談する
7. 先生に相談する
8. よくあることだから、気にしない
9. その他

この問いに関しても、前の設問と同様に、小学生と中高生では各選択肢の数値が大きく異なる。

小学生は「友達に万引をやめるように注意する」（79.0％）、「先生に相談する」（43.5％）、「お父さんお母さんに相談する」（36.6％）、「ほかの友達に相談する」（17.5％）の



順である。選択肢「自分には関係ないことだから、友達に注意をしないし、誰にも相談しない」（3.9％）、「仕返しされると嫌だから、友達に注意をしないし、誰にも相談しない」（3.2％）、「よくあることだから、気にしない」（0.4％）と答えた者は少数に留まる。

他方、中高生では「友達に万引をやめるように注意する」（中 53.7％、高 54.3％、52.8％）は 5 割を僅かに超えたレベルに留まり、第 2 位は「自分には関係ないことだから、友達に注意をしないし、誰にも相談しない」（中 18.6％、高 23.6％、全体 20.6％）である。「自分には関係ない」という言動は少年期に特有の態度であるが、他人の悪行や苦境を「無視する(見て見ぬ振りをする)」というの

は、人間としてけっして望ましい態度ではない。その上、その他人が親しい友達であれば、その友達の万引き行為を座視することはできないであろう。それが本当の友情というものである。

第3位は「ほかの友達に相談する」(中 20.2%、高 14.9%、全体 17.2%)であり、順に「先生に相談する」(中 16.3%、高 4.9%、全体 10.5%)、「お父さんお母さんに相談する」(中 13.8%、高 6.2%、全体 9.8%)と続く。後の二つは小学生に比較して、中学生・高校生の方がそれぞれ全体で33ポイントと26ポイントの差がある。また、「仕返しされると嫌だから、友達に注意をしないし、誰にも相談しない」(中 7.2%、高 4.0%、全体 5.5%)と「よくあることだから、気にしない」(中 2.6%、高 3.6%、全体 3.0%)も、僅かではあるが中学生・高校生は小学生よりも多い。

6. 万引きで捕まったら、どうなると思うか

(小学生)問11. もし子どもが店で万引をして捕まったら、どうなると思いますか(いくつでも)

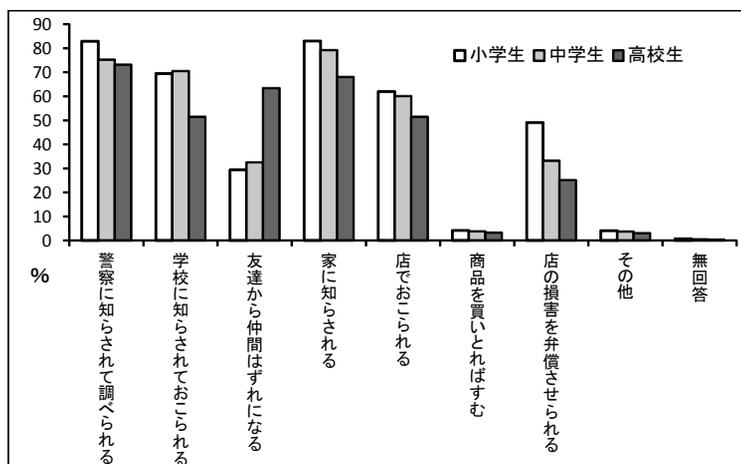
- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 1.警察(けいさつ)に知らされて調べられる | 2.学校に知らされておこられる |
| 3.友達から仲間はずれになる | 4.家に知らされる |
| 5.店でおこられる | 6.商品を買いとればすむ |
| 7.店の損害を弁償(べんしょう)させられる | 8.その他 |

(中高生)問9. もし子どもが万引で捕まったら、どうなると思いますか。(いくつでも)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1.警察に通報されて取り調べを受ける | 2.学校に通報されて怒られる |
| 3.学校に通報されて停学等になる | 4.家に連絡される |
| 5.店で怒られる | 6.商品を買えば済む |
| 7.店に損害賠償を払わせられる | 8.その他 |

万引して店で捕まったらどうなるかを質問した。この設問も選択肢が多く、前の設問と同様に複数回答であるため、各選択肢に大きな数値がついている。しかし、順位や数値はこれまでの調査と比較して大きな違いはみられない。

この設問も学年別に見て行く。まず眼につくのは、「家に知らされる」(小 83.0%、中 79.2%、高 68.0%)、「警察に知らされて取調べを受ける」(小 82.9%、中 75.2%、高 73.2%)が高い数値を集めていることであり、これに「店で怒られる」(小 62.0%、中 60.1%、高 51.5%)と「学校に知らされて怒られる」(小 69.5%、中 70.5%



%、高 51.5%)が続く。しかし、各設問とも小学生と高校生では10ポイント以上の差がある。とくに、「学校に知らされて怒られる」では、その差は18ポイントにも及ぶ。見方を変えて言えば、高校生のおよ半数は、万引きをしても「学校に知らされて怒られる」ことはないと考えている。これに関連して、第3章4「警察は学校に連絡すべきであるか」(中高生問14)で、「そう思う」と答えた高校生は約8割

(78.2%)に及ぶ。この落差は、たんに後者の設問に「警察」という言葉が入っているために生じたのであろうか。

注目すべきことは、「商品を買えば済む」(小 4.2%、中 3.8%、高 3.3%)と考えた者よりも、「店の損害を弁償させられる」(小 49.1%、中 33.2%、高 25.1%)と考えている者が多いことである。同様に、第3章 13 の「万引きをした子どもや保護者(親)はどのようなことをすべきだと思いますか」(中高生問 23)に対しても、「その場で謝罪」(23.4%)と「商品買取」(10.0%)よりも、「買取だけでなく迷惑料を払う」(31.8%)、「店の掃除や手伝い」(5.0%)、「社会貢献活動」(10.3%)と答えた者が多い。万引き行為が「商品の買取」だけではすまない損害を、各店舗に与えているという知識をもつ者は少なくはない。

最近、自分の子どもが万引きをしたと知らされて、「お金を払えば済むことでしょう」と答える保護者が多いと聞く。そのような保護者をも含めて、不正な行為にはたんに経済的な観点からだけでなく、正義の観点からの「償い」も必要であることを周知させる必要がある。

7. 万引きをした償い

問23. 万引をした子どもやその保護者(親)はどのようなことをすべきだと思いますか。(一つだけ)

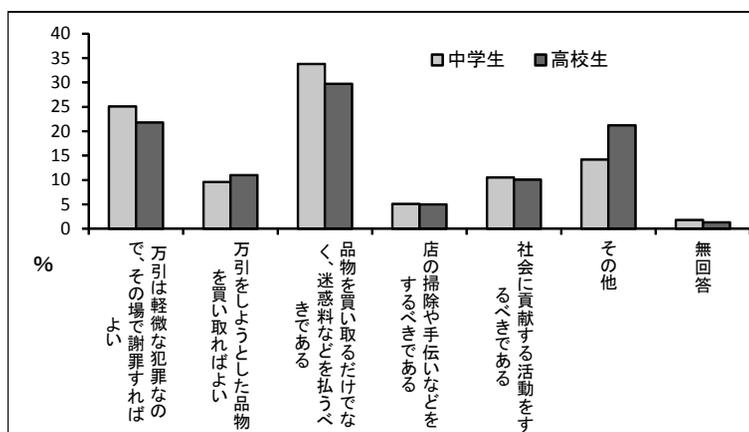
1. 万引は軽微な犯罪なので、その場で謝罪すればよい
2. 万引をしようとした品物を買えばよい。
3. 万引をしようとした品物を買取るだけでなく、迷惑料などを払うべきである
4. 店の掃除や手伝いなどをするべきである
5. ボランティア活動に従事するなど、社会に貢献する活動をするべきである
6. その他

万引きをした被害店舗に対して、万引き少年とその保護者(親)は、いかなる補償をすべきと考えるかを問うている。

調査結果を見ると、高い数値を示したが四つある。第1位は「買い取るだけでなく、迷惑料を払うべき」(中 33.8%、高 29.7%、全体 31.8%)であり、「謝罪すればよい」(中 25.1%、高

21.8%、全体 23.4%)、「品物を買えばよい」(9.6%、11.0%、全体 10.3%)、「社会に貢献する活動をするべき」(中 10.5%、高 10.1%、全体 10.3%)に順になっている。「店の掃除や手伝いをするべき」(中 5.1%、高 5.0%、全体 5.0%)と答えた者は少数である。

また、「その場で謝罪すればよい」と「買い取るだけでなく、迷惑料を払うべき」は、中学生の方が高校生よりも数値(3.3ポイント差と4.1ポイント差)が高く、「買い取るだけでよい」は高校生の方(1.4ポイ



ント差)が高い。これらの差は、統計的に有意義であると考えられる。

前回の調査結果では、1位「買い取るだけでなく、迷惑料を払うべき」(全体 39.1%)、2位「品物を買い取ればよい」(31.3%)、3位「謝罪すればよい」(全体 26.6%)、4位「社会に貢献する活動をするべき」(全体 26.5%)に順になっていた。しかし、この設問は複数選択なので、単純な比較は許されない。

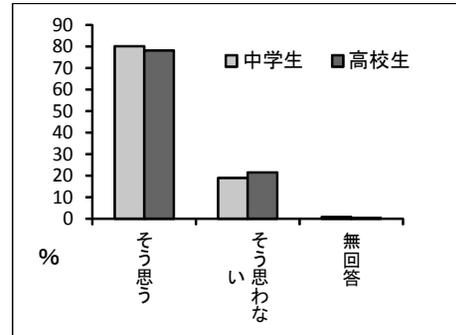
第3章 万引き少年に対する対応—中学生・高校生に対する設問—

1. 店は警察に通報すべきか

問 11. 万引をした子どもを捕まえた店は、警察に通報すべきである。

1. そう思う 2. そう思わない

第2章6から明らかのように、ほとんどの少年は万引で捕まったら、警察、学校、家に連絡が行くであろうことを知っている。この設問でも、「警察に通報すべき」と答えたものがほぼ8割(全体79.1%、中学生80.1%、高校生78.1%)であり、「そう思わない」(全体20.2%、中学生19.0%、高校生21.5%)は2割である。



ところで、第1章3「万引きに対する自分の考え」では、「絶対にやってはいけない」と答えた者は9割に近かった。

そうすると、調査対象者の中学生・高校生の中の1割は、「絶対にやってはいけない」ことだが、万引きをした者を「警察に通報すべきではない」と考えていることになる。第1章3で「やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない」と答えた者の比率(小3.2%、中10.1%、高11.1%)が思い起こされる。

2. 「そう思う」の理由

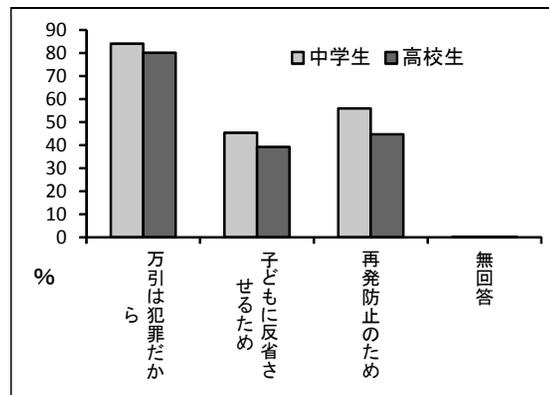
問 12. 上記問 11. で「そう思う」と答えた方に向かって。その理由をお答え下さい。

(いくつでも)

1. 万引は犯罪だから 2. 子どもに反省させるため 3. 再発防止のため

先の設問で「警察に通報すべき」と答えた者に、その理由を問うている。

一番多い理由は「万引は犯罪だから」(全体82.1%、中学生84.0%、高校生80.1%)であり、数値に若干の開きがあるが、「再発防止のため」(全体50.4%、中学生55.9%、高校生44.7%)、「反省させるため」(全体42.4%、中学生45.4%、高校生3.2%)が続く。



3. 「そう思わない」の理由

問 13. 上記問 11. で「そう思わない」と答えた方に向かって。その理由をお答え下さい。

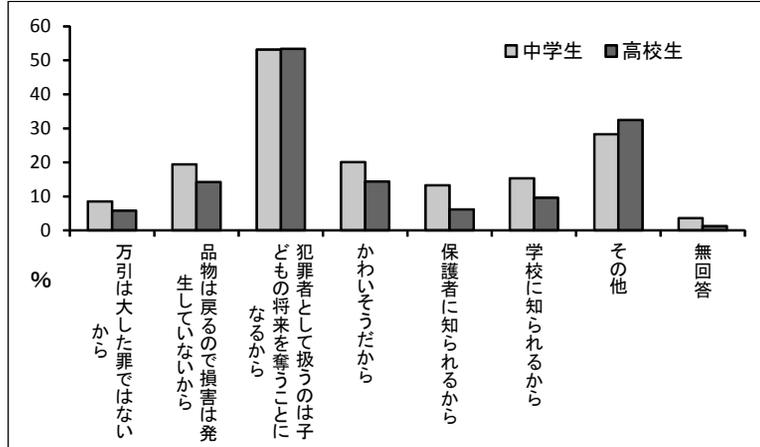
(いくつでも)

1. 万引は大した罪ではないから 2. 品物は戻るので損害は発生していないから

- 3.犯罪者として扱うのは子どもの将来を奪うことになるから
- 4.かわいそうだから
- 5.保護者(親)に知られるから
- 6.学校に知られるから
- 7.その他

万引きは犯罪であるということ
を認識していながら、どうして警
察に引き渡すべきではないと考
えるのか。その理由をここで問う
ている。

「犯罪者として扱うのは、少年
の将来を奪うことになるから」(全
体 53.3%、実数 934 名)という
理由が半数を占めている。ここで
も、この数値は第 1 章 3 の「やっ



てはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない」(中学生・高校生のなかの 917 名)に見合っている。また、「品物は戻るので損害は発生していないから」も全体で 16.7%(中学生 19.4%、高校生 14.2%)ある。店の万引対策費用のことまでは、考えが及ばないようである。

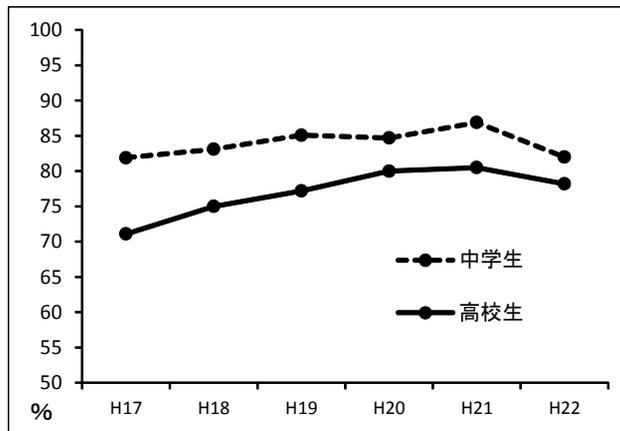
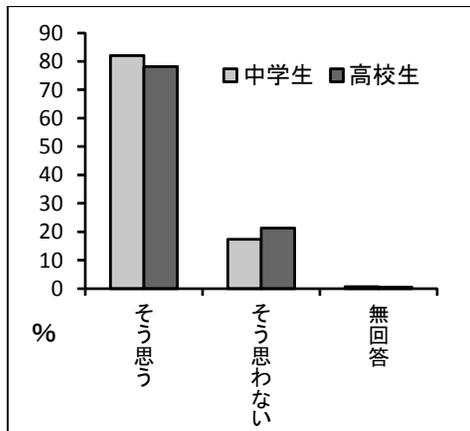
複数回答とはいえ、「その他」が全体で 30%を超えたのは、質問項目について未だ検討が足りないことを示している。早い機会に再検討を試みたい。

4. 警察は学校に連絡すべきか

問 14. 子どもが万引をしたとの通報を受けた警察は、学校に連絡すべきである。(一つだけ)

- 1.そう思う
- 2.そう思わない

警察から学校への連絡をすべきかという問である。



学校に連絡すべきは全体で 80.1%(中学生 82.0%、高校生 78.2%)である、この項目は中学生・高校生ともに、「そう思う」の数値が少しずつ上昇し、前回の調査では全体 83.7%(中学生 86.9%、高校生 80.5%)であったが、今回の調査結果ではこの傾向に歯止めがかかったように見える。次回の調査

結果が注目される。

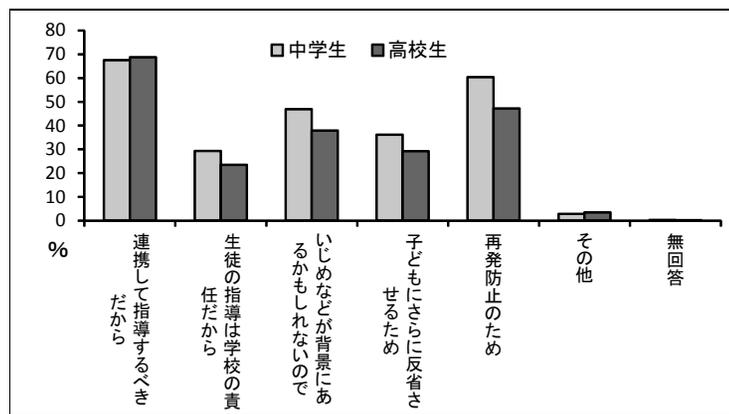
5. 「そう思う」の理由

問 15. 上記問 14. で「そう思う」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。

〈いくつでも〉

1. 連携して指導するべきだから
2. 生徒の指導は学校の責任だから
3. いじめなどが背景にあるかもしれないので、学校は知っておくべきだから
4. 子どもにさらに反省させるため
5. 再発防止のため
6. その他

警察から学校に連絡すべきと考える理由を問うている。回答は、第1位が「連携して指導するべきだから」(中 67.5%、高 68.8%)であり、以下「再発防止のため」(中 60.4%、高 47.2%)、「いじめなどが背景にあるかもしれないので」(中 46.9%、高 37.9%)、「子どもにさらに反省させるため」(中 36.1%、高 29.2%)が続く。「再発防止」では、中学生と高校生の間には 13 ポイントほどの差がある。また、「いじめなどが背景にあるかも知れない」も中学生が 9 ポイント高くなっているが、これは十分に理解可能である。



他方、「生徒の指導は学校の責任だから」(中 29.1%、高 23.5%)は相対的に低い数値である。中学生・高校生には、生活指導や道徳教育も学校教育の役割の一つであることが、あまり自覚されていない。こうした傾向も、学校教育における「知育偏重」の一つの現れとも言えよう。

6. 「そう思わない」の理由

問 16. 上記問 14. で「そう思わない」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。

〈いくつでも〉

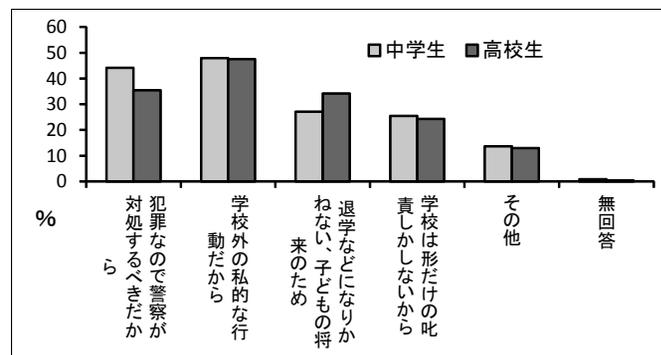
1. 犯罪なので警察が対処するべきだから
2. 学校外の私的な行動だから
3. 退学などになりかねない、子どもの将来のため
4. 学校は形だけの叱責しかしないから
5. その他

警察から学校に連絡すべきと思わない理由を問うている。

「学校外の私的な行動だから」(中 47.9%、高 47.5%)が1位で、「犯罪なので警察が対処すべき」(中 44.1%、高 35.4%)が2位である。この回答には、中学生と高校生の間には 9 ポイントの差がある。次は、「退学などになりかねない」(中 27.1%、高 34.2%)であるが、これはおそらく校則などで万引き

などの非行に対して厳罰主義を採用している学校が多いことを反映しているのかもしれない。実際、中学生よりも高校生の方が7ポイントほど高くなっている。

「学校は形だけの叱責しかしないから」(中 47.9%、高 47.5%)は比較的数値が低い、それでも2割以上がこれを選んでいる。前の設問の選択肢「生徒の指導は学校の責任だから」と同様に、ここにも学校教育における「知育偏重」の現れを見ることができる。



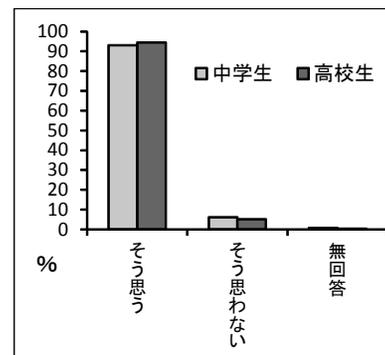
7. 学校は保護者へ連絡すべきか

問 17. 警察から子どもが万引をしたとの連絡を受けた学校は保護者(親)に連絡すべきである。(一つだけ)

1. そう思う 2. そう思わない

学校が警察から在校生が万引きしたという通知を受けたとき、その子の保護者(親)に連絡すべきかを問うている。

この設問では「そう思う」(中 93.0%、高 94.4%)が9割以上で、前の設問「店は警察に通報すべきである」(中 80.1%、高 78.1%)、「警察は学校に通報すべきである」(中 82.0%、高 78.2%)よりも高い数値を示している。「そう思わない」は中学生 6.2%、高校生 5.2%に留まる。当然と言えば、まさに当然の結果である。



また、中学生よりも高校生の方が僅かではあるが、「そう思う」の数値が高く、「そう思わない」は低い。この差は統計的に有意である。

8. 「そう思う」の理由

問 18. 上記問 17. で「そう思う」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。

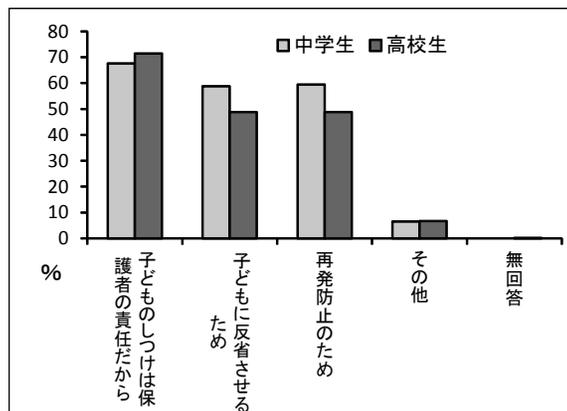
(いくつかでも)

1. 子どものしつけは保護者(親)の責任だから 2. 子どもに反省させるため
3. 再発防止のため 4. その他

回答の1位は「子どものしつけは保護者の責任」(中 67.6%、高 71.4%)である。つまり、「万引きをするのは、保護者の躰が悪い」からであり、「子どもの躰は保護者の責任である」から、学校は保護者に連絡すべきである。これが、こう答えた者の考えである。他方、本章 6. で中学生・高校生の約4割は、(万引きは)「学校外の私的な行動であるから」、警察は学校に連絡すべきではないと答えてい

た。ここでは、万引き行為は「学校などが干渉すべきではない」私的な行為として理解されている。したがって、この二つの回答を組み合わせると、万引き行為は「私的な行為」ではあるが、「躰は保護者の責任」という理由でその統制下に置かれるべき行為である、ということになる。「私的な行為」ということが理解が曖昧であるが、これも年齢相応と言えるのかもしれない。

それに続く「反省させるため」(中 58.8%、高 48.8%)と「再発防止」(中 59.5%、高 48.8%)は、全体としてみれば数値に大きな差はない。ただし、中学生と高校生の間にはともに 10 ポイントの差がある。



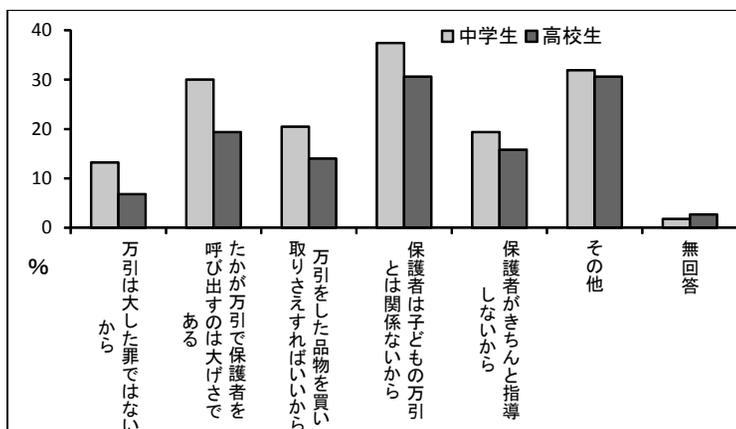
9. 「そう思わない」の理由

問 19. 上記問 17. で「そう思わない」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。(いくつでも)

1. 万引は大した罪ではないから
2. たかが万引で保護者(親)を呼び出すのは大げさである
3. 万引をした品物を買取りさえすればいいから
4. 保護者(親)は子どもの万引とは関係ないから
5. 保護者(親)がきちんと指導しないから
6. その他

学校が子どもが万引きをしたことを保護者に知らせるべきでない理由を尋ねている。

「そう思わない」とする理由でもっとも数値が高いのは、「保護者(親)は子どもの万引とは関係ないから」(中 36.4%、高 30.6%)である。「親(保護者)には関係がない」というのは、少年期に特有の



常套句(自立心の現われ)であるが、ここではそれが非行の隠蔽のために使用されている。

次に、「たかが万引で保護者(親)を呼び出すのは大げさである」(中 30.0%、高 19.4%)、「万引をした品物を買取りさえすればいいから」(中 20.5%、高 14.0%)、「万引は大した罪ではないから」(中 13.2%、高 6.8%)が続く。こうした回答に万引きを軽視、あるいは非犯罪視する傾向を見て取ることができる。

興味深いのは、この回答では、「たかが万引で保護者(親)を呼び出すのは大げさである」(10.6

ポイント差)を初め、「その他」を除いてすべて中学生よりも高校生の方が低い数値を示していることである。この結果を見る限りでは、高校生の方が中学生よりも万引きに対する理解が深いとも、年齢相応に規範意識が発達しているとも言うことができる。

他方、この設問では選択肢「その他」(中 31.9%、高 30.6%)の数値が高い。改善が必要である。

10. 保護者は万引きをした子どもを厳しく指導すべきか

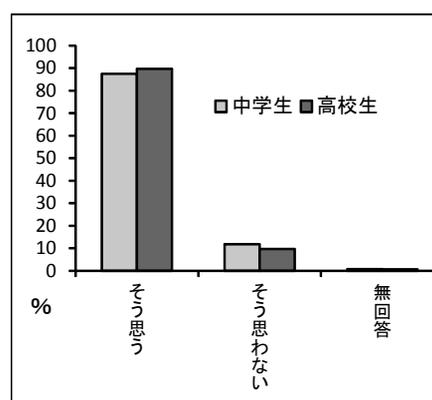
問 20. 万引をした子どもに対して保護者(親)は厳しく指導すべきである。(一つだけ)

1. そう思う
2. そう思わない

自分の子どもが万引きをしたときの保護者(親)の対応に関する設問である。

ここでも、「厳しく指導すべきである」(中 87.5%、高校生 89.7%、全体 88.6%)という意見は、中学生より高校生の方が僅かに多い。この差は統計的に有意である。

「そう思わない」(中 11.8%、高 9.7%、全体 10.8%)で、全体の1割程度に留まる。この章の一連の質問の中でも、「学校は保護者(親)に連絡すべきでない」(5.7%)に次いで低い数値である。他はほぼ2割、「店は警察に連絡すべきでない」(全体 20.2%)、「警察は学校に連絡すべきでない」(全体 19.3%)であった。



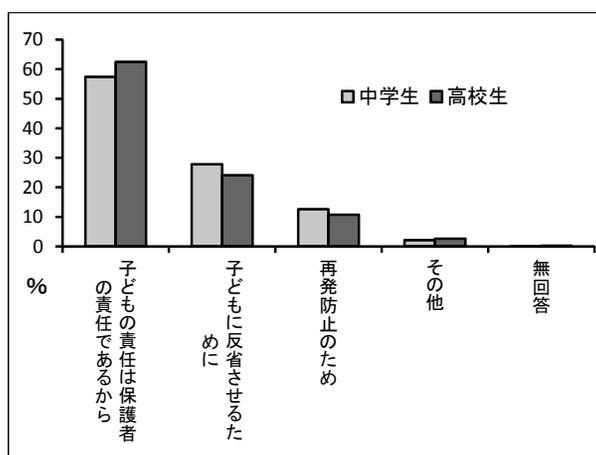
11. 「そう思う」の理由

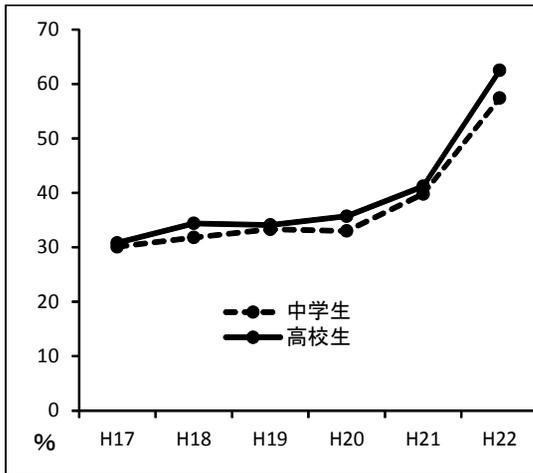
問 21. 上記問 20. で「そう思う」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。(一つだけ)

1. 子どもの責任は保護者(親)の責任であるから
2. 子どもに反省させるために
3. 再発防止のため
4. その他

「厳しく指導すべきである」という理由の第1は、「子どもの責任は保護者の責任である」(中 57.4%、高 62.5%、全体 55.9%)である。この数値は、本章8の「子どものしつけは保護者の責任」(中 67.6%、高 71.4%)の数値よりも低い。この差異は理解しがたい。これらと比較される他の選択にはほとんどちがいがいがないからである。

次に、「子どもに反省させるため」(中 27.8%、高 24.1%、全体 24.1%)、「再発防止のため」(中 12.6%、高 10.7%、10.9%)が続く。





この項目は、これまでの調査結果とかなり数値が異なっている。左の図は、「子どもの責任は保護者の責任である」という回答に関して、これまでの変化を示したものである。一昨年(中 33%、高 35.7%)から昨年(中 39.8%、高 41.2%)、そして今年と急激に増加してきている。その分、「子どもに反省させるため」と「再発防止のため」が減少している。

12. 「そう思わない」の理由

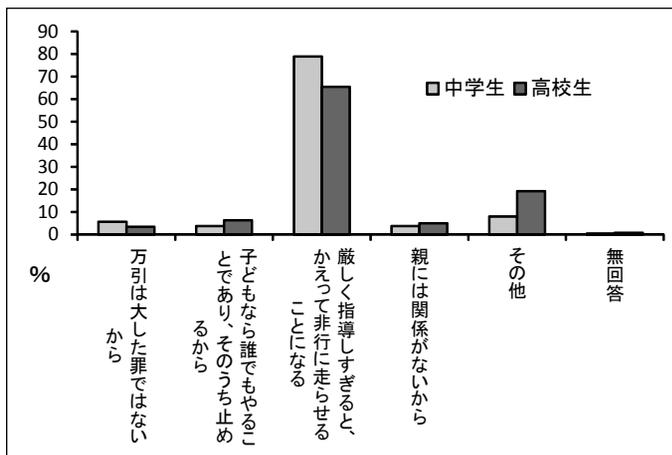
問 22. 上記問 20. で「そう思わない」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。
(一つだけ)

1. 万引は大した罪ではないから
2. 子どもなら誰でもやることであり、放っておけばそのうち止めるから
3. 厳しく指導しすぎると子どもの居場所が無くなり、かえって非行に走らせることになるから
4. 親には関係がないから
5. その他

万引した子供に親が厳しく指導すべきと思わない理由は何であろうか。「厳しく指導すべきでない」と答えた者は1割弱にすぎないが、その理由を正確に突き止める必要がある。

もっとも数値として高いのは「厳しく指導しすぎると子どもの居場所が無くなり、かえって非行に走らせることになる」(71.8%)である。親の厳しい指導は逆効果になるというのである。時代を問わず、親子関係は難しいということであろうか。

他の項目、「万引きは大した罪ではないから」(小中 5.6%、中 3.4%、全体 4.6%)、「子どもなら誰でもやること」(小 3.7%、中 6.3%、全体 4.8%)、「親には関係がないから」(小 3.7%、中 5.0%、全体 4.3%)はいずれも数パーセントに留まる。



第4章 他の非行に対する意識—中学生・高校生に対する設問

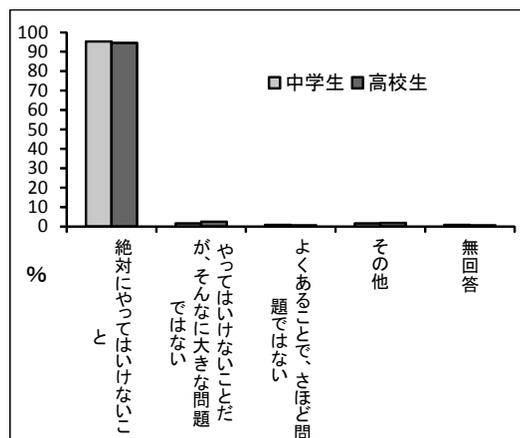
1. 違法薬物に対する意識

問 27. 大麻や脱法ドラッグについてあなたはどのように考えますか。〈一つだけ〉

1. 絶対にやってはいけないこと
2. やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない
3. よくあることで、さほど問題ではない
4. その他

中学・高校生に大麻および脱法ドラッグについての考えを質問した。

「絶対にやってはいけないこと」と答えた者は、全体 94.9%(中 95.3%、高 94.5%)になった。第1章3の万引の数値(中高校生の平均 86.8%)よりも8ポイント以上高い。大麻および脱法ドラッグは、万引やタバコ以上に許容しがたいと考えられている。これは、経年変化でみてもかわらない。



2. 違法薬物に対する友達の意識(の推測)

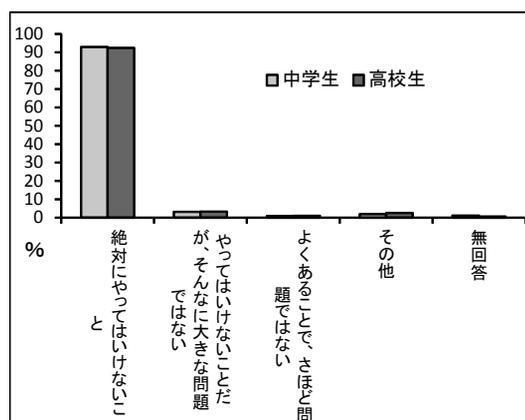
問 28. 大麻や脱法ドラッグについてあなたの友達はどのように考えていると思いますか。

〈一つだけ〉

1. 絶対にやってはいけないこと
2. やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない
3. よくあることで、さほど問題ではない
4. その他

大麻と脱法ドラッグについて友達がどう考えていると思うかを質問した。

中学生・高校生の全体で「絶対にやってはいけない」(92.5%)が圧倒的である。調査対象の少年たちは、この間に関しては友人も自分と同じ考えを持っていると思っている。第1章4で見たように、万引の場合にはそうではなかった。万引では「自分は絶対にいけないと考える」(中 87.6%、高 86.0%)と、「友達もそう考えていると思う」(中 76.8%、高 76.4%)との間には、10ポイントほどの差がある。少年たちは自分だけでなく、自分の友人たちも麻薬や脱法ドラッグを容認しないと考えていることがわかる。経年で見て



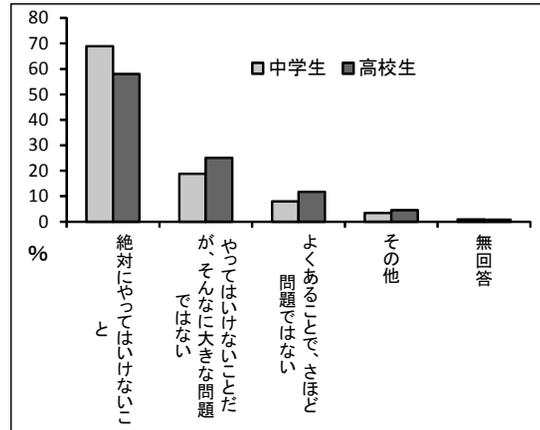
も変化はない。

3. タバコに対する意識

問 29 . タバコについてあなたはどのように考えますか。〈一つだけ〉

- 1.絶対にやってはいけないこと
- 2.やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない
- 3.よくあることで、さほど問題ではない
- 4.その他

タバコについて自分の考えを質問した。「絶対にやってはいけない」(全体 63.5%、中 68.9%、高 58.0%)は、「万引」(全体 86.8%、中 87.65 %、高校生 86.0 %)や「麻薬・脱法ドラッグ」(全体 94.9%、中 95.3%、高 94.5 %)ほど高くない。これに対応して、「やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない」(全体 21.9 %、中 18.8 %、高 25.1 %)、「よくあることで、さほど問題ではない」(全体 9.8 %、中 8.0%、高 11.7 %)の数値を合計すると、全体で 31.7%になり、高校生では 37 %に近い。



こうした傾向は容易に説明できる。人がタバコを吸っているのは日常的によく見られる光景であるが、万引き行為や違法薬物を使用しているところを目撃することは、まずありえないからである。

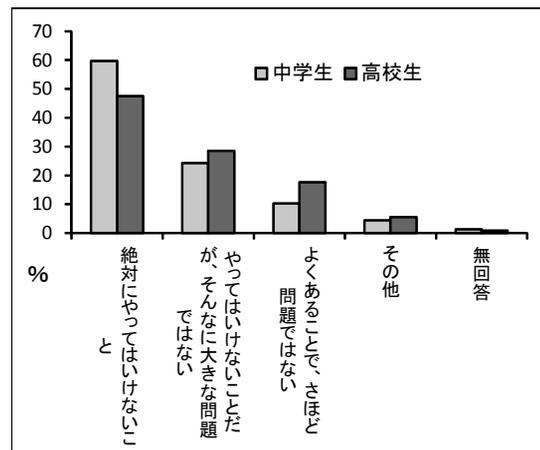
4. タバコに対する友達の意識(の推測)

問 30 . タバコについてあなたの友達はどうのように考えますか。〈一つだけ〉

- 1.絶対にやってはいけないこと
- 2.やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない
- 3.よくあることで、さほど問題ではない
- 4.その他

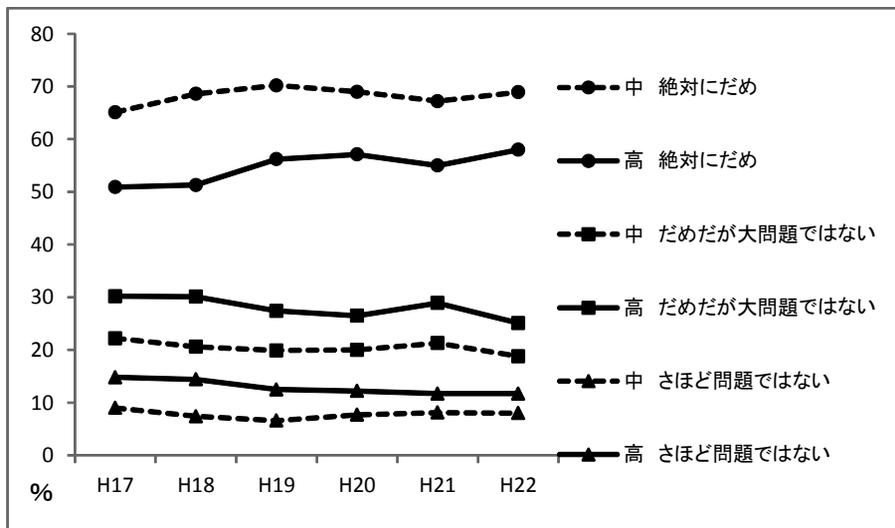
友達のタバコについての意識を尋ねると、「絶対にやってはいけない」が全体で 53.7 %、中学生 59.7%であり、高校生では 47.5%と半数以下になる。しかし、すでに述べたように、ことさら問題にするには当たらない。

他方、経年変化を見ると、本調査開始時から自分と友達について「絶対にやってはいけない」の数値は増加傾向にあったが、一昨年度では逆に減少している。また、「よくあることで、さほど問題ではない」も減少傾向にあったが、一昨年度は微増している。

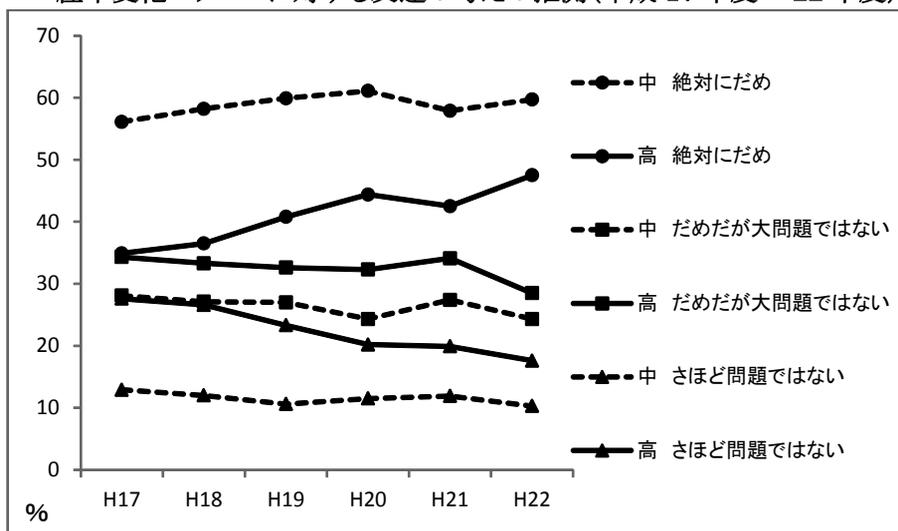


そこで、これら二つの設問について、過去6年間の経年変化を調べてみた。次ページに示すように、全体として前者は増加傾向、後者は減少傾向にあることがわかる。大人の世界とは逆の現象である。

経年変化 タバコに対する自分の考え(平成17年度～22年度)



経年変化 タバコに対する友達の考えの推測(平成17年度～22年度)



第5章 万引きに対する意見・目撃事例等

—中学生の意見の紹介—

自由意見・目撃事例等

(少学生) 問15. 万引に関する意見・事例等があれば、枠の中にその内容を書いてください。

(中学生) 問31. 万引に関する意見・目撃事例等があれば、以下にその内容を書いて下さい。

本報告書の冒頭で述べたように、今回調査から各設問における選択肢「その他(具体的に ;)」をすべて削除し、調査票の末尾に上記設問をおいた。この問に対する回答の総数は2,643票(回答総数11,158票)であり、その内訳は少学生887票(2,499票)、中学生1,120票(4,387票)、高校生636票(4,272票)であった。回答数の比率は全体で23.7%、学年別では少学生35.5%、中学生22.5%、高校生14.9%になる。この種のアンケート調査に対して低学年ほど積極的に取り組んでいる様子がうかがえる。

本来、この設問に対して回答者が自由に記載した「意見・目撃事例等」をすべて紹介するのが望ましいのであるが、今回はさまざまな制約からそのすべてを紹介することは断念した。要するに、時間と人手が足りないのである。また、これは元の原稿の状態を反映しているのであるが、字が薄くて読めないもの、判読できないものもかなりあった(最終的には4票)。さらに、この自由意見記載欄はわずか140字(縦10字×横14字)ではあるが、ほとんどの回答には複数の論点が脈絡の判然としない状態で羅列されていることが多い。これを類別するのはきわめて困難である。何回か判読作業を繰り返すなら、おのずとその全体の姿形が見えてくるのであるが、それだけの時間的余裕はない。

このような事情で、この後の作業に要する時間を考えると、筆者の本務に支障を来すことなくこれを完遂することはできない。今回は考察の対象を中学生にのみ限定して、ごく概略的な紹介を試みることにした。中学生を選んだのは、警視庁のデータでは万引きで検挙補導された少年の中で中学生の占める割合(平成22年40.6%)が一番高い(小11.7%、高33.7%)からである。

さて、今回は中学生の回答をすべて通覧して、以下の8項目に分類してみた。その際、各回答はすべていっさい省略することなく、その全文を(誤字だけは修正して)採録した。本報告書を読まれる方には煩雑であると思われるであろうが、一票一票がそれを書いた児童生徒の生の声である。

最初に、この分類作業の過程で得られた個人的な所感を記しておきたい。もっとも多いのは、最初の項目「万引きについて思うこと」である。そのもっとも単純な形態は、「万引きは(犯罪だから)絶対やってはいけない」であり、なかには「友達が万引きをしようとしたら注意したい」も含まれる。これ以上何か書いてあれば、基本的には他の項目に分類されるのであるが、その境界はきわめて曖昧である。複数の研究者がこのグループの内部をさらに精査しなければ、確定的な判別基準を導き出すことはできない。

第2は、児童生徒の万引きに関する誘惑、目撃、伝聞(噂)などの経験の多様さである。

中学生・高校生用の調査紙にははっきり「目撃事例」と書いてあるから、当然と言えば当然である。言い換えれば、「万引きに誘われた経験」（中高生問4）に限定しないで、それを目撃や噂まで含めると、かなりの数の児童生徒がこの種の経験を共有していることがわかる。

そこから、「万引きを目撃したら、どうすればいいのですか」、「見たけれど、黙って見過ごした」、「注意したけれど聞いてくれない」、「聞いてくれないから諦めた」という困惑や苦悩が生まれてくる。もちろん、地域差を考慮しなければならないが、セーフティー教室（非行防止教室）や道徳教育では、型どおりに「万引きはダメ、絶対ダメ」を繰り返すのではなく、このような児童生徒の悩みに具体的に答えるような指導が必要であろう。「見逃さない勇気」を強調するだけで、「どうすれば」に適切な答を与えなければ、児童生徒の悩みは解決されないのである。

第3は、各商店の万引き対策に対する疑問である。万引きはする方が悪いけれど、万引きがしやすいようなような店づくりをしているしている商店にも責任がある。「万引きされるのは店のミス」というのである。「店の人たちにやる気がなかったりする」という指摘もある。決定的なのは、「店によっては、子どもが万引きをするまで見張り、決定的にやった後で捕まえる店とやらせない店があると思います、万引きは絶対やらせない方がよいと思います」という意見である。

以下、本調査の自由意見記載欄に記された中学生の意見を、その全体が見えるような形にまとめてみた。言い換えれば、各項目について可能な限り多様な意見を抜粋し配列した。したがって、各項目に配列された意見の数は、回答欄に記された意見全体の分布を反映するのではない。「万引きについておもうこと」に属する回答は多数ではあるが、それに見合うだけのサンプル数は提示されていない。その多くが教師の言葉の反復に過ぎなかったからである。また、可能な限り公平性（同じ意見は同じ項目に分類する）に努めているが、この分類自体が何らかの客観的根拠に基づくとはいえない。簡単に言えば、第5章には第1章から第4章までの統計分析とは異なった分析手法が必要であるが、上述の理由で今回はそうした手法に従うことができなかったのである。

1. 万引きについて思うこと（404票）

○万引きは店の物を盗むという犯罪なので、絶対やっていけないことだと思いました。

○万引きは絶対やってはいけないことだから、万引きをしているところ見かけたら、見て見ぬ振りをせず、ちゃんと注意することが必要だと思う。

○万引きは絶対にしてはいけないことだと思います。誘われたりしたら、なにがなんでも断るべきだと思います。

○私は、お金はないけれどこの商品は欲しいと思ったことはあるけれど、万引きをしようと思ったことはありません。それは、万引きは絶対してはいけないことだと分かっているからです。働いたお金で仕入れて、または作って売っているものを盗むなんて考えられません。

○私は万引き防止パトロールというものをやったことがあります。その時に万引きって案外身近なんだなと持っしまいました。万引きをする人がいなくなったら、それはとてもよいことだと思います。

○万引きは絶対にやってはいけないことだと思う。でも、万引きをした人たちの話を聞いてあげたりもした方がよいと思う。

○万引きってというのは、店の人も悲しむし、親も悲しむ。だから、やってはいけないことだけれど、そうしないと生きていけない人がいると思うと残念だと思う。

○万引きは簡単にできたりするので軽罪だと思われがちですが、犯罪に大きいも小さいもないと思います。その意識が低いから、万引きが多発しているのだと考えています。しかし、偶に万引きをネタにゆする人がいます。その人たちの方が汚いと思います。

○万引きは犯罪だけれど、そんなに大きな罪ではないと思う。

○自分には関係ないはなしだから、どうでもいい。

○万引きをしてもいないのに、店の人に後をつけられて、楽しく買い物ができなかった。

2. 万引きをする動機・理由 (54 票)

○「万引きくらい・・・」と思っている人たちがいるので、万引きという犯罪があるのだと思います。もっと店の人に対して、その商品を作った人に対して感謝の心を持ち、人の苦勞を知ることにより、万引きは少なくなると思います。万引きという犯罪がなくなること願っています。

○万引きは勝手に品物を盗むということだから、絶対にやってはいけないことだと思った。もしお金がないのなら、がまんしないといけない。また、友達に流されるのも犯罪と同じだと思った。

○万引きをする子供は本当にその商品がほしいというわけじゃなくて、万引きをして「自分はこんなにすごい人間だ」と目立ちだけだと思います。

○万引きをする原因はゲーム感覚でないとしたら、親だと思う。親の職業によって子供の人生が大きく変わってくると思うから。子供はみんな平等でなければいけないはずなのに、親によって買えるもの、行ける学校なども変わってくるのはおかしいと思う。

○万引きのほとんどが、友達に無理矢理とか、仲間がみんなやっていて、外されるかもしれないから、とかの理由だと思っています。だから、簡単なことではないのではないのですが、このようなことが起こらない人間関係を築いていくことが大切だと思います。

○まだ子どもだからやっても許してもらえる、という意志があるから青少年の万引きが絶えないのだと思う。自分のやったことに責任を感じることができればいいのだと思う。

○万引きの理由にドラマのような切ないものがあるとしたら、私はきっと何も言えません。

○大人が万引きをするから、子どももしてしまうと思う。大人がしっかりするべきだ。

○子どもだけじゃなくて、最近は大人の万引きも増えているから、まずはそれから取り待って行くべきだと思う。

○万引きは犯罪だというけれど、刑罰がほとんどないので、犯罪という意識ができないんだと思います。

3. 万引きをした人、する人の気持ち (64 票)

○万引きはみんな普通にやっています。

○それほどまで万引きは重い罪ではないし、万引きをすればれるやつのほうがださい。だ

から、ばれなければやってもいいと思う。ばれて親を呼ぶのも余計なお世話だし、お店の中であったことだから、お店で解決すればいい。

○万引きをやっている人の気持ちがわからない。やっていいわけがないのに平気な顔をしてやっているのは許されない。

○万引きをする人は、自分のことしか考えていなくて、周りのどれだけ迷惑をかけているのかわかっていない、またはそれを見ておもしろがっているような人だと思います。万引きをなくするには、その人に周りの人にどんな迷惑をかけているか自覚させなければいけないと思います。

○万引きをする人は犯罪だとわかっているはずなのに、なぜやるのかがわかりません。なぜ犯罪者になってまで物を手に入れようとするのかもわかりません。犯罪を犯して手に入れた物なんかに価値はないと思います。しっかりお金を払って手にしれた物にしか価値はないと思います

○万引きをして警察に捕まったことがある。今になってとても後悔している。あんなことしなければよかった。だから誰にも万引きはしてほしくない。

○私は万引きをしたことがあります。でも、そのために友達が離れていきました。そのことをある友達が教えてくれて、すごく反省しました。

○僕は一度万引きをしました。そして店員の方に見つかりました。その後、親は「あの店の人はあんたのことを思って被害届を出していないから、その人に感謝して恩返しをしろ」と言われました。それから悪意をもち二度としないと決意し、店の方に感謝しています。

○遊び半分でやっている子もいるけれど、かわいそうな子だっている。親に捨てられて金がなくて万引きするしかなかったり。麻薬だって、苦しくてやってしまった人だっている。大人は何も分かっていない。子どものことをもっと分かって。

○万引きなどをする子どもも親が、しっかり小さい頃から指導すべきだと思う。我慢する心を持たせないといけないと思う。

4. 万引きに誘われた、万引きを目撃した (153 票)

○万引きは悪いことだと思う。友達にしたことないって言っていったらビックリされて、逆にビックリした。

○以前、友達に誘われて一度だけしたことがある。その後、ストレス解消のため、また万引きをしに行ったことがある。その時の達成感はいやなことをわすれるくらいのものであった。麻薬みたいだと思うので、もっと防犯対策を店側はして、そんなこと起こらないようにしてほしい。

○前、インターネットのチャットで二人の子と話していたら「みんな普通にやっている」とか「やったらカッコイイ」とか言っていました。世の中、バカなやつばかりだと思った。私はそんなバカなことは絶対しない。お金だってあるから。

○私は昨年、話したことの無い先輩に万引きを誘われました。その時は怖くてただ言い訳をつくって断りました。でも今、この場を見渡すと同じクラスメイトでも、平気な顔をして万引きしたシャーペンを持ってきている人がいます。このようなことでいいのかと思いますが、自分には先生等に言うことしかできない現状です。

○私の友達が万引きをしました。注意したけれど、やめる気配はないです。いずれは見つかって親や学校に知られてしまいます。どうすれば、万引きを止めてくれると思いますか？

○僕の部活の後輩で万引きをしたバカがいます。僕はその子が好きだったから、次から絶対しないように何度も注意しました。注意して厳しく指導するのも愛情の一つだと思ったからです。

○実際にクラスの男の子が万引きしているところを見ました。お金を持っているのに、物を取ってポケットに入れていました。注意したが、やめるわけもなく……。万引きをする人はお金を持っているのにやる！私にはそんな考えがわかりません。でも、私はその時何もすることができませんでした。

○万引きをなぜするのかと尋ねると、欲しいから、別にこれ一つ盗んだくらいしたいしたことないから、だという。しかし、個人店ではとくにそうだが、何人もの万引きで赤字になることだってあるということを考えれば、そんなことできるわけがない。友人に言っても何の効果もないので、警告はもう止めた。

○*という子がやっているのを見たことがある。うでにアクセサリーをつけたまま出ていった。注意したら泣かれたので、結局そのままになってしまった。

○母が買い物中に万引きをしそうな子を見たそうで、様子を聞いたら近くにボスみたいな子が万引きをさせようとしていたそうです。私は、親も先生も小まめに子どもを気にかけてもらいたい。

○私のクラスの人が万引きをしてきたものを見せにきて「これ万引きしたの」と言ってきた。そして「〇〇ちゃん万引きして欲しいものある？」と言ってきた。何だか怖くなった。○ぼくは4年ほど前、女子高校生がコンビニで万引きをして見つかって、店の人が奥へ連れて行き、その後、変な声が聞こえてきた。

○ある友達が万引きをしたという噂が流れたが、それは他の人が流したガセネタだった。

○私の学校では煙草の吸い殻が落ちていたりします。でも誰が吸っているのか分かりません。タバコは未成年でも未成年でなくても吸わない方がいい物です。タバコがなくなればいいなと思いますが、それができないなら呼びかけなどをして行った方がいいと思います。

5. なぜ万引きをしてはいけないのか (91票)

○欲しいものがあれば買うというのが、社会のルールであり、それを破ることは許されない。みんながルールを守っているから、今の社会はなり立っているのだと思う。

○社会は信頼によって成り立っているので、その信頼を裏切るのは周りの人すべてを裏切ることである、とはっきり理解しなければならない。

○万引きをする人はとても悪質でひきょうだと思いました。周りの人は仕事で苦勞して働いたお金を払って買っているのに、それをお金を払わずに盗むというのは、お金を払っている人がバカみたいだと思います。万引きする人は最低です。

○万引きをすれば絶対に罪悪感が残るし、その後の生活にも大きく影響するあから、自分のためにも周り人のためにもやってはいけないと思う。

○万引きは店の物をうばう、それに店も迷惑するし親や警察も迷惑するので絶対やってはいけないと思う。万引きを1回すれば、何回も繰り返してしまうかもしれないから、止めた方がいいと思う。

○私の母はコンビニで働いているのですが、万引きをされると非常に苦勞をするというのをよく聞かされています。実際、何度か起こるそうです。その万引きのせいで、その人の保護者、店員、学校など、あらゆるところで迷惑をかけます。自分のためにもなりません。万引きは絶対してはいけないことだと思います。

○万引きをする人がいると買い物をしづらい環境になってしまうので、やめて欲しい。

○万引きはとてもダメなことだと思います。理由はりっぱな犯罪であり、自分自身の人間としての価値を下げることだと思います。

○万引きは絶対にやってはいけないことで、万引きをすると将来や進学など色々な面で不利になると思いました。

○学校の中の誰かが軽い気持ちで万引きすると、学校全体に傷つけてしまうので本当にやってはいけないと思います。

○万引きなんて自分自身も家族も友人も全部バラバラにしてしまうと思いました。たった一つの行動で自分の人生ががらっと変わってしまうし、人から見放されてしまいます。やったっていいことないし、まず悪いことなので絶対ダメだと感じました。

○万引きをしたら、自分よりも親や友達など周りの人に悲しい思いをさせるなど思いました。また、店の人の経済にも関わるし、ただでは済まされない問題になるので、絶対にやってはいけないことだと思います。もしそんな人を見かけたら、注意する勇気が欲しいです。

6. 万引きをした償い (19票)

○その場で注意する。

○万引きについて、もしみつかっても親は厳しく叱ると子どもが余計に非行に走るから親は出てこなくていいと思う。

○学校に連絡しても、学校には関係がないことなので、逆に関わりたくないと思って、いじめが発生する可能性があるのではないですか？

○たかが万引きというわけではありませんが、警察はちょっと……。

○万引きはやってはいけないことだと思うが、その場でしっかり反省させ、品物を買取らせればさほど問題はない。万引きの罰を重くする必要はないと思う。罪を重くしたって、万引きをする人はする。罰の重さは関係ないと思う。

○万引きは絶対したらいけないことだと思う。もししてしまったからと言って、お金を払えば済むという考えも変だと思う。するかしないかはその人の考え次第だけれど、それなりの指導を受けるべきだと思う。人に信頼してもらうためには、そんなこと絶対にしない方がいいに決まっている。

○子供だから許されるということはあってはならない。大人と同じように責任を取るべき。また親にも指導が必要。

○自分の身内に万引きをした人がいますが、その人はやったことがバレて、親といっしょに謝罪に行きました。でもそれからは絶対にしなくなりました。親を好きな子供は、それだけで直ると感じました。

○万引きは子供ばかり悪いみたいになっているけど、その家の人がちゃんとしていないからだと思う。万引きした人だけじゃなく育てた親も怒らないといけないと思う。

○万引きをしたら、店や警察は厳しくして、親は厳しくない程度に叱る。みんなから怒られると、もっと悪いことをするかもしれないから。

○万引きはいろんな人に迷惑をかけるから、やってはいけないことだと思います。万引きをやった人には部活などを止めさせるべきだと思います。すいせんも落とすべきだと思います。

7. どうすれば万引きを防止できるか (315 票)

○万引きは絶対になくならない。親は先生が説教をしても無意味だ。自分自身が変わらなくてはならない。

○いじめを減らすとなくなると思う。

○大人が万引しているから、子供もマネすると思う。大人の万引きを減らすことから始めるべきである。そのためには、格差社会もない社会を作るべきだと思う。

○中学生は善悪についての意識が低いです。自分のことを大切に思っていない中学生は多いです。だから万引き、タバコなどを繰り返しています。学校は生徒の心にきちんと届く教育をしないとイケません。自分を大切に思っている人の言うことはきちんと聞くものです。

○店や親が気をつけることはもちろんだが、社会で万引きはいけないという雰囲気をつくっていくことだと思う。

○万引きはたんなる度胸だめしだったり、その品物を買うお金がなかったり、いろんな理由で起こっていることだと思います。けど、それは学校できちんと指導したり、家庭で子どものことをよく見て、話し合えば防げることだと思います。私は、家庭の絆が深まれば、万引きは少なくなると思います。

○万引きの怖さとかを知らない人が万引きすると思うので、万引きに関する授業を多く取り上げれば良いと思う。DVD を制作するなど、現代の子供たちに万引きの怖ろしさを教えたほうが良いと思う。

○万引の処罰をもっと重くすべきだ。今は迷惑料を渡すだけで済んでいるけれど、それで万引きがなくなるとはとうてい思えない。

○日本の刑法は軽すぎる。悪い事はしっかり罰し、そのために刑罰を重くした方が犯罪者の将来のためになるし、再発の防止にもなる。

○今頃の中学生は、ダミーカメラはほとんど見ぬけます。意味がない。万引きをした人は大人と同じくらい罰せられるべき。犯罪に中学生も大人も関係がない。将来がどうのではなくて、万引きをした本人が悪いので自業自得。日本の警察は少し甘いじゃないのかと思う。万引きは禁固 10 年にすべき。

○万引防止のパトロールを警察、地域の人、学校などをする。そして、自分達生徒もパトロールに参加して、社会全体で万引きを防いだらいいと思います。

○万引きをなくするために地域と警察が密接な関係で積極的によりよい社会を作ればよいと思う。

○店によっては、「子どもが万引きをするまで見張り、決定的にやった後で捕まえる店」と「やらせない店」があると思いますが、万引きは絶対やらせない方がよいと思います。

○万引きされても警察に通報しない店があるので、かならず通報するべきだと思う。

○万引きをされた店が警察に通報しないのはおかしいと思う。万引きは犯罪だから、罰金など罰を受けないといけないので、その店だけで事件を済ませてはいけないと思う。万引きをされた店は、絶対に警察に通報すべきだと思う。

○[目撃事例など] 特にはないですが、1回目は仕方がないとしても、2, 3回とどんどん続くような人のために何か取り組んでほしいです。たとえば、店の人と仲良くできるようになるフェスティバルみたいなものを開催するとか。

○万引きされるのは店のミスだと思う。

○だがり屋やコンビニに行き、品物が山積みされているのを見ると、「簡単に取れそうだな」と思う。絶対に取りはしませんが、店側も品の置き方に注意すべきだと思う。

○万引きをされたくないなら、そのお店は店内の配置など目が届くようにしたらいいと思う。万引きをする子も悪いけど、こういう環境を作ったのは大人だから、もっとしっかりしてほしい。

○Gメン増やすべき。帰るときのエコバック点検したらどうでしょうか。

○品物にマイクロチップにみたいな物をつけて、出入り口にマイクロチップに反応する機械をつけて、マイクロチップはレジでお金を払えばとれる、みないな感じにすれば、万引きをした人はすぐにつかまると思う。

○万引きや空き巣などをやろうとする人は、声をかけられると自分のことを見られていると思って、諦めると思うから、せっきょく的に声をかけるのが一番の防止だと思う。

8. このアンケートについて (16 票)

○万引きをすると店や学校、家の人たちに迷惑をかけてしまうことをこのアンケートを通して知りました。自分の知らない万引き防止の呼びかけをたいさくもいろいろしていることも分かりました。

○今まで、万引きのことを深く考えてことがなかったが、このアンケートに回答しながら、やはり万引きはやってはいけないことだと思いました。今回だけでなくすべての生徒のこのアンケートを回答してもらった方が良いです。

○問 29 と問 30 について、未成年が煙草を吸うことが明記されていない。煙草を吸うこと自体は犯罪ではないので、わざわざアンケートにして学校でくばって答えを聞くような質のものではない。問 29 と問 30 だけ趣旨からはずれている。

○知るか。そんなに万引きを防止したいなら、万引き犯を死刑にすればいいじゃないか。正直、意識を少し高めたくらいで万引きをする人間が減るとは思わない。

○この調査は*組と*組という比較的かしこいクラスを対象におこなっているのもので、無作為とは言えないと思います。ほかのクラスでは万引きをしている人がいるみたいなので、ほかのクラスも調査すればよかったですと思います。

○人間がおろかで醜い生物だから犯罪をなくすことは不可能だと思う。人間はいつもギリギリで生き延びているからから、ドラッグにすぎること明日の進む人だっている。こんなアンケートするくらいなら、犯罪防止の取組でもしときなさい。

○アンケートをとるようなことではない。万引きくらいで大袈裟すぎると思う。

まとめ—調査結果の概要—

第1章

(1) ほとんどの小学生(99.2%)が万引とは何かを知っている。

(2) 小学生では「テレビで」知ったとする答えが61.8%であった。中高生では「学校の授業で」(54.2%)、「保護者から」(32.3%)について、「特に教えられたことはない」(31.0%)である。

(3) 万引は「絶対やってはいけないこと」とする小学生が95.8%を占めているが、その比率は学年の進行(中学生87.6%、高校生86.0%)とともに低くなる。その差は中学生と高校生の間よりも、小学生と中学生の間にある。

中高生の「やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではない」(中10.1%、高11.1%)は、前回調査(中8.9%、高10.7%)よりも僅かではあるが増加している。

(4) 万引は「絶対やってはいけないこと」とする意識は、自分自身の場合には強いが、友だちも同じように考えているとは考えていない。事実、「やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではない」は、中高生では「自分自身」(10.6%)から「友達」(17.3%)に倍増する。前回調査も同様に「自分自身」(9.8%)から「友達」(18.9%)であった。

上記二つの設問で、「やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではない」という回答は、第2章1「万引きに誘われた経験」の有無と相関関係があることがわかった。

(5) 万引きに対する保護者の考えは、「絶対にやってはいけない」(小97.8%、中96.5%、高95.2%)が圧倒的である。しかし、第2章2「万引きに誘うのは誰か」に対する回答では、「お父さんお母さん」(小2名、中6名、高3名、計11名)と答えた者がいる。この11名は回答者総数11,160名の0.1%にあたる。

(6) 万引する理由(複数回答)として最も多いのは、「その品物が欲しいから」(小88.9%、中79.1%、高70.6%)、「お金がないから」(小64.9%、中63.2%、高59.6%)、「友人にやれと言われたから」(小25.8%、中22.4%、高16.8%)、「仲間はずれにされたくないから」(小23.4%、中15.7%、高16.1%)の順であり、この順は前回調査も変わらない。

(7) 万引き品を友達に売る話に関しては、全体の8割以上が「聞いたことがない」(小89.0%、中88.1%、高81.1%)と答えている。「買うように言われたことがある」(小0.8%、中0.8%、高1.5%)、「断り切れずに買ったことがある」(小0.3%、中0.3%、高0.3%)は少数である。これらの数値は前回調査とほとんど変わらない。

(8) 店舗、学校、警察などの万引き対策(複数回答)に関して、小学生にも防犯カメラ(92.8%)や万引防止機器(44.8%)、防犯ミラー(39.4%)の存在はよく知られている。中・高生では「万引対策をよくしている店であることをアピールする」(71.4%)が、万引を減らすのにもっとも有効であると考えられている。小学生でも「万引き防止のポスターを貼っている」(63.8%)は2位である。

(9) 子どもが万引をしなくなる対策(複数回答)は、第1位は「家庭のしつけ」(小60.6%、中56.0%、高53.2%)で、次は「学校の授業で取り上げる」(小58.9%、中53.8%、高38.6%)と「万引きをしづらい店づくり」(小51.0%、中54.3%、高48.5%)である。「店員の声かけ」(少30.4%、中37.6%、高30.7%)も、「罰を重くする」(小28.6%、中33.4%、高32.8%)も全体で約3割である。「店員の声かけ」は本調査では、警視庁調査よりも

数値が低い。

第2章 万引きとの関わり

(1) 万引きを友達に誘われた経験（小学生 3.0%、中学生 4.1%、高校生 4.0%）は、少学生よりも中高学生が高い。県別のデータをみると、「ある」の比率が一番高いのは、学年別に小学校 15.7%、中学校 11.4%、高校 12.1%であり、上に示した学年別の平均値に比べて、相応に高い数値を示している。他方、「ない」（100%）の県は、小学校 8 県、中学校 1 県、高校 3 県である。ここから、万引き汚染地区が全国各地に離散的に局在していると推定される。

(2) 「万引きに誘うのは誰か」（複数回答）には、小中高ともに「同じ学校の仲間」（小 64.0%、中 77.5%、高 63.6%）が 1 位である。少学生の 2 位は「先輩」（小 17.3%、中 13.7%、高 10.3%）であるが、中高生では「ほかの学校の仲間や先輩」（小 14.7%、中 16.5%、高 29.5%）がそれに代わる。注意すべきは、すでに述べたように、「お父さんお母さん」（小 2.7%、中 3.3%、高 1.7%）と「兄弟姉妹」（小 40%、中 3.3%、高 8.1%）である。

(3) 誘われた方法（複数回答）は、「相手に会って」（小 81.3%、中 89.6%、高 85.0%）が圧倒的で、「ケータイ電話で」（小 2.7%、中 3.3%、高 4.0%）、「ケータイのメール」（小 4.0%、中 4.9%、高 5.1%）等は少ない。

(4) 万引きに誘われたときの対処（複数回答）としては、1 位は「誘いをはっきり断る」（小 72.7%、中 57.9%、高 57.3%）であるが、次の「友達の誘いをはっきり断り、万引きは犯罪であると注意する」（小 68.8%、中 38.5%、高 27.0%）、「あいまいな態度で無視する」（小 18.7%、中 28.1%、高 28.4%）は高学年ほど数値が低下する。「断り切れないので仲間に入る」（小 2.7%、中 3.3%、高 4.0%）は、調査対象少年の 1.2%

（138/11,160 名）であり、実際の万引き予備軍を構成すると推測できる。

(5) 友達の万引きを目撃したとき（複数回答）には、「万引きを止めるように注意する」（小 79.0%、中 53.7%、高 54.3%）が 1 位であり、「先生に相談する」（小 43.5%、中 16.5%、高 4.9%）、「お父さんお母さんに相談する」（小 36.6%、中 13.8%、高 6.2%）が続く。しかし、中高生が先生や父母に相談する割合は、けっして高くはない。「自分に関係ないことだから注意も相談もしない」（小 3.9%、中 18.6%、高 23.6%）は学年の進行とともに数値が上がり、「仕返しされると嫌だから注意も相談もしない」（小 3.2%、中 7.2%、高 4.0%）は中学生に数値が高い。

(6) 万引きで捕まったとき（複数回答）、ほとんどの少年は「家に知らされる」（小 83.0%、中 79.2%、高 68.0%）、「警察に通報され取り調べを受ける」（小 82.9%、中 75.2%、高 73.2%）、「学校に知らされて怒られる」（小 69.5%、中 70.53%、高 51.5%）と思っている。また、「商品を買えばすむ」（少 4.22%、中 3.8%、高 3.3%）は全体で 5%に満たない。

第3章 万引き少年に対する対応

(1) 「店は警察に通報すべきか」という問いに、「そう思う」と答えたものがほぼ 8 割（全体 79.1%、中学生 80.1%、高校生 78.1%）であり、「そう思わない」（全体 20.2%、中学

生 19.0%、高校生 21.5%) は 2 割である。

(2) 前の設問に「そう思う」理由の第 1 は、「万引は犯罪だから」(全体 82.1%、中学生 84.0%、高校生 80.1%) であり、「再発防止のため」(全体 50.4%、中学生 55.9%、高校生 44.7%)、「反省させるため」(全体 42.4%、中学生 45.4%、高校生 3.2%) の順になる。

(3) また、「そう思わない」理由は「犯罪者として扱うのは、少年の将来を奪うことになるから」(全体 53.3%、実数 934 名) であり、「品物は戻るので損害は発生していないから」も全体で約 17% (中学生 19.4%、高校生 14.2%) ある。

(4) 「警察は学校に連絡すべきか」に「そう思う」と答えたのは、全体で 80.1% (中学生 82.0%、高校生 78.2%) である。これまでの調査では、中学生・高校生ともに「そう思う」の数値が少しずつ上昇し、一昨年の調査では全体 83.7% (中学生 86.9%、高校生 80.5%) であった。今回の調査結果では「そう思う」の数値が少し下がっている。

(5) この設問に対して「そう思う」理由の第 1 位は、「連携して指導すべきだから」(中 67.5%、高 68.8%) であり、以下「再発防止のため」(中 60.4%、高 47.2%)、「いじめなどが背景にあるかもしれないので」(中 46.9%、高 37.9%)、「子どもにさらに反省させるため」(中 36.1%、高 29.2%) が続く。「再発防止」では中学生と高校生の間に 13 ポイントほどの差があり、「いじめなどが背景にあるかも知れない」も中学生が 9 ポイント高くなっている。「生徒の指導は学校の責任だから」(中 29.1%、高 23.5%) は相対的に低い数値である。

(6) また、「そう思わない」理由は、「学校外の私的な行動だから」(中 47.9%、高 47.5%) が 1 位で、「犯罪なので警察が対処すべき」(中 44.1%、高 35.4%)、「退学などになりかねない」(中 27.1%、高 34.2%) の順である

(7) 学校から保護者への連絡では、「そう思う」(中 93.0%、高 94.4%) が 9 割以上で、前の設問「店は警察に通報すべきである」(中 80.1%、高 78.1%)、「警察は学校に通報すべきである」(中 82.0%、高 78.2%) よりも高い数値を示している。

(8) 前問に「そう思う」と答えた理由の 1 位は、「子どものしつけは保護者の責任」(中 67.6%、高 71.4%) である。それに続く「反省させるため」(中 58.8%、高 48.8%) と「再発防止」(中 59.5%、高 48.8%) は、全体としてみれば数値に大きな差はない。

(9) 同様に、「そう思わない」理由の第 1 は、「保護者(親)は子どもの万引とは関係ないから」(中 36.4%、高 30.6%) である。次に「たかが万引で保護者(親)を呼び出すのは大げさである」(中 30.0%、高 19.4%)、「万引をした品物を買取りさえすればいいから」(中 20.5%、高 14.0%)、「万引は大した罪ではないから」(中 13.2%、高 6.8%) が続く。

(10) 万引をした子どもに対する保護者(親)に指導について、「厳しく指導すべきである」(中 87.5%、高校生 89.7%、全体 88.6%) という意見は、中学生より高校生の方が多い。「そう思わない」(中 11.8%、高 9.7%、全体 10.8%) は全体の 1 割程度に留まる。

(11) 厳しく指導すべきであるとする理由は、第 1 が「子どもの責任は保護者の責任である」(中 57.4%、高 62.5%、全体 55.9%) であり、「子どもに反省させるため」(中 27.8%、高 24.1%、全体 24.1%)、「再発防止のため」(中 12.6%、高 10.7%、10.9%) と続く。

この項目は、これまでの調査結果とかなり数値が異なっている。「子どもの責任は保護者の責任である」は、前々回（中 33%、高 35.7%）、前回（中 39.8%、高 41.2%）から今回へと急激に増加している。その分、「子どもに反省させるため」と「再発防止のため」は減少している。

(12) 他方、「そう思わない」理由としては、「厳しく指導しすぎると子どもの居場所がなくなり、かえって非行に走らせることになる」(71.8%) が第 1 位である。他の項目、「万引きは大した罪ではないから」(小中 5.6%、中 3.4%、全体 4.6%)、「子どもなら誰でもやること」(小 3.7%、中 6.3%、全体 4.8%)、「親には関係がないから」(小 3.7%、中 5.0%、全体 4.3%) は、いずれも数パーセントに留まる。

(13) 万引きをした被害店舗に万引き少年とその保護者（親）は、どのような償いをすべきかという設問に対して、高い数値を示したが四つある。第 1 位は「買い取るだけでなく、迷惑料を払うべき」(中 33.8%、高 29.7%、全体 31.8%) であり、「謝罪すればよい」(中 25.1%、高 21.8%、全体 23.4%)、「品物を買えばよい」(9.6%、11.0%、全体 10.3%)、「社会に貢献する活動をするべき」(中 10.5%、高 10.1%、全体 10.3%) に順になっている。「店の掃除や手伝いをするべき」(中 5.1%、高 5.0%、全体 5.0%) と答えた者は少数である。

第 4 章

(1) 違法薬物に対する自分の考えでは、「絶対にやってはいけないこと」が全体 94.9%（中 95.3%、高 94.5%）である。第 1 章 (3) の万引きの数値（中高校生の平均 86.8%）よりも 8 ポイント以上高い。

(2) 違法薬物に対する友達の考えについて、中学生・高校生の全体で「絶対にやってはいけない」(92.5%) が圧倒的であり、調査対象の少年たちは、違法薬物に関しては友人も自分と同じ考えを持っていると思っている。第 1 章 (4) で見たように、万引の場合にはそうではなかった。

(3) タバコに関する自分の考えについて、「絶対にやってはいけない」(全体 63.5%、中 68.9%、高 58.0%) は、「万引」(全体 86.8%、中 87.65%、高校生 86.0%) や「麻薬・脱法ドラッグ」(全体 94.9%、中 95.3%、高 94.5%) ほど高くはない。「やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない」(全体 21.9%、中 18.8%、高 25.1%)、「よくあることで、さほど問題ではない」(全体 9.8%、中 8.0%、高 11.7%) の数値を合計すると、全体で 31.7%になり、高校生では 37%に近い。

(4) タバコに関する友達の考えには、「絶対にやってはいけない」が全体で 53.7%、中学生 59.7%であり、高校生では 47.5%と半数以下になる。

タバコに関しては、本調査開始時から自分と友達について「絶対にやってはいけない」の数値は増加傾向にあったが、前回調査では逆に減少していた。また、「よくあることで、さほど問題ではない」も減少傾向にあったが、前回調査では微増していた。しかし、過去 6 年間の経年変化を調べてみると、全体として前者は増加傾向、後者は減少傾向にあることがわかる。

資料1 数値表

数値表

以下に今回の調査結果の数値を報告書本文構成の順番に掲載する。

はじめに

認知件数、検挙件数、検挙・補導人員(全国)

全国	H19	H20	H21	H22
認知件数	141,915	145,429	149,892	148,371
検挙件数	105,774	105,986	108,802	107,684
検挙・補導人員	108,993	108,307	113,083	112,614
少年	34,675	33,106	37,008	36,174
成人	48,464	48,186	49,056	49,078
高齢者	25,854	27,015	27,015	27,362

検挙・補導人員(全国)

	平成元年	平成22年
少年	68.7	32.1
成人	30.7	43.6
高齢者	1.9	24.3

過去5年間の検挙・補導人員の推移(東京都)

	H18	H19	H20	H21	H22
成人	55.9	53.5	51.6	48.6	49.1
少年	25	25.1	25.8	30.4	30.1
高齢者	19.6	21.4	22.6	21	20.8

(注)検挙報道人員の世代別割合(東京都)

万引き認知・検挙件数および検挙・補導人員(全国)

	平成元年	平成22年
少年	64,296	37,008
成人	29,238	49,052
高齢者	1,785	27,019
合計	95,317	113,079

万引きに誘われたことはあるか

	ある	ない
B校1年	10.8	89.2
B校2年	13.8	86.2
B校3年	7.4	92.4
本調査中学生	4.1	95.5

第1章 万引に対する基本的意識

1 万引についての認識(小学生のみ)

小学生 問1. 万引ということを知っていますか(ひとつだけ)

小学生	る知 って い	か知 つら たな	合 計
人数	2,478	21	2,499
%	99.2	0.8	100

2. 万引きについて、どこで教えられたか(複数回答)

小学生 問2. 万引についてどこで教えられましたか(⇒「いくつでも」の言葉なし)

問1. 万引ということを知っていますか…知っています

小学生	で学 校の 授業	家 の人 から	ら警 察の 人か	テ レ ビ で	そ の 他	無 回 答	合 計
人数	687	1,218	211	1,531	269	9	2,478
%	27.7	49.2	8.5	61.8	10.9	0.4	100

中高生 問24. あなたは万引についてどこかで教えられたことがありますか(いくつでも)

	業学 で校 の授	ら保 護者 か	警 察 で	とら特 はれに なた教 いこえ	そ の 他	無 回 答	合 計
中学生	人数	2,574	1,663	375	1,127	440	45
	%	58.7	37.9	8.5	25.7	10.0	1.0
高校生	人数	2,209	1,138	296	1,560	360	36
	%	51.7	26.6	6.9	36.5	8.4	0.8

3. 万引きに対する自分の考え

小学生 問3. 万引についてあなたはどのように考えていますか(ひとつだけ)

中学生 問1. 万引についてあなたはどのように考えていますか。(一つだけ)

		い げ け つ な い こ と や っ て は	き と や だ が 、 は い け な い こ 大	ほ よ く あ る こ と で 、 さ	そ の 他	無 回 答	合 計
小学生	人数	2,394	80	5	9	11	2,499
	%	95.8	3.2	0.2	0.4	0.4	100
中学生	人数	3,841	444	38	53	11	4,387
	%	87.6	10.1	0.9	1.2	0.3	100
高校生	人数	3,674	473	51	59	17	4,274
	%	86.0	11.1	1.2	1.4	0.4	100

4. 友達の考えの推測

小学生 問4. 万引についてあなたの友達はどうに考えていると思いますか(ひとつだけ)

中学生 問2. 万引についてあなたの友達はどうに考えていると思いますか。(一つだけ)

		い げ け つ な い こ と や っ て は	き と や だ が 、 は い け な い こ 大	ほ よ く あ る こ と で 、 さ	そ の 他	無 回 答	合 計
小学生	人数	2,250	188	20	28	13	2,499
	%	90.0	7.5	0.8	1.1	0.5	100
中学生	人数	3,370	781	121	79	36	4,387
	%	76.8	17.8	2.8	1.8	0.8	100
高校生	人数	3,267	718	151	118	20	4,274
	%	76.4	16.8	3.5	2.8	0.5	100

5. 保護者の考えの推測

小学生 問5. 万引についてあなたのお父さんお母さんはどのように考えていると思いますか(ひとつだけ)

中学生 問3. 万引についてあなたの保護者(親)はどうに考えていると思いますか。(一つだけ)

		な い こ と や っ て は い け	き と や だ が 、 は い け な い こ 大	ほ よ く あ る こ と で 、 さ	そ の 他	無 回 答	合 計
小学生	人数	2,444	30	1	17	7	2,499
	%	97.8	1.2	0.0	0.7	0.3	100
中学生	人数	4,233	73	15	37	29	4,387
	%	96.5	1.7	0.3	0.8	0.7	100
高校生	人数	4,067	117	15	53	22	4,274
	%	95.2	2.7	0.4	1.2	0.5	100

6. 万引をする理由

小学生 問10. 子どもたちが万引をするのはなぜだと思いますか(いくつでも)

中学生 問8. 子どもが万引をする理由は何だと思いますか。(いくつでも)

		い そ の 品 物 が 欲 し	お 金 が な い か ら	の ど き よ う だ め し	ら い ら い し た か ら	る み ん な や っ て い る か ら	わ 友 人 に や れ と い う か ら	る か ん た ん に で き る か ら	け た い し た 罰 を 受 け な い か ら	り た 間 は ず れ に な ら な い か ら	売 る た め	か か ま っ て ほ し い	目 立 ち た い か ら	そ の 他	無 回 答	合 計
小学生	人数	2,221	1,622	238	501	322	640	321	257	585	118	218	252	108	21	7,424
	%	88.9	64.9	9.5	20.0	12.9	25.6	12.8	10.3	23.4	4.7	8.7	10.1	4.3	0.8	297
中学生	人数	3,468	2,732	1,176	973	888	984	583	669	689	411	989	202	149	237	14,150
	%	79.1	62.3	26.8	22.2	20.2	22.4	13.3	15.2	15.7	9.4	22.5	4.6	3.4	5.4	323
高校生	人数	3,017	2,547	1,220	939	669	717	561	553	689	324	592	174	162	204	12,368
	%	70.6	59.6	28.5	22.0	15.7	16.8	13.1	12.9	16.1	7.6	13.9	4.1	3.8	4.8	290

(注)複数回答なので、合計は100%を超える

7. 万引きの品物を友達へ売る話

小学生 問12. 子どもが万引したものを友人などに売っているという話についてどう思いますか(いくつでも)

		たその ことが がない 話 は 聞 い	か聞 いた 事 は あ る が い か	と万 引 し た も の を 買 た こ	と万 引 し た も の を 断 り た こ	そ の 他	無 回 答	合 計
小学生	人数	2225	238	19	8	57	32	2,579
	%	89.0	9.5	0.8	0.3	2.3	1.3	103

(注)複数回答なので、合計は100%を超える

中学生 問10. 「子どもが万引した品物を友人に売っている」という話について、お答えください。(一つだけ)

		たその ことが ない 話 は 聞 い	聞 いた こ と は あ る が い か	こ万 引 し た 品 物 を 買 た こ	が万 引 し た 品 物 を 断 り た こ	無 回 答	合 計
中学生	人数	3,865	436	35	13	38	4,387
	%	88.1	9.9	0.8	0.3	0.9	100
高校生	人数	3,474	697	66	12	25	4,274
	%	81.3	16.3	1.5	0.3	0.6	100

8. 万引き対策を認識しているか

小学生 問13. 万引きさせないために、お店がやっていることを知っていますか(いくつでも)

		万 引 を 防 止 す る た め に ポ ス テ ル を 貼 る	の警 察 や 、 学 校 、 家 に 知 ら せ る	防 犯 カ メ ラ を つ け て い る	万 引 防 止 機 器 を つ け て い る	防 犯 ミ ラ ー を つ け て い る	そ の 他	無 回 答	合 計	
小学生	人数	1706	613	2318	1108	985	759	121	15	2499
	%	68.3	24.5	92.8	44.3	39.4	30.4	4.8	0.6	100.0

(注)複数回答なので、合計は100%を超える

中学生 問26. 次の、店、学校、警察などが万引きさせないために取り組んでいることなかで、知っているものはありますか?(いくつでも)

		ど の 店 に 万 引 防 止 策 を し て い る	か店 は 積 極 的 な 換 拶 、 声 かけ を す る	に店 は 万 引 は 全 て 警 察 に 連 絡 す る	の警 察 は 、 万 引 し た 生 徒 に 連 絡 す る	響罪 学 校 に 生 徒 を 指 導 す る	者未 中 古 品 買 取 店 は 1 8 歳 以 上 の 人 に 対 し て	そ の 他	無 回 答	合 計
中学生	人数	3,133	1,650	1,665	1,779	1,823	1,087	311	161	11,609
	%	71.4	37.6	38.0	40.6	41.6	24.8	7.1	3.7	265
高校生	人数	2,895	1,310	1,498	1,502	1,320	914	287	141	9,867
	%	67.7	30.7	35.0	35.1	30.9	21.4	6.7	3.3	231

9. 万引をしなくなるための対策

小学生 問14. あなたは子どもが万引をしなくなるためにどうすればよいと思いますか(いくつでも)

		学 校 の 上 授 業 を し な す	すを 家 の ち つ と け る	ま警 察 が き り き り し る	る罰 を 重 く す	ら万 引 し な す な ら ば い い と 思 い ま す	感か 万 引 を し な す な ら ば い い と 思 い ま す	そ の 他	無 回 答	合 計
小学生	人数	1,473	1,514	866	714	1,275	794	179	22	6,837
	%	58.9	60.6	34.7	28.6	51.0	31.8	7.2	0.9	274

(注)複数回答なので、合計は100%を超える

中学生 問25. あなたは子どもが万引をしなくなるためにはどうすればよいと思いますか。(いくつでも)

		万 引 を し な す な ら ば い い と 思 い ま す	ち家 庭 で の し つ け を き ち と す る	り警 察 が 万 引 を 厳 し く 取 締 ま る	万 引 の 刑 罰 を 重 く す る	を万 引 し な す な ら ば い い と 思 い ま す	ど者 万 引 し た 人 や 迷 惑 の 保 護 を と る	く中 古 品 買 取 店 で 万 引 し な す な ら ば い い と 思 い ま す	そ の 他	無 回 答	合 計
中学生	人数	2,361	2,458	1,816	1,467	2,381	682	707	315	43	12,230
	%	53.8	56.0	41.4	33.4	54.3	15.5	16.1	7.2	1.0	279
高校生	人数	1,650	2,272	1,486	1,404	2,075	490	387	291	29	10,084
	%	38.6	53.2	34.8	32.8	48.5	11.5	9.1	6.8	0.7	236

(注)複数回答なので、合計は100%を超える

第2章 万引きとの関わり

1. 万引に誘われた経験の有無

小学生 問6. この1年間の間にあなたは万引をするよう誘われたことがありますか (ひとつだけ)
 中学生 問4. この1年の間に、あなたは万引をするよう誘われたことがありますか。 (一つだけ)

		ある	ない	無回答	合計
小学生	人数	75	2,416	8	2,499
	%	3.0	96.7	0.3	100
中学生	人数	182	4,188	17	4,387
	%	4.1	95.5	0.4	100
高校生	人数	173	4,094	7	4,274
	%	4.0	95.8	0.2	100

2. 万引を誘うのは誰か

小学生 問7-1. 万引をするよう誘ってきた人は、どんな人でしたか (いくつでも)
 中学生 問5-1. それはどんな人ですか。 (いくつでも)

		友お 達なじ 学校の	せん ばい	い友ほ 達のか やのせ んばの	な なか ま で出 会 った	さん お父 さん お母	兄 弟 姉 妹	そ の 他 の ひ と	無 回 答	合 計
小学生	人数	48	13	11	5	2	3	13	0	95
	%	64.0	17.3	14.7	6.7	2.7	4.0	17.3	0.0	127
中学生	人数	141	25	30	5	6	3	6	9	225
	%	77.5	13.7	16.5	2.7	3.3	1.6	3.3	4.9	124
高校生	人数	110	18	51	6	3	2	14	10	214
	%	63.6	10.4	29.5	3.5	1.7	1.2	8.1	5.8	124

(注)複数回答なので、合計は100%を超える

3. 万引に誘われた方法

小学生 問7-2. 万引をするよう誘ってきた人に、どんな方法で誘われましたか (いくつでも)
 中学生 問5-2. 上記問4の質問で「ある」と答えた人だけに聞きます。どんな方法で誘われましたか。 (いくつでも)

		相 手 に 会 っ て	電 話 で	ケ イ タイ 電 話 で	ケ イ タイ の メ ー ル	パ ソ コ ン の メ ー ル	ト ウ 2 ち ゃ ん ね の サ イ よ	手 紙 な ど の 文 章	そ の 他	無 回 答	合 計
小学生	人数	61	4	2	3	1	0	6	10	2	89
	%	81.3	5.3	2.7	4.0	1.3	0.0	8.0	13.3	2.7	119
中学生	人数	163	3	6	9	2	3	1	7	10	204
	%	89.6	1.6	3.3	4.9	1.1	1.6	0.5	3.8	5.5	112
高校生	人数	147	6	7	9	5	4	6	13	8	205
	%	85.0	3.5	4.0	5.2	2.9	2.3	3.5	7.5	4.6	119

(注)複数回答なので、合計は100%を超える

4. 万引に誘われたときの対処

小学生 問8. 友達から万引をしようと誘われたら、あなたはどうしますか (いくつでも)
 中学生 問6. あなたは友人から万引をしようと誘われました。あなたはどうしますか？ (いくつでも)

		な 友 達 の 誘 い を あ い ま い	断 友 達 の 誘 い を は っ き り	す 引 友 達 の 罪 い を あ る 断 り 、 注 意 万	の 友 で の 誘 い に は 断 れ な い	他 の 友 達 に 相 談 す る	談 お 父 さ ん お 母 さ ん に 相	兄 弟 姉 妹 に 相 談 す る	先 生 に 相 談 す る	そ の 他	無 回 答	合 計
小学生	人数	467	1,817	1,719	15	265	818	127	696	56	11	5,991
	%	18.7	72.7	68.8	0.6	10.6	32.7	5.1	27.9	2.2	0.4	240
中学生	人数	1,232	2,539	1,690	71	452	528	130	371	165	22	7,200
	%	28.1	57.9	38.5	1.6	10.3	12.0	3.0	8.5	3.8	0.5	164
高校生	人数	1,215	2,451	1,154	52	168	175	49	90	161	18	5,533
	%	28.4	57.3	27.0	1.2	3.9	4.1	1.1	2.1	3.8	0.4	129

(注)複数回答なので、合計は100%を超える

5. 友達の万引を目撃したときの対処

小学生 問9. 友達が万引するところを目撃したら、あなたはどうしますか(いくつでも)

中学生 問7. あなたは友人の万引するところを目撃しました。あなたはどうしますか?(いくつでも)

		に友 達に 万引 する よう	相 談 し な い	自 分 に 関 係 な い こ と だ か	注 意 し な い	仕 返 し さ れ る と 嫌 だ か ら	ほ か の 友 達 に 相 談 す る	お 父 さ ん お 母 さ ん に 相 談 す る	兄 弟 姉 妹 に 相 談 す る	先 生 に 相 談 す る	よ く あ る こ と だ か ら 、 気 に し な い	そ の 他	無 回 答	合 計
		小学生	人数	1,975	98	81	438	914	131	1,087	9	106	10	4,849
	%	79.0	3.9	3.2	17.5	36.6	5.2	43.5	0.4	4.2	0.4	194		
中学生	人数	2,354	818	315	885	607	121	723	113	255	38	6,229		
	%	53.7	18.6	7.2	20.2	13.8	2.8	16.5	2.6	5.8	0.9	142		
高校生	人数	2,321	1,008	171	638	264	67	209	152	283	16	5,129		
	%	54.3	23.6	4.0	14.9	6.2	1.6	4.9	3.6	6.6	0.4	120		

(注)複数回答なので、合計は100%を超える

6. 万引でつかまったらどうなると思うか

小学生 問11. もし子どもが店で万引をして捕まったらどうなると思いますか(いくつでも)

中学生 問9. もし子どもが万引で捕まったらどうなると思いますか。(いくつでも)

		警 察 に 知 ら れ る	学 校 に 知 ら れ る	友 達 に 知 ら れ る	家 に 知 ら れ る	店 で お こ ら れ る	商 品 を 買 い と れ る	店 の 損 害 を 弁 償 す る	そ の 他	無 回 答	合 計
		小学生	人数	2,072	1,736	735	2,073	1,549	104	1,228	102
	%	82.9	69.5	29.4	83.0	62.0	4.2	49.1	4.1	0.7	385
中学生	人数	3,301	3,092	1,427	3,476	2,638	166	1,455	164	22	15,741
	%	75.2	70.5	32.5	79.2	60.1	3.8	33.2	3.7	0.5	359
高校生	人数	3,127	2,203	2,710	2,907	2,203	139	1,074	132	14	14,509
	%	73.2	51.5	63.4	68.0	51.5	3.3	25.1	3.1	0.3	339

(注)複数回答なので、合計は100%を超える

7. 万引きの償いについて

問23. 万引をした子どもやその保護者(親)はどのようなことをすべきだと思いますか。(一つだけ)

		万 引 を し た こ も の 親 に 対 し て	品 物 を 買 い 取 ら せ る	品 物 を 買 い 取 ら せ る	店 を 掃 除 さ せ る	社 会 に 貢 献 す る	そ の 他	無 回 答	合 計
		中学生	人数	1,100	420	1,482	222	461	625
	%	25.1	9.6	33.8	5.1	10.5	14.2	1.8	100
高校生	人数	930	471	1,268	212	432	904	57	4,274
	%	21.8	11.0	29.7	5.0	10.1	21.2	1.3	100

第3章 万引き少年に対する対応

—中学生・高校生のみに対する設問—

1. 店は警察に通報すべきか

問11. 万引をした子どもを捕まえた店は、警察に通報すべきである(一つだけ)

		そ う 思 う	い そ う 思 わ な い	無 回 答	合 計
		中学生	人数	3,514	834
	%	80.1	19.0	0.9	100
高校生	人数	3,339	917	18	4,274
	%	78.1	21.5	0.4	100

2. 店は警察に通報すべきと思う理由

問12 上記問11. で「そう思う」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。〈いくつでも〉

		ら万引は犯罪だか	せ子どもに反省さ	再発防止のため	無回答	合計
中学生	人数	2,951	1,596	1,964	2	6,513
	%	84.0	45.4	55.9	0.1	185
高校生	人数	2,673	1,309	1,493	6	5,481
	%	80.1	39.2	44.7	0.2	164

(注) 複数回答なので、合計は100%を超える

3. 店は警察に通報すべきとは思わない理由

問13. 上記問11. で「そう思わない」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。〈いくつでも〉

		い万引は大した罪ではない	発品物は戻るので損害はない	と子どもは将来を奪うのは	かわいそうだから	保護者に知られるから	学校に知られるから	その他	無回答	合計
中学生	人数	71	162	444	168	111	128	236	30	1,350
	%	8.5	19.4	53.2	20.1	13.3	15.3	28.3	3.6	162
高校生	人数	53	130	490	132	57	88	298	12	1,260
	%	5.8	14.2	53.4	14.4	6.2	9.6	32.5	1.3	137

(注) 複数回答なので、合計は100%を超える

4. 警察は学校に連絡すべきであるか

問14. 子どもが万引をしたとの通報を受けた警察は、学校に連絡すべきである。〈一つだけ〉

		そう思う	いそう思わない	無回答	合計
中学生	人数	3,596	760	31	4,387
	%	82.0	17.3	0.7	100
高校生	人数	3,342	912	20	4,274
	%	78.2	21.3	0.5	100

5. 「そう思う」の理由

問15. 「子どもが万引をしたとの通報を受けた警察は、学校に連絡すべきである」と思う理由 〈いくつでも〉

		べ連携して指導する	の生徒の指導は学校	いにいじめなどの背景	省子どもにさらすため	再発防止のため	その他	無回答	合計
中学生	人数	2,427	1,052	1,686	1,298	2,173	102	10	8,748
	%	67.5	29.3	46.9	36.1	60.4	2.8	0.3	243
高校生	人数	2,299	787	1,265	975	1,577	113	7	7,023
	%	68.8	23.5	37.9	29.2	47.2	3.4	0.2	210

(注) 複数回答なので、合計は100%を超える

6. 「そう思わない」の理由

問16. 上記問14. で「そう思わない」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。〈いくつでも〉

		ら対処するべき警察か	動学校外からの私的な行	将ね退学などのため	責学しは形ないから叱	その他	無回答	合計
中学生	人数	335	364	206	194	103	7	1,209
	%	44.1	47.9	27.1	25.5	13.6	0.9	159
高校生	人数	323	433	312	222	119	4	1,413
	%	35.4	47.5	34.2	24.3	13.0	0.4	155

(注) 複数回答なので、合計は100%を超える

7. 警察から保護者への連絡

問17. 警察から子どもが万引をしたとの連絡を受けた学校は保護者（親）に連絡すべきである。（一つだけ）

		そう思う	い そう 思わ な	無 回 答	合 計
中学生	人数	4,079	273	35	4,387
	%	93.0	6.2	0.8	100
高校生	人数	4,034	222	18	4,274
	%	94.4	5.2	0.4	100

8. 「そう思う」の理由

問18. 上記問17. で「そう思う」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。（いくつでも）

		だ は 子 ど も か ら 保 護 者 の し つ け	せ ら る た も に 反 省 さ	再 発 防 止 の た め	そ の 他	無 回 答	合 計
中学生	人数	2,756	2,397	2,429	264	2	7,848
	%	67.6	58.8	59.5	6.5	0.0	192
高校生	人数	2,882	1,969	1,968	272	10	7,101
	%	71.4	48.8	48.8	6.7	0.2	176

(注) 複数回答なので、合計は100%を超える

9. 「そう思わない」理由

問19. 上記問17. で「そう思わない」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。（いくつでも）

		い 万 引 か ら は 大 し た 罪 で は な	あ 呼 た る び か が 出 す 万 引 は 大 げ さ で	ら 取 り さ し た 品 物 を い か い	と 保 護 者 は 子 ど も の 万 引	し 保 護 者 が き ち ん と 指 導	そ の 他	無 回 答	合 計
中学生	人数	36	82	56	102	53	87	5	421
	%	13.2	30.0	20.5	37.4	19.4	31.9	1.8	154
高校生	人数	15	43	31	68	35	68	6	266
	%	6.8	19.4	14.0	30.6	15.8	30.6	2.7	120

(注) 複数回答なので、合計は100%を超える

10. 万引に対する保護者の指導

問20. 万引をした子どもに対して保護者（親）は厳しく指導すべきである。（一つだけ）

		そう 思 う	な い そ う 思 わ	無 回 答	合 計
中学生	人数	3,837	518	32	4,387
	%	87.5	11.8	0.7	100
高校生	人数	3,833	416	25	4,274
	%	89.7	9.7	0.6	100

11. 「そう思う」の理由

問21. 上記問20. で「そう思う」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。（一つだけ）

		あ 保 護 者 か ら の 責 任 で は	せ ら る た も に 反 省 さ	再 発 防 止 の た め	そ の 他	無 回 答	合 計
中学生	人数	2,201	1,067	485	79	5	3,837
	%	57.4	27.8	12.6	2.1	0.1	100
高校生	人数	2,394	922	411	98	8	3,833
	%	62.5	24.1	10.7	2.6	0.2	100

12. 「そう思わない」理由

問22. 上記問20. で「そう思わない」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。〈一つだけ〉

		な方引は ないから 大した罪では ない	う子どもなら 止めるから、 誰でもそのや りかた	走と厳しく せかえつて 非行になる こと	ら親には 関係がないか	その他	無 回 答	合 計
中学生	人数	29	19	408	19	41	2	518
	%	5.6	3.7	78.8	3.7	7.9	0.4	100
高校生	人数	14	26	272	21	80	3	416
	%	3.4	6.3	65.4	5.0	19.2	0.7	100

第4章 違法薬物とたばこに対する意識

—中学生・高校生のみに対する設問—

1. 違法薬物に対する自分の考え

問27. 大麻や脱法ドラッグについてあなたはどのように考えますか。〈一つだけ〉

		な絶対 にやっ てはい け	きとや つては 問題 では ない 大こ	ほよ くあ るこ とで 、さ	そ の 他	無 回 答	合 計
中学生	人数	4,179	71	34	69	34	4,387
	%	95.3	1.6	0.8	1.6	0.8	100
高校生	人数	4,040	101	27	79	27	4,274
	%	94.5	2.4	0.6	1.8	0.6	100

2. 違法薬物に対する友達の認識

問28. 大麻や脱法ドラッグについてあなたの友達はどのように考えていると思いますか。〈一つだけ〉

		な絶対 にやっ てはい け	きとや つては 問題 では ない 大こ	ほよ くあ るこ とで 、さ	そ の 他	無 回 答	合 計
中学生	人数	4,069	142	41	82	53	4,387
	%	92.8	3.2	0.9	1.9	1.2	100
高校生	人数	3,946	142	42	113	31	4,274
	%	92.3	3.3	1.0	2.6	0.7	100

3. タバコに対する認識

問29. タバコについてあなたはどのように考えますか。〈一つだけ〉

		な絶対 にやっ てはい け	きとや つては 問題 では ない 大こ	ほよ くあ るこ とで 、さ	そ の 他	無 回 答	合 計
中学生	人数	3,021	825	352	150	39	4,387
	%	68.9	18.8	8.0	3.4	0.9	100
高校生	人数	2,477	1,073	498	191	35	4,274
	%	58.0	25.1	11.7	4.5	0.8	100

4. タバコに対する友達の認識について

問30. タバコについてあなたの友達はどのように考えますか。〈一つだけ〉

		な絶対 にやっ てはい け	きとや つては 問題 では ない 大こ	ほよ くあ るこ とで 、さ	そ の 他	無 回 答	合 計
中学生	人数	2,619	1,066	450	193	59	4,387
	%	59.7	24.3	10.3	4.4	1.3	100
高校生	人数	2,030	1,220	752	234	38	4,274
	%	47.5	28.5	17.6	5.5	0.9	100

＜万引についての全国子ども意識調査・小学生＞

都道府県名	学校名	性別
		男・女

*都道府県名学校名を記入して下さい。あなたの性別をどちらかに○をつけて下さい。

記入についてのお願い

下の質問に、() のなかの注意に従って答えて下さい。あてはまるものの番号を○でかこんで下さい。記入は、鉛筆でもボールペンでも構いません。また、回答したくない質問があれば、書かなくてもかまいません。

書き終わったら、この調査票（ちょうさひょう）を封筒に入れ、封をして出して下さい。

調査内容から、あなたが誰かがわかるようなことはありません。

万引とは

「お金を払わずにお店の商品を持っていくこと」をいいます。

問 1. 万引ということを知っていますか？（ひとつだけ）

1. 知っています。 2. 知らなかった

問 2. 上の質問で「知っている」と答えた人は、万引についてどこで教えられましたか。

1. 学校の授業で 2. 家の人から 3. 警察（けいさつ）の人から
4. テレビで 5. その他

問 3. 万引についてあなたはどのように考えていますか？（ひとつだけ）

1. ぜったいにやってはいけないこと
2. やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない
3. よくあることで、さほど問題ではない
4. その他

問 4. 万引についてあなたの友達はどのように考えていると思いますか。

（ひとつだけ）

1. ぜったいにやってはいけないこと
2. やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない
3. よくあることで、さほど問題ではない
4. その他

問 5. 万引についてあなたのお父さんお母さんはどのように考えていると思いますか。

（ひとつだけ）

1. 絶対にやってはいけないこと
2. やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない
3. よくあることで、さほど問題でない
4. その他

問6. この1年間の間にあなたは万引をするよう誘われたことはありますか。

(ひとつだけ)

1. ある
2. ない

問7-1. うえの間6で、あるに○をした人にききます。誘った人はどんな人でしたか。(いくつでも)

1. おなじ学校の友達
2. せんばい
3. ほかの学校の友達やせんばい
4. 町で出会ったなかま
5. お父さんお母さん
6. 兄弟姉妹
7. その他のひと

問7-2. うえの間6で、あるに○をした人にききます。どんな方法で誘われましたか。(いくつでも)

1. 相手に会って
2. 電話で
3. ケイタイ電話で
4. ケイタイのメール
5. パソコンのメール
6. 2ちゃんねるのようなネットのサイト
7. 手紙などの文章
8. その他

問8. 友達から万引をしようと誘われたら、あなたはどうしますか？

(いくつでも)

1. 友達の誘いをあいまいな態度で無視(むし)する
2. 友達の誘いをはっきり断(ことわ)る
3. 友達の誘いを断り、万引は犯罪であると注意する
4. 友達の誘いは断れないので、仲間に入る
5. 他の友達に相談する
6. お父さんお母さんに相談する
7. 兄弟姉妹に相談する
8. 先生に相談する
9. その他

問9. 友達が万引するところを目撃したら、あなたはどうしますか？

(いくつでも)

1. 友達に万引をやめるように注意する
2. 自分には関係ないことだから、友達に注意をしないし、誰にも相談しない
3. 仕返しされると嫌だから、友達に注意をしないし、誰にも相談しない
4. ほかの友達に相談する
5. お父さんお母さんに相談する
6. 兄弟姉妹に相談する
7. 先生に相談する
8. よくあることだから、気にしない
9. その他

- 問10. 子どもたちが万引をするのはなぜだと思いますか。(いくつでも)
1. その品物が欲しいから
 2. お金がないから
 3. どきょうだめしのため
 4. いらいらしたから・楽しいから
 5. みんなやっているから
 6. 友人にやれといわれたから
 7. かんたんのできるから
 8. たいした罰(ばつ)を受けないから
 9. 仲間はずれになりたくないから
 10. 売るため
 11. かまってほしいから
 12. 目立ちたいから
 13. その他
- 問11. もし子どもが店で万引をして捕まったらどうなると思いますか。(いくつでも)
1. 警察(けいさつ)に知らされて調べられる
 2. 学校に知らされておこられる
 3. 友達から仲間はずれになる
 4. 家に知らされる
 5. 店でおこられる
 6. 商品を買いとればすむ
 7. 店の損害を弁償(べんしょう)させられる
 8. その他
- 問12. 子どもが万引したものを友人などに売っているという話しについてどう思いますか。(いくつでも)
1. そのような話は聞いたことがない
 2. 聞いた事はあるがかかわったことはない
 3. 万引きしたものを買うようにいわれたことがある
 4. 万引きしたものを断(ことわり)きれずに買ったことがある
 5. その他
- 問13. 万引きさせないために、お店がやっていることを知っていますか。(いくつでも)
1. 万引防止のポスターを貼っている
 2. 警察(けいさつ)や、学校、家の人に知らせる
 3. 防犯(ぼうはん)カメラをつけている
 4. 万引防止機器(まんびきぼうしきき)をつけている
 5. 防犯(ぼうはん)ミラーをつけている
 6. 「何かお探しですか」などの声かけをしている
 7. その他
- 問14. あなたは子どもが万引をしなくなるためにどうすればよいと思いますか。(いくつでも)
1. 学校の授業で取り上げる
 2. 家のしつけをきちっとする
 3. 警察(けいさつ)がきびしく取りしめる
 4. 罰を重くする
 5. 万引きしづらい店を作る
 6. 万引きした人やその親から罰金(ばっきん)迷惑料(めいわくりょう)をとる
 7. その他

問15. 万引に関する意見・事例等があれば、枠の中にその内容を書いてください。

～ご協力ありがとうございました～

＜万引に関する全国青少年意識調査・中高生用＞

都道府県名	学校名	性別
		男・女

* 都道府県名・学校名を記入して下さい。あなたの性別を男・女どちらかに○を付けて下さい

記入についてのお願い

1. この調査は万引に対する考え方を全国の中学生・高校生の皆さんからお聞きするために、文部科学省・警察庁の協力を得て実施するものです。
2. 調査の対象校は都道府県別・規模別・無作為に統計的に選んでおり、特別の意図はありません。
3. 以下の質問に〈 〉の中の注意に従ってお答え下さい。当てはまるものの番号を○で囲んでください。記入は鉛筆でもボールペンでもかまいません。また、回答したくない質問があれば、書かなくてもかまいません。
4. 書き終わったら、この調査票を封筒に入れ、封をして提出して下さい。
5. 調査内容は統計的に処理され、あなたを特定することはありません。

I. 青少年の意識

問1. 万引についてあなたはどのように考えていますか。〈一つだけ〉

1. 絶対にやってはいけないこと
2. やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない
3. よくあることで、さほど問題でない
4. その他

問2. 万引についてあなたの友達はどのように考えていると思いますか。

〈一つだけ〉

1. 絶対にやってはいけないこと
2. やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない
3. よくあることで、さほど問題でない
4. その他

問3. 万引についてあなたの保護者（親）はどのように考えていると思いますか。

〈一つだけ〉

1. 絶対にやってはいけないこと
2. やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない
3. よくあることで、さほど問題でない
4. その他

問8. 子どもが万引をする理由は何だと思えますか。〈いくつでも〉

1. その品物が欲しいから
2. お金がないから
3. 度胸試しのため
4. ストレス解消のため（楽しいから）
5. みんなやっているから
6. 友人に強要されたから
7. かまってほしいから
8. 目立ちたいから
9. 簡単にできるから
10. 大した罰を受けないから
11. 仲間はずれになりたくないから
12. 中古品店で換金するため
13. インターネットオークションで売るため
14. 友達に売るため
15. その他

問9. もし子どもが万引で捕まったらどうなると思えますか。〈いくつでも〉

1. 警察に通報されて取り調べを受ける
2. 学校に通報されて怒られる
3. 学校に通報されて停学等になる
4. 家に連絡される
5. 店で怒られる
6. 商品を買えば済む
7. 店に損害賠償を払わせられる
8. その他

問10. 「子どもが万引をした品物を友人に売っている」という話について、お答えください。〈一つだけ〉

1. そのような話は聞いたことがない
2. 聞いたことはあるが関わったことはない
3. 万引した品物を買うよう持ちかけられたことがある
4. 万引した品物を断りきれずに買ったことがある

Ⅱ. 万引をした青少年に対して

万引に関して様々な意見がありますが、以下のような意見に対してどう思えますか。

問11. 万引をした子どもを捕まえた店は、警察に通報すべきである。

〈一つだけ〉

1. そう思う
2. そう思わない

問12. 上記問11. で「そう思う」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。〈いくつでも〉

1. 万引は犯罪だから
2. 子どもに反省させるため
3. 再発防止のため

問13. 上記問11. で「そう思わない」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。〈いくつでも〉

1. 万引は大した罪ではないから
2. 品物は戻るので損害は発生していないから
3. 犯罪者として扱うのは子どもの将来を奪うことになるから
4. かわいそうだから
5. 保護者（親）に知られるから
6. 学校に知られるから
7. その他

問14. 子どもが万引をしたとの通報を受けた警察は、学校に連絡すべきである。〈一つだけ〉

1. そう思う
2. そう思わない

問15. 上記問14. で「そう思う」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。〈いくつでも〉

1. 連携して指導すべきだから
2. 生徒の指導は学校の責任だから
3. いじめなどが背景にあるかもしれないので学校は知っておくべきだから
4. 子どもにさらに反省させるため
5. 再発防止のため
6. その他

問16. 上記問14. で「そう思わない」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。〈いくつでも〉

1. 犯罪なので警察が対処すべきだから
2. 学校外の私的な行動だから
3. 退学などになりかねない、子どもの将来のため
4. 学校は形だけの叱責しかしないから
5. その他

問17. 警察から子どもが万引をしたとの連絡を受けた学校は保護者（親）に連絡すべきである。〈一つだけ〉

1. そう思う
2. そう思わない

問18. 上記問17. で「そう思う」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。〈いくつでも〉

1. 子どものしつけは保護者（親）の責任だから
2. 子どもに反省させるため
3. 再発防止のため
4. その他

問19. 上記問17. で「そう思わない」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。〈いくつでも〉

1. 万引は大した罪ではないから
2. たかが万引で保護者（親）を呼び出すのは大げさである
3. 万引をした品物を買取りさえすればいいから
4. 保護者（親）は子どもの万引とは関係ないから
5. 保護者（親）がきちんと指導しないから
6. その他

問20. 万引をした子どもに対して保護者（親）は厳しく指導するべきである。〈一つだけ〉

1. そう思う
2. そう思わない

問21. 上記問20. で「そう思う」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。〈一つだけ〉

1. 子どもの責任は保護者（親）の責任であるから
2. 子どもに反省させるために
3. 再発防止のため
4. その他

問22. 上記問20. で「そう思わない」と答えた方にうかがいます。その理由をお答え下さい。〈一つだけ〉

1. 万引は大した罪ではないから
2. 子どもなら誰でもやることであり、放っておけばそのうち止めるから
3. 厳しく指導しすぎると子どもの居場所が無くなり、かえって非行に走らせることになるから
4. 親には関係がないから
5. その他

問23. 万引をした子どもやその保護者（親）はどのようなことをすべきだと思いますか。〈一つだけ〉

1. 万引は軽微な犯罪なので、その場で謝罪すればよい
2. 万引をしようとした品物を買取ればよい
3. 万引をしようとした品物を買取るだけでなく、迷惑料などを払うべきである
4. 店の掃除や手伝いなどをするべきである
5. ボランティア活動に従事するなど、社会に貢献する活動をするべきである
6. その他

Ⅲ. 万引を減らすために

問24. あなたは万引についてどこかで教えられたことがありますか。

〈いくつでも〉

1. 学校の授業で
2. 保護者（親）から
3. 警察で
4. 特に教えられたことはない
5. その他

問25. あなたは子どもが万引をしなくなるためにはどうすればいいと思いますか。

〈いくつでも〉

1. 万引について授業でとりあげる
2. 家庭でのしつけをきちっとする
3. 警察が万引を厳しく取り締まる
4. 万引（窃盗）の刑罰を重くする
5. 万引しづらい店づくりをする
6. 万引した人やその保護者（親）から罰金、迷惑料などをとる
7. 中古品を買い取る店で万引をした品物かどうか厳しくチェックする
8. その他

問26. 次の、店、学校、警察などが万引をさせないために取り組んでいることの中から、知っているものはありますか？ 〈いくつでも〉

1. 店は万引防止ポスターを貼るなど、万引対策をしている店であることをアピールする
2. 店は「いらっしゃいませ」などの積極的な挨拶する。または「何かお探しですか」などの声かけをする
3. 店は、万引は全て警察に連絡する
4. 警察は、万引した生徒の学校に連絡する
5. 学校は、生徒に「万引は犯罪であること」を指導し、万引した子どもに対しては万引を繰り返さないような心に響く指導をする
6. 本やレコードなどの中古品を買い取る店は、中古品を売りに来た18歳未満の者に対して、保護者（親）と一緒に来るように求め、または保護者（親）に電話して確認を徹底する
7. その他

IV. 他の非行に対する意識

問27. 大麻や脱法ドラッグについてあなたはどのように考えますか。〈一つだけ〉

1. 絶対にやってはいけないこと
2. やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない
3. よくあることで、さほど問題ではない
4. その他

問28. 大麻や脱法ドラッグについてあなたの友達はどのように考えていると思いますか。〈一つだけ〉

1. 絶対にやってはいけないこと
2. やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない
3. よくあることで、さほど問題ではない
4. その他

問29. タバコについてあなたはどのように考えますか。〈一つだけ〉

1. 絶対にやってはいけないこと
2. やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない
3. よくあることで、さほど問題ではない
4. その他

問30. タバコについてあなたの友達はどのように考えますか。〈一つだけ〉

1. 絶対にやってはいけないこと
2. やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない
3. よくあることで、さほど問題ではない
4. その他

V. 自由意見

問31. 万引に関する意見・目撃事例等があれば、以下にその内容を書いて下さい。

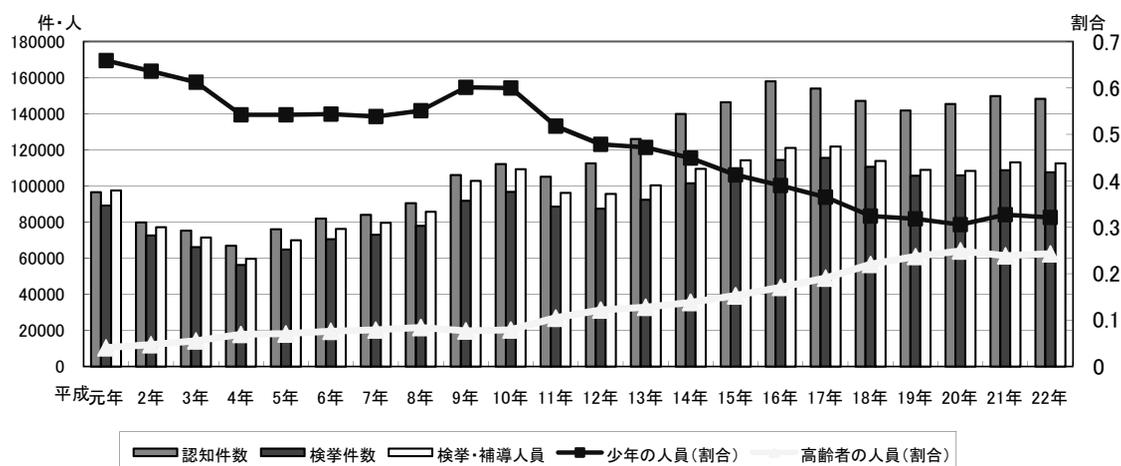
～ご協力ありがとうございました～

全国万引き統計2010年

全国	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
認知件数	96,662	79,910	75,385	66,852	76,027	82,000	84,131	90,496	106,181	112,237	105,227
検挙件数	89,090	72,706	66,082	56,370	64,786	70,600	72,927	77,940	91,870	96,828	88,532
検挙・補導	97,521	77,198	71,507	59,681	69,946	76,254	79,658	85,670	102,895	109,330	96,256
女	49,240	41,373	36,449	30,774	33,607	36,718	38,399	40,852	50,485	51,460	42,835
男	48,281	35,825	35,058	28,907	36,339	39,536	41,259	44,818	52,410	57,870	53,421
成人	29,238	24,421	23,713	23,165	27,066	28,950	30,454	31,205	33,084	35,044	36,310
成人女	17,088	14,412	13,589	12,635	14,109	14,967	15,654	16,015	16,919	17,354	16,814
成人男	12,150	10,009	10,124	10,530	12,957	13,983	14,800	15,190	16,165	17,690	19,496
成人の割合(割合)	30.0%	31.6%	33.2%	38.8%	38.7%	38.0%	38.2%	36.4%	32.2%	32.1%	37.7%
少年	64,296	49,102	43,815	32,369	37,932	41,488	42,915	47,224	61,890	65,635	49,869
少年女	29,950	24,923	20,643	15,928	16,924	18,785	19,610	21,328	29,706	29,891	21,318
少年男	34,346	24,179	23,172	16,441	21,008	22,703	23,305	25,896	32,184	35,744	28,551
少年の人員(割合)	65.9%	63.6%	61.3%	54.2%	54.2%	54.4%	53.9%	55.1%	60.1%	60.0%	51.8%
高齢者	3,987	3,675	3,979	4,147	4,948	5,816	6,289	7,241	7,921	8,651	10,077
高齢者女	2,202	2,038	2,217	2,211	2,574	2,966	3,135	3,509	3,860	4,215	4,703
高齢者男	1,785	1,637	1,762	1,936	2,374	2,850	3,154	3,732	4,061	4,436	5,374
高齢者の人員(割合)	4.1%	4.8%	5.6%	6.9%	7.1%	7.6%	7.9%	8.5%	7.7%	7.9%	10.5%

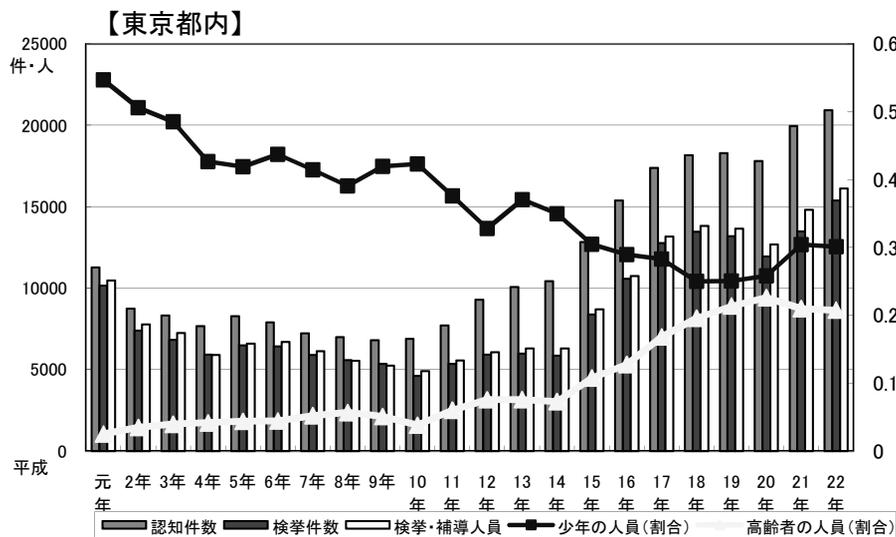
東京都	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
認知件数	11,271	8,747	8,328	7,672	8,287	7,893	7,235	7,004	6,813	6,899	7,718
検挙件数	10,150	7,407	6,829	5,924	6,488	6,423	5,907	5,582	5,358	4,611	5,352
検挙・補導	10,468	7,767	7,256	5,910	6,587	6,699	6,139	5,550	5,257	4,909	5,564
女	5,226	4,011	3,511	2,916	3,243	3,182	2,870	2,499	2,368	2,068	2,329
男	5,242	3,756	3,745	2,994	3,344	3,517	3,269	3,051	2,889	2,841	3,235
成人	4,474	3,563	3,445	3,143	3,538	3,472	3,273	3,065	2,784	2,645	3,136
成人女	2,371	1,869	1,743	1,547	1,735	1,629	1,508	1,444	1,319	1,182	1,311
成人男	2,103	1,694	1,702	1,596	1,803	1,843	1,765	1,621	1,465	1,463	1,825
成人の割合(割合)	42.7%	45.9%	47.5%	53.2%	53.7%	51.8%	53.3%	55.2%	53.0%	53.9%	56.4%
少年	5,728	3,932	3,523	2,520	2,760	2,929	2,545	2,169	2,205	2,076	2,092
少年女	2,685	1,968	1,595	1,237	1,351	1,388	1,196	905	911	776	838
少年男	3,043	1,964	1,928	1,283	1,409	1,541	1,349	1,264	1,294	1,300	1,254
少年の人員(割合)	54.7%	50.6%	48.6%	42.6%	41.9%	43.7%	41.5%	39.1%	41.9%	42.3%	37.6%
高齢者	266	272	288	247	289	298	321	316	268	188	336
高齢者女	170	174	173	132	157	165	166	150	138	110	180
高齢者男	96	98	115	115	132	133	155	166	130	78	156
高齢者の人員(割合)	2.5%	3.5%	4.0%	4.2%	4.4%	4.4%	5.2%	5.7%	5.1%	3.8%	6.0%

【全国】



12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	全国
112,559	126,110	140,002	146,308	158,020	153,972	147,113	141,915	145,429	149,892	148,371	認知件数
87,366	92,319	101,445	106,925	114,465	115,636	110,723	105,774	105,986	108,802	107,684	検拳件数
95,626	100,340	109,522	114,260	121,136	121,914	113,866	108,993	108,307	113,083	112,614	検拳・補導人員
42,391	45,311	48,977	49,782	52,642	52,689	48,688	47,629	45,506	44,578	44,949	女
53,235	55,029	60,545	64,478	68,494	69,225	65,178	61,364	62,801	68,505	67,665	男
38,185	40,143	45,134	49,627	53,204	54,220	51,874	48,464	48,186	49,056	49,078	成人
17,004	17,533	19,624	20,645	22,703	23,431	22,059	20,894	20,326	19,880	20,263	成人女
21,181	22,610	25,510	28,982	30,501	30,789	29,815	27,570	27,860	29,176	28,815	成人男
39.9%	40.0%	41.2%	43.4%	43.9%	44.5%	45.6%	44.5%	44.5%	43.4%	43.6%	成人の割合(割合)
45,790	47,357	49,214	47,177	47,265	44,442	36,932	34,675	33,106	37,008	36,174	少年
19,928	21,645	22,174	20,991	20,166	18,124	14,659	14,226	12,448	11,946	11,482	少年女
25,862	25,712	27,040	26,186	27,099	26,318	22,273	20,449	20,658	25,062	24,692	少年男
47.9%	47.2%	44.9%	41.3%	39.0%	36.5%	32.4%	31.8%	30.6%	32.7%	32.1%	少年の人員(割合)
11,651	12,840	15,174	17,456	20,667	23,252	25,060	25,854	27,015	27,019	27,362	高齢者
5,459	6,133	7,179	8,146	9,773	11,134	11,970	12,509	12,732	12,752	13,204	高齢者女
6,192	6,707	7,995	9,310	10,894	12,118	13,090	13,345	14,283	14,267	14,158	高齢者男
12.2%	12.8%	13.9%	15.3%	17.1%	19.1%	22.0%	23.7%	24.9%	23.9%	24.3%	高齢者の人員(割合)

12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	警視庁
9,283	10,063	10,423	12,842	15,386	17,395	18,166	18,297	17,816	19,955	20,929	認知件数
5,912	5,974	5,867	8,397	10,572	12,773	13,475	13,197	11,953	13,495	15,374	検拳件数
6,078	6,310	6,296	8,706	10,738	13,173	13,826	13,656	12,695	14,819	16,129	検拳・補導人員
2,537	2,686	2,726	3,846	4,650	5,838	6,081	5,997	5,530	5,821	6,206	女
3,541	3,624	3,570	4,860	6,088	7,335	7,745	7,659	7,165	8,998	9,922	男
3,625	3,493	3,635	5,115	6,258	7,227	7,662	7,317	6,551	7,200	7,923	成人
1,549	1,471	1,539	2,149	2,617	3,179	3,402	3,227	2,888	2,921	3,187	成人女
2,076	2,022	2,096	2,966	3,641	4,048	4,260	4,090	3,663	4,279	4,736	成人男
59.6%	55.4%	57.7%	58.8%	58.3%	54.9%	55.4%	53.6%	51.6%	48.6%	49.1%	成人の割合(割合)
1,993	2,337	2,201	2,652	3,110	3,729	3,459	3,421	3,276	4,509	4,857	少年
716	952	940	1,211	1,317	1,495	1,300	1,287	1,204	1,324	1,404	少年女
1,277	1,385	1,261	1,441	1,793	2,234	2,159	2,134	2,072	3,185	3,453	少年男
32.8%	37.0%	35.0%	30.5%	29.0%	28.3%	25.0%	25.1%	25.8%	30.4%	30.1%	少年の人員(割合)
460	480	460	939	1,370	2,217	2,705	2,918	2,868	3,110	3,348	高齢者
272	263	247	486	716	1,164	1,379	1,483	1,438	1,576	1,615	高齢者女
188	217	213	453	654	1,053	1,326	1,435	1,430	1,534	1,733	高齢者男
7.6%	7.6%	7.3%	10.8%	12.8%	16.8%	19.6%	21.4%	22.6%	21.0%	20.8%	高齢者の人員(割合)



調査結果の分析を終えて

今回、このプロジェクトに初めて参加した感想を述べておきたい。

まず、統計学的な見地から言えば、この調査では個人別ランダムサンプリングの手法は使われていないものの、全国規模で相当数の回答者が確保されている。関係者の努力に敬意を表したい。十分な回答者数を得ていることから、多くの項目で統計的検定（主として、カイ二乗を用いた独立性の検定）で有意差が見られている。本報告書では昨年までの体裁を踏襲して、詳細な有意差検定結果は掲載しなかったが、本文で指摘されている分布の違いは統計学的にも支持されている。

本調査を改良していく今後の課題として二点を指摘しておきたい。一つは、多くの質問項目で複数回答を指定している点である。複数回答項目では回答分布の差異の検討が困難となる。これまで複数回答を求めたのは、様々な回答の分布を眺めてみたいという初期的関心があったからであろうが、過去5年の調査結果を眺めてみると、複数項目の回答分布はほぼ安定している。このことから、今後は原則として単一回答項目とすることが望ましいだろう。

もう一つは、単一回答項目で順序尺度か間隔尺度の構成を検討することであろう。本調査では、一部は順序尺度となっている選択肢もあるが、多くは名義尺度上の選択（カテゴリーのみ）となっている。質問項目によっては、多い—少ない、強い—弱いなど、意見や実態の量的判断を回答してもらう方法もが可能であるように思われる。そのことが統計指標を豊富にさせ、質問項目の構成によっては共分散構造分析などの統計手法が利用可能となり、因果関係を含めたモデル化も検討できるようになるのではなかろうか。

次に、今回の質問紙ではそれなりに踏み込んだ質問項目が加わったものの、この種の質問紙調査では常に隔靴搔痒の感を持つ。それは質問紙法の持つ限界であろう。たとえば、「万引をしたことがありますか」という直接的な質問が許されたとしても、その回答の信頼性は疑問である。したがって、質問紙法を用いる場合には、前述の工夫などを盛り込んだ質問項目を配置し、回答分布を総合的に考察していくという地道な努力しかないであろうが、多面的な分析として、他の手法も併せて検討していくことが望まれる。たとえば、北海道警察がおこなった高齢者の万引被疑者プロファイルの分析（「犯罪脆弱者調査最終報告書」北海道警察犯罪脆弱者対策研究委員会、平成23年2月）は貴重な資料である。これは高齢者を主としているが、万引という同じ犯罪であっても、少年、一般成人、高齢者という三つの世代で、万引の方法、店舗の種類、対象物など、その様態は大きく異なっている。今後は本報告書のような質問紙調査と補導・検挙者プロファイル調査などとの総合的な考察を期待したい。

最後に、常々気にかかっている、また他にもいろいろと議論されていると思うことであるが、規範意識という概念について述べておきたい。

もっとも身近な犯罪である万引の抑制を検討する柱としては、被害者側の店舗運営による防衛と加害者側の規範意識の醸成による防衛という二つがあるとよく言われる。

店舗による防衛策は明快であろう。原則として経済的合理性の判断に立たざるを得ないが、その範囲で有効な防衛方法を見つけていくことになる。すなわち、万引きをさせ

ない環境づくりの第一歩として、できるだけ万引きのしにくい店作りをする、という話である。その中には、店員教育も含まれる。

一方、規範意識の醸成という防衛策は、いかにして規範意識を高めるかという観点から対策を考えることである。規範意識とは一般に規範を遵守しようとする態度のこととされ、その背景には「規範意識が高ければ悪いこと（万引）などしない」という主張がある。この主張には二つの話題が含まれているように思う。一つは「万引は悪いことである（してはいけないこと）」という規範に関する知識レベルの個人差の話題であり、もう一つは「規範意識の高い者と低い者がいる」という道徳的な意識あるいは態度レベルの個人差の話題である、前者は測定可能で明確な話題と言えようが、後者は規範知識とともに、その規範行動の実践（逸脱行動の自己制止）という、きわめてむずかしい話題のように思える。

規範知識については本調査でも明らかなように、小学校5年生で99%以上が万引を知っており、その99%が「いけないこと」と答えていることから、小学生に限らず、われわれのほぼ全員が万引が悪いことであるという知識を持っているとみなせる。

それでは、規範意識はどうであろうか。本調査で「万引はいけないこと」と回答した率は小学生から年齢が上がるにつれて低くなっていくと同時に、逸脱行動への寛容度が増加する傾向が顕著である。このことをもって、年齢が上がると規範意識が低下していくと考えるべきなのだろうか。そうであるなら、これはコールバーグによる有名な道徳性の発達理論（通常は年齢が上がるにつれて様々な経験によって高次の道徳的判断ができるようになっていくという説）を持ち出す必要もなく、常識的にも矛盾するような傾向である。逸脱行動への寛容度という言い方をしたが、社会化の結果としての寛容度の高さ、規範意識の高さとの関係はよくわからないところがある。

要するに、規範意識が高い（低い）なら逸脱行動が少ない（多い）という、逸脱行動の原因を曖昧な概念である規範意識にのみ求めることは生産的とは思えないのである。万引というもっとも多い犯罪の割合は暗数を考えても世代別人口比1%以下であるし、被疑者調査によれば、万引をした人たちのほぼすべてが万引は悪いことであると認識している。はたして、万引をした人の規範意識が低いと考えて、みんなの規範意識を高める方策を「これまで以上に」講じる必要があるのだろうか。

これは関与する人の割合が1%以下程度の逸脱行動を放置していいという意味ではない。万引統計を眺めると、少年で高く、成人は低く、高齢者で高くなっている。これを規範意識が年齢で上下に変動すると考える根拠はあまりない。われわれは経験則を獲得し、また変化させつつ日常的に判断し行動している。経験則が変化する要因は主として置かれた状況である。したがって、原因を個人的特性のみに求めるよりは、個人を取り巻く状況特性が個人的特性とからみあって、判断や行動が変化すると考えるほうが妥当な推論と思える。そして、ことが状況要因であれば、店舗の防衛策に始まって、家庭や学校環境、さらにはコミュニティのあり方に至るまで、状況を改善する持続的な努力が中心的な課題になろう。本プロジェクトもそのような方向を目指すための資料となるような努力を続けていただきたいと願っている。

北海道大学大学院文学研究科 特任教授 瀧川哲夫

あとがき

前回は引き続き、今回も筆者が調査結果の分析と報告書の編集を担当することになった。その経緯については、前回報告書で詳しく述べたので、ここでは繰り返さない。考えてみれば、昨年度も本調査・分析報告書の編集を皮切りに、いくつか万引き対策に関わる仕事に従事させて頂いた。主なものを拾えば、東京万引き防止官民合同会議主催「万引き防止 summer キャンペーン」における講演「万引犯罪の現状と高齢再犯者への対応」（東京芸術劇場、平成 22 年 7 月 28 日）、同じく東京万引き防止官民合同会議主催「万引き防止シンポジウム」（東京商工会館、平成 22 年 12 月 1 日）のコーディネーター、パンフレット「万引きをなくしましょう」（東京法規出版、平成 22 年 1 月末）の監修、総務省人事・恩給局主催「平成 22 年度官民交流セミナー第 2 回 超高齢社会の問題点」での講演「万引き高齢再犯者への対応—排除か共生か」（IPC 生産性国際交流センター、平成 23 年 2 月 25 日）などである。

最初に本報告書の編集をも含めて、このような機会を与えて下さった皆様に、とりわけ本機構理事長河上和雄氏と事務局長に心からお礼の言葉を申し上げたい。

あと三年で二回目の定年を迎える身ではあるが、本を読んだりあれこれ調べたりするのは嫌いではない。こうした機会にこの問題について勉強を少しずつ進めている。昨年もっとも関心があったのは高齢再犯者対策である。その直接のきっかけは、北海道警察が行った高齢万引被疑者に対する追加調査（一昨年 11 月～12 月末）の調査結果（とくに犯歴調査）を見た時であった。その概略を示すと、調査対象者のうち過去に犯罪を犯した経歴のある者は 35.2%であり、犯罪歴をもつ者のうち万引きの犯罪歴をもつ者は 85.5%に及ぶ。また、万引きの前歴回数は 1 回がほぼ半数（49.2%）であるが、最大 13 回に達する者もいる。（残念ではあるが、この調査結果は「犯罪脆弱者調査最終報告書」（北海道警察犯罪脆弱者研究委員会、平成 23 年 2 月）には収録されていない。）

こうした数値を見ると、警視庁調査（平成 21 年）では万引の発覚=通報率は 5 回に 1 回程度であったことを思い起こして欲しい。（最近の調査（平成 22 年末）では 75%以上に改善されている。）簡単に言えば、一度店の商品を手を出すと生涯にわたって万引きを繰り返す、というのが高齢再犯者の実態である。万引きを「依存症」の一種と見るのは、「依存症」という言葉の定義が曖昧なので賛成しかねるが、万引き行為の反復は高齢再犯者の人柄=性格に大きな影響を与えてきたと見て間違いはない。ここから、「留置場まるで介護施設 高齢者の万引き増加 宮城県警」（「河北新報」2010 年 12 月 31 日）という事態が生ずる。高齢再犯者から見れば、留置場や刑務所の方が安心して新年を迎えることができる、ということなのであろうか。

現在の状況下では、公的機関による積極的な支援対策が講じられないかぎり、こうした高齢万引き常習者を更正させることはきわめて困難である。これは認めざるを得ない。では、こうした人びとに高額罰金刑や懲役刑を科して社会から排除すれば、それで十分と言えるのだろうか。自由主義者の自己責任論では、それ以外の回答を導き出すことはできない。同時に、そうした立場から見れば、積極的支援対策は公的権力による私事介入であるという非難を受けるであろう。

しかし、それが本当に私たちの望む安全で安心な社会のあり方なのだろうか。自己責任論の行く手には厳罰主義があり、その具体例は現在のアメリカ社会に見て取ることができる（L・ヴァカン『貧困という監獄』森・菊池共訳、新曜社、2008年、堤未香『ルポ 貧困大国アメリカⅡ』岩波新書、2010年）が、私の感覚では到底受け入れられるものではない。これが私を悩ませてきた問題である。「無縁社会」は高度成長に伴う核家族化の不可避の結果であった（『無縁社会』文藝春秋、2010年）。高齢者万引き増加社会も同じ眼で見る必要があるように思う。

しかし、高齢者にばかり目を向けることは許されない。「はじめに」で述べたように、この20年間の大きな傾向は、検挙・補導人員における少年の減少と高齢者の増加であったが、平成20年を境に僅かではあるが、少年の補導・検挙者数は上昇傾向に転じている。これを万引き事案全件届出の影響によると見るなら、なぜ少年の補導・検挙者数の割合だけが増加するのかを問わなければならないだろう。「鉄は熱いうちに打て」と言う。人柄=性格形成の早い段階で万引き性向に染まらないように、少年に対する万引き防止対策のいっそうの充実を図る必要がある。

ここでとくに強調したいのは、「はじめに」で言及した地域差の問題である。同じ東京都区内の隣接した地域、同じ警察署の管内でも万引き汚染度（検挙補導人員数や万引きに誘われた者の数の多少）はかなり異なる。したがって、万引を抑止するためには、この種の地域ぐるみ（たとえば、中学校の通学区単位）の対策が必要である。各校で開催されているセーフティー教室で万引き対策を定期的に（万引き汚染地域では重点的に）取り上げること、万引き防止対策への保護者の積極的な参加を要請することが重要であり、万引き被害の大きい商店街やショッピング・センターでは万引きをさせない環境づくり（商品の配列、店員の教育と配置、万引き防止機器の設備等、所轄署との連携）が急務である。

おそらく、こうした地域差を生じさせる要因として、それぞれの地域の歴史的背景や経済的状況を指摘することができだろう。しかし、その実態が的確に解明できなければ、対策もお座なりに留まらざるをえない。まずはその実態を具体的な数値という形で、保護者や地域の関係者に周知することが肝要である。この意味において、先に校内調査の一部を紹介した都内B中学校校長を初め、担当教員の努力を高く評価したい。

また、非行防止教育および道德教育に関しては、上で述べた「万引き防止シンポジウム」（東京万引き防止官民合同会議主催、東京商工会館、平成22年12月1日）における岡部享市氏（警視庁少年相談専門職員）の報告「万引きの問題を抱えた少年の立ち直り支援の実際」が大いに参考になった。要するに、規範意識の内面化と自尊感情との間に密接な関連があり、自尊感情の育成には家族や地域等での人と人の繋がりが重要な役割を果たしている、というのである。これに対応して、わが国の道德教育には「自分を正しく愛し、尊重することが欠けている」という批判もなされている。非行防止教育や道德教育のこうした観点からの見直しが必要であろう。

毎年、各小学校・中学校はセーフティ教室（非行防止教室）が開催されている。問題はそこでの教育指導の内容である。「万引きはダメ、絶対ダメ」は小学校低学年には有効であろうが、学年が高くなるにつれて子どもなりの思慮分別が身につく。周囲の状況や世間の裏表が見えるようになってくる。指導する側の権威主義的な言動には反発もしたくなる。児童生徒の精神的成長に応じた訓話が必要である。「やってはいけないことだが、大した間

題ではない。」「その通り、殺人や強盗に比べればね。でも、本屋さんやCD店にとっては死活問題だよ。本一冊、CD一枚分の損を取り返すにはその何倍も本やCDを売らないといけないから。」人間は理性的存在であり、幼い子でも自分の悪行にはそれなりに正当化を試みる。したがって、どこまでも児童生徒のいわば屁理屈に向き合う努力が必要であろう。

さらに注意すべきことは、そこに集う児童生徒にはごく少数であれ、すでに万引きに手を出した子も含まれているということである。スクール・サポーターなど児童生徒の指導の任に当たる者は、けっしてこの事実を無視すべきではない。万引き経験者に「万引きはダメ、絶対ダメ」を繰り返すことは、彼らを疎外させるだけで、自分の行為がなぜ悪かったのか、その反省の機会を失わせることになりかねない。万引きをさせないための教育は、その一部に万引きからの更正教育を含まなければならない。一般論としては、主題が何であれ、いつでも聞き手の思慮を深め、精神的成長を促すことがでなければ、児童生徒を前に話す資格はない。

何時ものことであるが、前置きが長くなってしまった。前回調査・分析報告書に記したように、筆者の主たる研究分野は哲学・倫理学であって、犯罪学を専門とするわけではないし、調査結果の統計分析には素人である。また、この種の作業は専門を異にする複数の研究者の共同研究として行うのが望ましい。これまでの経験がこう私に教えてくれた。幸いにも、今回は古い友人である心理学者の瀧川哲夫氏（北海道大学大学院文学研究科特任教授）の協力を得ることができた。瀧川氏は過去5年間、筆者とともに北海道警察犯罪脆弱者対策研究委員会のメンバーを勤めてきた。

この4週間ほどは、瀧川氏が分析し作成した資料を基に私が解説を書き、それに瀧川氏がコメントを加えるという作業の繰り返しであった。その結果、各章の草稿は第4～5バージョンにまで進んだ。今回とくに注目したのは県別のデータであり、いくつかの設問を鍵にして他の項目との関連の調査・分析を試みた。その一部は、第1章3と4、第2章1に組み込んである。県別のデータにまで踏み込んだのは、これまでの調査で今回が初めてである。

しかし、これは犯罪統計の一般的な困難とも言えるのであろうが、たとえば、万引きに誘われた経験が「ある」は「ない」に比較して少数である。どうしても、一方のサンプルが少ないという壁に突き当たる。これを基に設問「友達が万引きをしたときの対処」や「万引きをしたことの償い」の回答を分析してみたが、思わしい結果は得られなかった。こうした事情で、今回はこれ以上の立ち入った分析は断念した。

最後になったが、今回も巻末に「全国万引き統計（平成22年）」を収録することができた。これは、警視庁生活安全部長 宮園司史警視長のご厚意による。宮園警視長と実務に当たられた警察官の皆様に衷心よりお礼を申し上げる。

桜美林大学教授（倫理学）坂井昭宏

平成23年6月

第六回
万引に関する全国青少年意識調査・分析報告書

平成 23 年 6 月発行

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

編集 坂井昭宏（桜美林大学教授）

瀧川哲夫（北海道大学大学院教授）

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-2-8 中村ビル

TEL：03-3355-2322 FAX：03-3355-2344

URL：<http://www.manboukikou.jp/>